

# 史跡 須玖岡本遺跡保存活用計画

平成 30 年 3 月

春日市 教育委員会



春日市上空から福岡平野を望む

平成9年(1997)11月撮影

## 序

春日市は、福岡平野の南に位置する住宅都市です。古くから、住環境に適した地であったことから、市域全体に多くの遺跡が残され、国の特別史跡である大土居、天神山水城跡をはじめ、国指定史跡の日拝塚古墳や須玖岡本遺跡など、全国的にも貴重な遺跡が数多く点在しています。

とりわけ、市域における弥生時代の遺跡の密集度と、内容の豊かさは他地域に抜きん出ており、近年の発掘調査や研究の成果から、当地が古代中国の歴史書に登場する「<sup>な</sup>奴<sup>こく</sup>国」の王都であったと言われていています。この遺跡群の中核である須玖岡本遺跡では、奴国王墓とされる前漢鏡約 30 面などを伴う甕棺墓<sup>かめかんぼ</sup>が明治 32 年 (1899) に発見され、その名が全国に知られるようになりました。また、日本考古学の黎明期<sup>れいめいき</sup>に「弥生時代」という時代設定を確立する研究を牽引した画期的な遺跡として学史に刻まれています。その後も王族墓や我が国最大規模の青銅器工房跡の発見などが相次ぎ、注目されてきたことは周知のとおりです。

今後、地域の貴重な歴史遺産として、この史跡を後世に継承していくことは、現在を生きる私たちの責務です。しかし、史跡を保存し活用していくには行政だけでなく地域住民の理解と協力や関係諸機関との情報共有などが不可欠です。

そこで、春日市ではこの遺跡を史跡として保護し、その歴史的価値を広く啓発していくために、学識経験者や地元関係者などで構成される文化財専門委員による史跡須玖岡本遺跡保存活用計画策定のための部会を設置しました。2 か年、計 5 回にわたる会議で史跡の保存管理の基本的な考え方や取扱いの方法、そして活用や整備の基本方針について、多角的な視点から指導・助言を頂き、ここにその成果をとりまとめ「史跡須玖岡本遺跡保存活用計画」として発刊することとなりました。

今後はこの指針に基づき史跡の適切な保存管理を行いつつ、活用整備を図り、関係の方々のご協力を頂きながら、遺跡を活かした地域コミュニティの振興にもつなげていきたいと考えています。

最後になりましたが、今回の計画策定に対してご指導を賜りました文化庁、福岡県教育委員会、文化財専門委員による史跡須玖岡本遺跡保存活用計画策定のための部会の方々、その他ご協力いただきました多くの関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

春日市教育委員会

教育長 山本 直俊

## 例 言

- 1 本書は、福岡県春日市所在の史跡須玖岡本遺跡の保存活用計画策定事業の報告書である。須玖岡本遺跡は、岡本 1、2、6、7 丁目にまたがる約 7.4ha の範囲に展開するが、現在、史跡指定を受け公有地化されているのはごく一部（約 2.0ha）であり、その大半は私有地にある。昭和 61 年（1986）の最初の史跡指定以降、継続的に追加指定を進め、遺跡の保護を図っている。そのため、本計画の策定にあたっては史跡指定地だけでなく、須玖岡本遺跡全域をその対象とした。  
なお、巻末には別添資料として用語解説一覧及び参考文献について示している。
- 2 本計画の策定事業にあたっては、文化財専門委員による史跡須玖岡本遺跡保存活用計画策定のための部会を設置し、文化庁文化財部記念物課、福岡県教育庁総務部文化財保護課の指導のもと、春日市教育委員会が行った。事業は平成 28 年度、平成 29 年度の 2 か年で実施し、文化庁の史跡等保存活用計画策定費国庫補助の交付を受けて、史跡須玖岡本遺跡保存活用計画策定事業として実施した。
- 3 計画策定に係る事務は、文化財専門委員による史跡須玖岡本遺跡保存活用計画策定のための部会における協議結果を踏まえ、春日市教育委員会教育部文化財課が担当し、関連業務の支援を株式会社中桐造園設計研究所に委託した。

# 目 次

第1章 保存活用計画の策定	1
第1節 計画策定に至る経緯と目的	1
第2節 保存活用計画策定組織の設置	2
第3節 計画策定の経緯	3
第4節 計画対象範囲	5
第5節 史跡指定の経緯及び指定理由	6
(1) 保存に至る経緯	6
(2) 史跡指定及び追加指定の経緯	6
(3) 史跡指定及び追加指定理由	7
(4) 史跡指定及び追加指定に伴う公有地化の変遷	11
第6節 保存活用計画の位置付け	12
第2章 春日市と須玖岡本遺跡の概要	13
第1節 春日市の位置	13
第2節 春日市の自然環境	14
(1) 地形・地質	14
(2) 植物等	15
第3節 春日市の社会環境	16
(1) 面積及び人口等	16
(2) 交通	16
第4節 春日市の歴史環境	17
(1) 時代別にみる春日市内の遺跡	17
(2) 春日市内の遺跡分布	20
第5節 須玖岡本遺跡の概要	21
(1) 計画対象範囲の現状	21
(2) 植生の現状	24
(3) 地質・土壌調査	26
(4) 都市計画（用途地域について）	27
(5) 交通アクセスの現状	28
(6) 須玖岡本遺跡の利活用状況	29

第3章 奴国の遺跡と史跡須玖岡本遺跡の概要	31
第1節 奴国の概要	31
(1) 奴国	31
(2) 福岡平野で確認されている奴国の遺跡	32
第2節 須玖遺跡群の概要	33
(1) 須玖遺跡群内の遺跡分布状況	33
(2) 須玖遺跡群と時代変遷	35
(3) 須玖遺跡群内の主要な遺跡	39
第3節 須玖岡本遺跡の概要	46
(1) 須玖岡本遺跡の学史的な歩みと変遷	46
(2) 須玖岡本遺跡の発掘調査の歴史と成果	47
第4章 須玖岡本遺跡の価値	61
第1節 史跡の本質的価値	61
(1) 史跡須玖岡本遺跡の本質的価値	61
第2節 史跡を構成する諸要素	65
(1) 本質的価値を構成する要素	65
(2) 本質的価値を構成する要素以外の要素	65
第5章 史跡の保存活用に係る現状と課題	66
第1節 史跡を構成する諸要素の現状と課題	66
(1) 本質的価値を構成する要素の現状と課題	66
(2) 本質的価値を構成する要素以外の要素の現状と課題	67
第6章 基本理念	74
第1節 史跡の意義と望ましい将来像	74
(1) 春日市のまちづくりにおける文化財の位置づけ	74
(2) 史跡の望ましい将来像	74
第2節 保存管理の方向性	76
第3節 活用整備の方向性	76

第7章 保存管理	77
第1節 地区区分	77
第2節 保存管理	78
第3節 史跡の追加指定と公有地化	80
(1) 追加指定の方針	80
(2) 公有地化等の方針	80
第4節 現状変更の取扱方針及び基準	81
(1) 現状変更の取扱に関する基本的事項	81
(2) 現状変更の取扱基準	84
第8章 活用整備	87
第1節 史跡の活用における具体的手法	87
(1) 史跡の地域への周知と公開	87
(2) まちづくり・地域づくりとの連携	87
(3) 調査・整備段階からの活用と地域との協働	87
(4) 学校教育・社会教育での活用	87
(5) 須玖遺跡群全体のネットワークと福岡平野に点在する奴国の遺跡との連携	87
第2節 史跡の整備における具体的手法	88
(1) 史跡の保存を前提とした整備	88
(2) 史跡の活用を前提とした整備	88
第3節 整備のためのゾーニング	88
(1) ゾーニング	88
(2) 動線	88
第9章 事業の推進	91
第1節 事業の進め方	91
(1) 経過観察	91
(2) 管理運営の体制	93
第2節 実施に向けた考え方	94
別添資料	
用語解説一覧	95
参考文献等	98

## 第1章 保存活用計画の策定

### 第1節 計画策定に至る経緯と目的

須玖岡本遺跡は、明治32年(1899)に、約30面の前漢鏡<sup>ぜんかんきょう</sup>\*ほか多数の副葬品を有し、ことのほか手厚く葬られた甕棺墓(王墓)が発見されたことを機にその名が全国に知られ、以来、弥生時代研究に欠かせない我が国屈指の遺跡\*となった。さらに、高い比率で副葬品を伴う甕棺墓群(王族墓)や、その周辺一帯に展開する青銅器工房跡や掘立柱建物跡・竪穴住居跡など、極めて重要な遺構群の発見などが相次ぎ、須玖岡本遺跡一帯が奴国の王都の中核であったことを裏付けた。

しかし、日本考古学界に多大な影響を及ぼした学史的に著名な遺跡にも関わらず、高度経済成長期以降、急激な都市化の前に遺跡保存の抜本的な対策は施されず、大部分が宅地下に埋没している。

その後、昭和61年(1986)に「岡本遺跡」として史跡指定を受け、春日市は昭和61年(1986)以降、公有地化を進め、平成5年(1993)には歴史公園として環境整備を行った。続いて平成12年(2000)には、史跡名称が「岡本遺跡」から「須玖岡本遺跡」に変更され、国・県及び春日市教育委員会が協議する中で、弥生時代の重要遺構が顕著に密集する「須玖岡本遺跡」の範囲を定めた。以降は平成12年(2000)、14年(2002)、16年(2004)、22年(2010)、25年(2013)に追加指定を受け、街区公園や神社地、国有地が史跡指定地となった。また、近年では史跡の保護を図るため、転居や住宅建替え等の機会を捉えて、随時追加指定を進めてきた。

一方で未指定地の地下は、奴国を解明するために必要な確認調査が十分に行われておらず、それらの調査・研究を継続的に行う必要がある。さらに遺跡を適切に保存し後世へと継承するにあたり、次の課題を抱えている。

#### (史跡の保存管理上の課題)

- 史跡指定後の公有地及び国有地の維持管理が十分でない。

#### (史跡の活用上の課題)

- 須玖岡本遺跡についての調査・研究の内容及び調査後の現地保存に関する情報の周知・公開が十分でない。
- 史跡指定後の公有地及び国有地の十分な活用が図られていないため、地域住民に空地が増えているような印象を与えている。

このような背景から、遺跡の発掘調査及びその調査後の計画的な活用・整備・維持管理への早急な対応が強く求められていた。そこで、史跡\*の保存活用計画を策定し、広く市民やこの地に関わりの深い人々の理解を深め、史跡の持つ価値の確実な保存・継承を図るための指針や、活用・整備の方向性を取りまとめるに至った。

史跡須玖岡本遺跡は、“わがまちの誇り”いわゆるシビックプライド\*を醸成する、あるいは地域ブランドとしての価値の視点からも、魅力にあふれる歴史資産である。この歴史資産を適切に保存し、さまざまな視点を持った保存・活用・整備を通して、その本質的価値及び存在意義を次世代へと確実に継承することを目的に、保存活用計画を策定する。



## 第2節 保存活用計画策定組織の設置

本計画の策定にあたっては、計画内容について議論するとともに、専門的知見を反映するために、以下に示す市民代表及び学識者からなる部会を設置した。

### 文化財専門委員による史跡須玖岡本遺跡保存活用計画策定のための部会

	氏名	専門分野	所属・職名	備考
1	あきえだ えみ 秋枝 恵美	市民代表	須玖北地区自治会長 (自治会推薦)	
2	ありま しげのぶ 有馬 茂信	市民代表	岡本地区自治会長 (自治会推薦)	副委員長
3	いのうえ とよひさ 井上 豊久	生涯学習	福岡教育大学 福祉社会教育講座 教授	
4	こいけ のぶひこ 小池 伸彦	考古学	奈良文化財研究所 埋蔵文化財センター長 (～平成29年3月) 特任研究員 (平成29年4月～)	
5	しげふじ てるゆき 重藤 輝行	考古学	佐賀大学 芸術地域デザイン学部 教授	
6	たけすえ じゅんいち 武末 純一	考古学	福岡大学 人文学部 教授	委員長
7	はやし しげのり 林 重徳	土木工学	佐賀大学 名誉教授	平成29年 10月18日逝去
8	ふじた なおこ 藤田 直子	景観	九州大学大学院 芸術工学研究院 環境デザイン部門 准教授	

### (国・福岡県)

国：浅野 啓介 文化庁文化財部記念物課 文化財調査官（史跡部門）  
県：入佐 友一郎 福岡県教育庁総務部文化財保護課 技術主査

### (春日市)

#### 事務局 春日市教育委員会

	教育長	山本 直俊
	教育部長	西岡 純三
	文化財課長	神崎 由美
管理 担当	課長補佐	小林 達朗
	主査	伊藤 かおり
	主任	佐伯 廣宣
	主事	佐藤 和仁
文化財 担当	課長補佐	中村 昇平
	主査	吉田 佳広
	主査	塩足 かおり
	主査	森井 千賀子
	主任	山崎 悠郁子

### (事務局支援業者)

(株) 中桐造園設計研究所

### 第3節 計画策定の経緯

文化財専門委員による史跡須玖岡本遺跡保存活用計画策定のための部会による協議は通算5回行われた。

#### 史跡須玖岡本遺跡保存活用計画策定部会の開催概要

回	開催日時	概 要
第1回	平成28年 (2016) 8月1日	第1章 対象史跡の範囲 第2章 保存活用の内容と手法 第3章 地区区分
第2回	平成28年 (2016) 11月25日	第1章 保存活用計画の策定 第2章 周辺の概要 第3章 史跡の評価 第4章 史跡の概要
第3回	平成29年 (2017) 5月15日	第1章 保存活用計画の策定 第2章 春日市と史跡周辺の概要 第3章 史跡の概要 第4章 須玖岡本遺跡の価値 第5章 史跡の保存活用に係る現状と課題 第6章 保存管理 第7章 整備と活用
第4回	平成29年 (2017) 8月29日	第1章 保存活用計画の策定 第2章 春日市と史跡周辺の概要 第3章 史跡の概要 第4章 須玖岡本遺跡の価値 第5章 史跡の保存活用に係る現状と課題 第6章 保存管理 第7章 整備と活用 第8章 管理運営の体制 第9章 保存管理と活用整備のサイクル
第5回	平成29年 (2017) 12月1日	第1章 保存活用計画の策定 第2章 春日市の概要 第3章 史跡須玖岡本遺跡の概要 第4章 須玖岡本遺跡の価値 第5章 史跡の保存活用に係る現状と課題 第6章 基本理念 第7章 保存管理 第8章 活用整備 第9章 事業の推進

また、この間、本計画を市民と共有し史跡保存を目指すものとするため、市民懇談会を通算4回開催した。計画策定の趣旨を周知し、須玖岡本遺跡に対する理解を促す機会となったが、一方で遺跡の存在が地域の生活に及ぼす影響を懸念する声も明らかとなった。

なお、第3回の市民懇談会では、須玖岡本遺跡に対して市民からさまざまな意見が出された。主な内容を以下にまとめる。

**史跡須玖岡本遺跡保存活用計画についての市民懇談会**

回	日付	概要	対象者	参加者数
第1回	平成29年(2017)8月11日	須玖岡本遺跡についての岡本地区住民懇談会	岡本地区住民	15名
第2回	平成29年(2017)10月8日	須玖岡本遺跡での建築等に関する相談会	春日市民等	35名
第3回	平成29年(2017)10月29日	須玖岡本遺跡保存活用計画についての市民懇談会	春日市民等	17名
第4回	平成29年(2017)12月21日	須玖岡本遺跡保存活用計画の報告会	春日市民等	14名

**(須玖岡本遺跡の魅力)**

- 王墓や王族墓があり、著名な遺跡である
- 公園等にある樹木やため池など、自然が多い
- 散歩コースに最適
- 古から続く住みよい環境
- ドームで甕棺の様子が見学できる
- 青空のもとでフェスタができる など

**(須玖岡本遺跡の改善点)**

- 公有地の管理や整備が行き届いていない
- 遺跡の解説板等が少なく、遺跡の価値の周知が足りない
- アクセス性に乏しく、遺跡の場所もわかりづらい
- 発掘調査の継続
- 見学コース設定がされていないなど

**(須玖岡本遺跡の整備への要望)**

- 遺跡巡りのためのマップ作成
- VR\*技術を活用した体験型の整備
- ボランティアガイドによる遺跡案内
- 遺跡全体を見渡せる展望台
- 奴国のようすがわかる模型展示など



第3回市民懇談会の様子

平成29年(2017)12月15日～平成30年(2018)1月5日に行った最終案のパブリックコメント\*では、特に意見は提出されなかった。

## 第4節 計画対象範囲

本計画が対象とする史跡指定地は、春日市岡本地区に散在する史跡須玖岡本遺跡 20,068.81 m<sup>2</sup>である（平成 30 年 3 月 31 日現在）。しかし、この史跡と一体の遺跡と捉えるべき約 74,000 m<sup>2</sup>の須玖岡本遺跡の範囲は、岡本1,2,6,7丁目地内に広がり、今後積極的に保護を図る必要があるため、この範囲の保存活用計画を策定するものである（図 1-1 参照）。また、当遺跡は春日丘陵北部を中心に所在し、奴国の王都とされる須玖遺跡群の中で中核となる存在である。さらに、この遺跡を含む須玖遺跡群についてもその文化財的評価と保護施策の方向性を定めることが求められる。

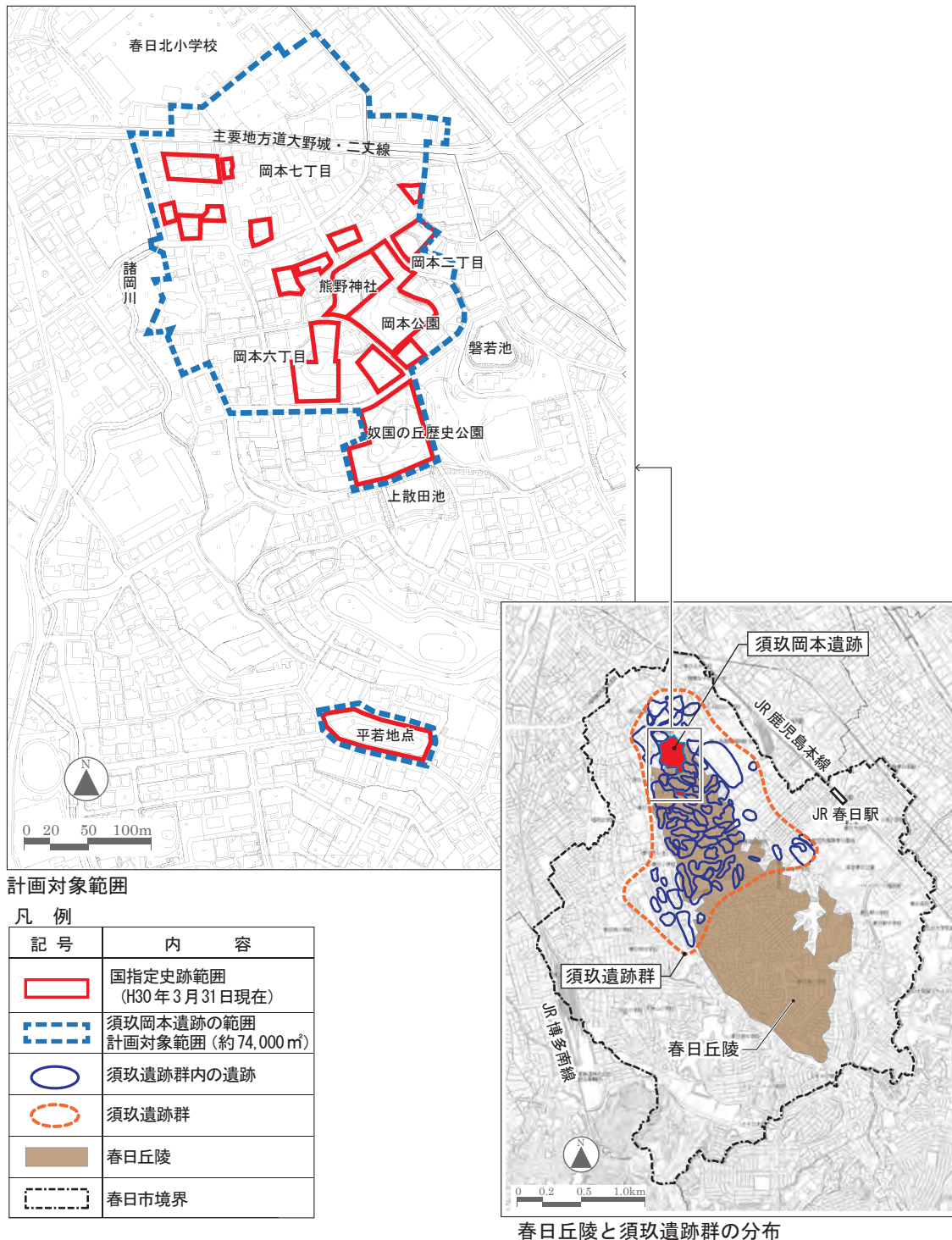


図 1-1 計画対象範囲図

## 第5節 史跡指定の経緯及び指定理由

### (1) 保存に至る経緯

史跡須玖岡本遺跡の保存に至る経緯について、以下に年代順に示す。

- 平成 元年(1989) 『「春日・弥生の里づくり」基本構想』策定
- 平成 3年(1991) 遺跡保存準備委員会が発足
- 平成 8年(1996) 福岡県文化財保護審議会は県教育委員会に対して、『文化財保存活用基本指針』を建議  
「春日市の文化財については須玖岡本遺跡を中核として位置付けながら、他分野の文化財の保存、活用と併せて広く事業を推進していくこととする」と定められる。
- 平成 10年(1998) 文化財事業活動の拠点となる春日市奴国の丘歴史資料館開館
- 平成 12年(2000) 福岡県文化財保護課と市文化財課の共同による「須玖岡本遺跡保存活用検討会」を開催、須玖岡本遺跡の範囲を明確化し、今後の取扱いを含めた保存活用の方針を確定
- 平成 13年(2001) 福岡県文化財保護審議会は県教育委員会に対して、『福岡県重要・大規模遺跡の保存活用計画』を建議  
弥生時代の王墓・王族墓・工房などを可能な限り保存整備し、「奴国の繁栄が偲しのばれるような復原整備を目指す」と明記される。
- 平成 14年(2002) 『春日市文化財保存活用基本指針』策定
- 平成 19年(2007) 『春日市文化財保存活用基本計画』策定
- 平成 28年(2016) 『史跡須玖岡本遺跡保存活用計画』策定に着手

### (2) 史跡指定及び追加指定の経緯

本格的な発掘調査は昭和4年(1929)の京都大学の調査に始まり、昭和37年(1962)には九州大学と福岡県教育委員会が調査し、昭和54年(1979)には県道拡幅工事に伴い福岡県教育委員会が調査を実施、また同年には春日市教育委員会が岡本四丁目遺跡の発掘調査を実施し、多数の甕棺墓群と共に小銅鐸しょうどうたく\*の鋳型が出土して注目された。

春日市教育委員会は昭和54年(1979)、遺跡の重要性から埋蔵文化財発掘調査指導委員会を設置し保存等について審議し、昭和59年(1984)に国指定の申請を行った。また、昭和61年(1986)6月に平若地点を含む『岡本四丁目遺跡』は『岡本遺跡』として国指定史跡となった。さらに、平成12年(2000)には『須玖岡本遺跡』に名称変更され、以降、平成14年(2002)、16年(2004)、22年(2010)、25年(2013)に追加指定を受けた。

### (3) 史跡指定及び追加指定理由

史跡指定及び追加指定の理由及び変遷等について、表 1-1 及び p10、図 1-2 に示す。  
(文部省・文部科学省官報告示から転載)

表 1-1 史跡指定及び追加指定の変遷 (1)

	年月日	名称(時代)	所在地	面積	現 状	申請理由または指定理由
国 指 定 申 請	昭和 59 年 (1984) 11 月 27 日	岡本遺跡 群 (仮称)	春日市 岡本町 4 丁目 及び大字 小倉字平若  ※現在の 岡本 6 丁目 及び 弥生 2 丁目	—	山林 及び 草地	岡本遺跡群(仮称)四丁目地 点は昭和 52 年宅地造成中に発見 され、昭和 54、55 年の発掘調査 の結果多数の甕棺墓・木棺墓と これに伴う祭祀遺構及び住居跡 の存在が確認された。平若地点 は古くから甕棺墓地として知ら れていたが、昭和 54 年の東側道 路拡幅及び水害による土砂崩れ により、多数の甕棺墓が確認さ れた。両地点とも須玖岡本遺跡 群に含まれ、奴国王の墓に比定 されている「須玖岡本遺跡」に 近接し、併存関係にあることから 須玖岡本遺跡全体を把握する 上で重要な遺跡であるとともに、 規模・密度においても福岡平野 を代表する弥生時代の遺跡であ る。しかし春日丘陵(須玖丘陵) に残された当該地も近年の宅地 開発により、現状のままでは保 存が困難であるため、史跡保存 の万全を図るため、史跡指定を 申請した。
史 跡 指 定	昭和 61 年 (1986) 6 月 24 日	岡本遺跡	春日市 岡本 4 丁目 12 番 岡本 4 丁目 11 番 1 岡本 4 丁目 11 番 3 岡本 4 丁目 17 番 5 岡本 4 丁目 17 番 1 岡本 4 丁目 17 番 4 岡本 4 丁目 17 番 3 岡本 4 丁目 16 番 岡本 4 丁目 13 番 岡本 4 丁目 14 番 岡本 4 丁目 15 番 小倉 1701-6 小倉 1701-1 小倉 1700-1	849.95 m <sup>2</sup> 366.50 m <sup>2</sup> 366.52 m <sup>2</sup> 246.76 m <sup>2</sup> 86.37 m <sup>2</sup> 246.81 m <sup>2</sup> 502.75 m <sup>2</sup> 550.84 m <sup>2</sup> 247.00 m <sup>2</sup> 192.16 m <sup>2</sup> 482.64 m <sup>2</sup> 148.00 m <sup>2</sup> 1,266.00 m <sup>2</sup> 989.00 m <sup>2</sup>	山林 及び 宅地	(基準) 特別史跡名勝天然記念物及び 史跡名勝天然記念物指定基準 史跡 1 (その他この類の遺跡) による。  (説明) 岡本遺跡は、春日市の北部、 春日丘陵先端近辺に位置する弥 生時代中・後期の墓群を主体と する遺跡である。同時代墓群と して著名な須玖遺跡と一連のも のであり、我が国弥生時代の墓 制を考える上で学術上高い価値 を有する。 (文部省告示第九八号)
			小計	6,541.30 m <sup>2</sup>		

表 1-1 史跡指定及び追加指定の変遷 (2)

	年月日	名称(時代)	所在地	面積	現状	追加指定理由
追加指定	平成 12 年 (2000) 2 月 13 日	(名称変更) 須玖岡本遺跡	春日市 岡本 6 丁目 1 番 2 岡本 6 丁目 9 番 岡本 6 丁目 10 番 2 岡本 7 丁目 35 番 1 岡本 7 丁目 35 番 2 岡本 7 丁目 36 番	406.00 m <sup>2</sup> 514.29 m <sup>2</sup> 687.63 m <sup>2</sup> 66.63 m <sup>2</sup> 252.80 m <sup>2</sup> 159.79 m <sup>2</sup>	宅地	「史跡 岡本遺跡」指定時は明治 32 年に発見された須玖岡本遺跡の中心地を含めることができず、学史的にも有名な須玖岡本遺跡との混乱をさけるため、「岡本遺跡」の名称を使用せざるをえなかった。今回の申請地は、須玖岡本遺跡の中心地を含むものであり、上記の名称に変更するのが適当であるため。 (文部省告示第百四十七号)
			小計	2,087.14 m <sup>2</sup>		
	平成 14 年 (2002) 12 月 19 日	(追加指定) 須玖岡本遺跡	春日市 岡本 2 丁目 80 番 1 岡本 2 丁目 80 番 2 岡本 2 丁目 81 番 岡本 2 丁目 91 番 岡本 2 丁目 91 番 (分筆 91-2) 岡本 2 丁目 91 番 (分筆 91-1) 岡本 2 丁目 92 番 岡本 2 丁目 95 番  岡本 2 丁目 96 番 岡本 6 丁目 10 番 1 岡本 6 丁目 1 番 1 岡本 6 丁目 4 番 1 岡本 6 丁目 4 番 2	363.00 m <sup>2</sup> 413.85 m <sup>2</sup> 459.63 m <sup>2</sup>  1,540.23 m <sup>2</sup> 297.00 m <sup>2</sup>  2,744.00 m <sup>2</sup> 259.96 m <sup>2</sup> 480.04 m <sup>2</sup>  784.55 m <sup>2</sup>	宅地及び 境内地等	須玖岡本遺跡は、背振山系から派生した春日丘陵の北端部に立地している。遺跡の発見は明治 32 年に遡る。巨石の下で発見された甕棺墓から 30 面前後の前漢鏡、銅剣、銅矛、ガラス璧等が出土し、『魏志倭人伝』に記された「奴国」の王墓に比定された。その後、周辺では数多くの発掘調査が行われ、王墓周辺からは王に連なる人の墓と考えられる長方形の墳丘墓、それらとは距離をおいた地点では稠密に分布する甕棺墓群や青銅器やガラス製品の製作址、堅穴住居跡等も検出されている。本遺跡は奴国の中心部の様相、ならびに弥生墓制を考える上で重要であることから、昭和 61 年に史跡に指定された。その後、春日市教育委員会では指定地周辺の確認調査を進め、遺跡の構造把握に努めてきた。今回、追加指定しようとするのは、王墓と関わりの深い周溝を伴う甕棺墓や集落の一部が確認された部分であり、須玖岡本遺跡の構造を知る上で重要である。保存のための条件が整ったことから、既指定地と一体的に保護を図ろうとするものである。 (文部科学省告示第二百九号)
		小計	7,342.26 m <sup>2</sup>			
	平成 16 年 (2004) 9 月 30 日	(追加指定) 須玖岡本遺跡	春日市 岡本 2 丁目 90 番 1 岡本 2 丁目 91 番 3 (91-1 から分筆) 岡本 7 丁目 10 番 岡本 7 丁目 11 番	257.44 m <sup>2</sup>  376.00 m <sup>2</sup> 23.00 m <sup>2</sup>	宅地及び 畑	遺跡の詳細と指定理由は平成 14 年度の追加指定理由に準ずる。春日市教育委員会では指定地周辺の確認調査を進め、遺跡の内容把握に努めてきた。今回、追加指定する場所は、周溝を伴う甕棺墓等が確認されており、王墓、王族墓が検出された地点の東から南東部に位置し、これらとの深い関係が示唆され、須玖岡本遺跡の構造を知るうえで重要である。保存のための条件が整ったことから、既指定地と一体的に保護を図ろうとするものである。 (文部科学省告示第百四十七号)
		小計	656.44 m <sup>2</sup>			

表 1-1 史跡指定及び追加指定の変遷 (3)

	年月日	名称(時代)	所在地	面積	現状	追加指定理由
追 加 指 定	平成 22 年 (2010) 8 月 5 日	(追加指定) 須玖岡本遺跡	春日市		宅地	遺跡の詳細と指定理由は平成 14 年度の追加指定理由に準ずる。 昭和 54 年からは春日市教育委 員会が、範囲・内容の確認を目的 とした発掘調査を継続的に 行っている。その結果、遺跡の 中心部には王墓とされる甕棺墓 が位置し、その西側には武器形 青銅器等を副葬する甕棺墓が密 集する墳丘墓が、北東部には周 囲に溝が巡る掘立柱建物と鋳型・ 鞆羽口・取瓶・埴埴・銅滓等が 多数出土した青銅器工房が、南 側の標高約 30m の丘陵部には堅 穴建物を中心とした住居域がそ れぞれ確認され、遺跡の全体的 な構造がほぼ明らかになった。 今回は、条件の整った部分を 追加指定し、保護の万全を図る ものである。 (文部科学省告示第百二十八号)
			岡本 7 丁目 40 番 2	342.98 m <sup>2</sup>		
			岡本 7 丁目 40 番 3	263.82 m <sup>2</sup>		
			岡本 7 丁目 40 番 4	53.53 m <sup>2</sup>		
			岡本 7 丁目 45 番	994.90 m <sup>2</sup>		
			岡本 7 丁目 5 番	176.03 m <sup>2</sup>		
			小計	1,831.26 m <sup>2</sup>		
	平成 25 年 (2013) 10 月 17 日	(追加指定) 須玖岡本遺跡	春日市		宅地	遺跡の詳細と指定理由は平成 14 年度の追加指定理由に準ずる。 今回の追加指定の場所は、現 在、住宅地域となっていて、宅 地として利用されている。岡本 2 丁目 97 番は、須玖岡本遺跡の中 でも地形的に最高所にあり、通 称“皇后峯(こうごうのみね)” と呼ばれる地点で、甕棺の破片 多数を採取している。岡本 7 丁 目 28・29・55 番は、王族墓とさ れるエリアにあり、同 76・78 番は、 奴国王墓の南東側に 30m の位置 にある。過去における周辺の調 査結果からいずれの地点も弥生 時代中期以降の墳墓群の存在が 想定される。このような重要な 遺構が分布するにも関わらず、 住宅地として立地条件が良好で あるため、新たな個人専用住宅 や共同住宅建設等の開発が予想 されることから、早急な保全措 置が望まれており、今回、条件 の整った部分を追加指定し、保 護の万全を図るものである。 (官報号外第 225 号)
岡本 2 丁目 97 番			392.23 m <sup>2</sup>			
			岡本 7 丁目 28 番	24.41 m <sup>2</sup>		
			岡本 7 丁目 29 番	110.80 m <sup>2</sup>		
			岡本 7 丁目 55 番	185.32 m <sup>2</sup>		
			岡本 7 丁目 76 番	360.66 m <sup>2</sup>		
			岡本 7 丁目 78 番	536.99 m <sup>2</sup>		
			小計	1,610.41 m <sup>2</sup>		
			指定面積 合計	20,068.81 m <sup>2</sup>		



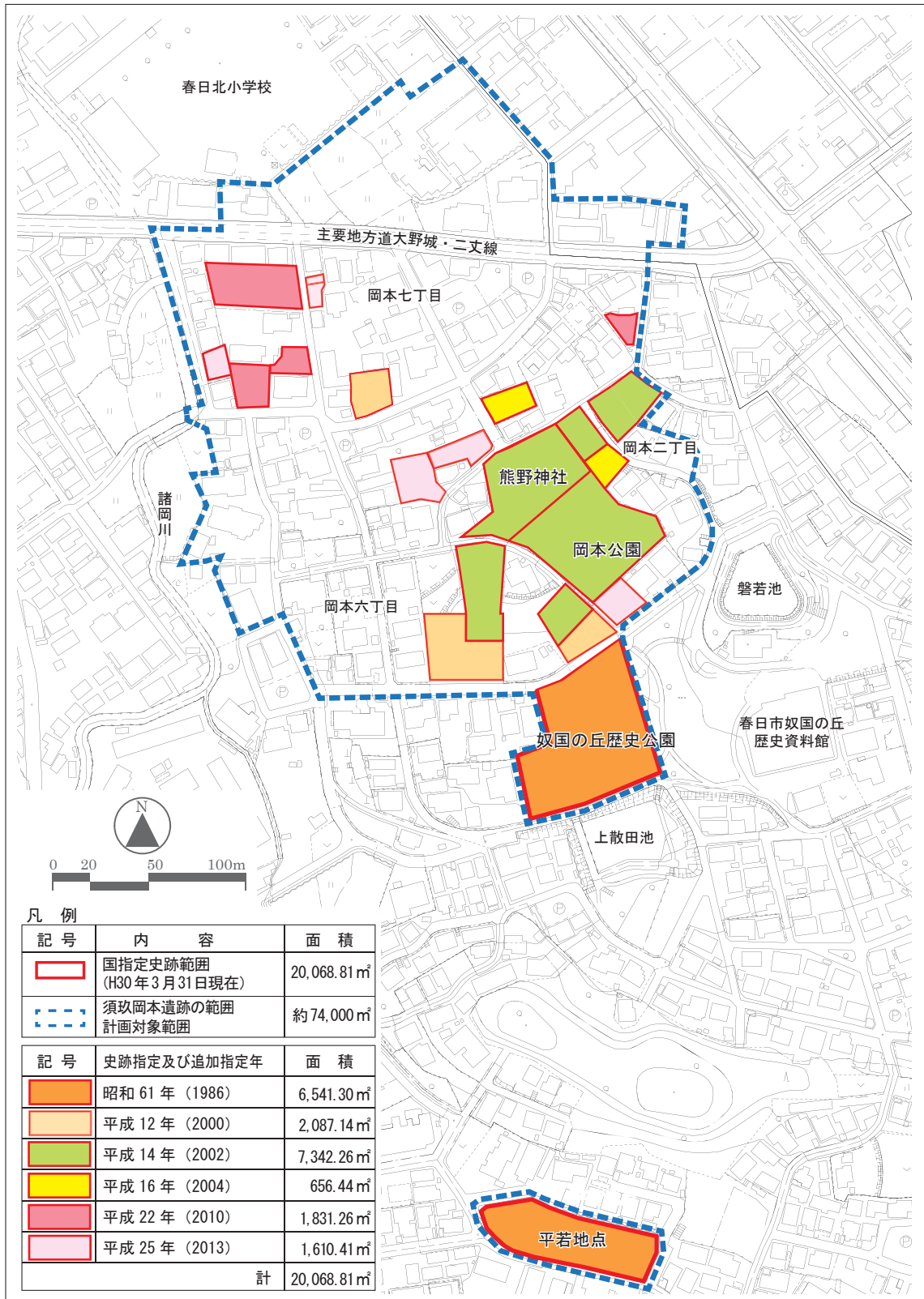


図 1-2 史跡指定及び追加指定の変遷

#### (4) 史跡指定及び追加指定に伴う公有地化の変遷

史跡須玖岡本遺跡は、昭和 61 年（1986）に国指定を受けた 6,541 m<sup>2</sup>余の用地を翌昭和 62 年（1987）より平成 18 年（2006）に渡り取得している（平若地点を含む）。平成 30 年（2018）3 月 31 日現在、国の指定を受けている面積は 20,068.81 m<sup>2</sup>であるが、公有地化された部分はこのうちの 80%強である。この他、国有地が 1607.92 m<sup>2</sup>、神社地が 1837.23 m<sup>2</sup>、岡本公園が 2744.00 m<sup>2</sup>、計 6189.15 m<sup>2</sup>である。史跡指定に伴う公有地化の変遷を図 1-3 に示す。なお、図内の数字は公有地化した年を示している。

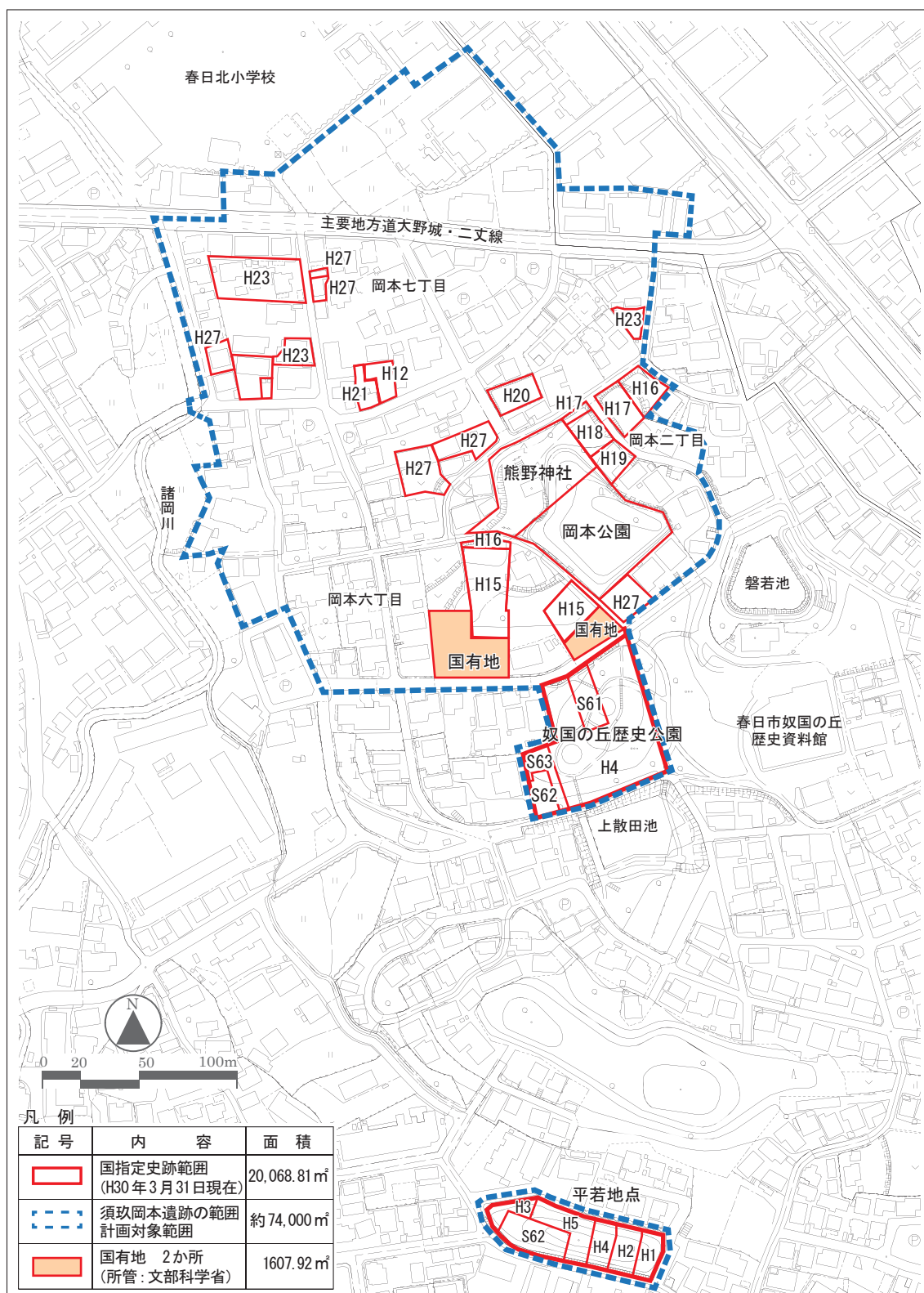


図 1-3 公有地化の変遷

## 第6節 保存活用計画の位置付け

須玖岡本遺跡は、春日丘陵北半部を中心に広がる須玖遺跡群の代表的な遺跡であり、須玖遺跡群の中でも最初に史跡の保存活用計画を策定することから、遺跡の保存と活用面でのリーディングプラン※となる。

したがって、春日市の将来ビジョンにも大きく影響することから、第5次春日市総合計画等の方向性を踏まえ、春日市のビジョンの一翼を担う計画と位置付ける。特に活用面では、「春日市教育振興基本計画」の方針と整合させ、一層の推進を目指す（図1-4参照）。

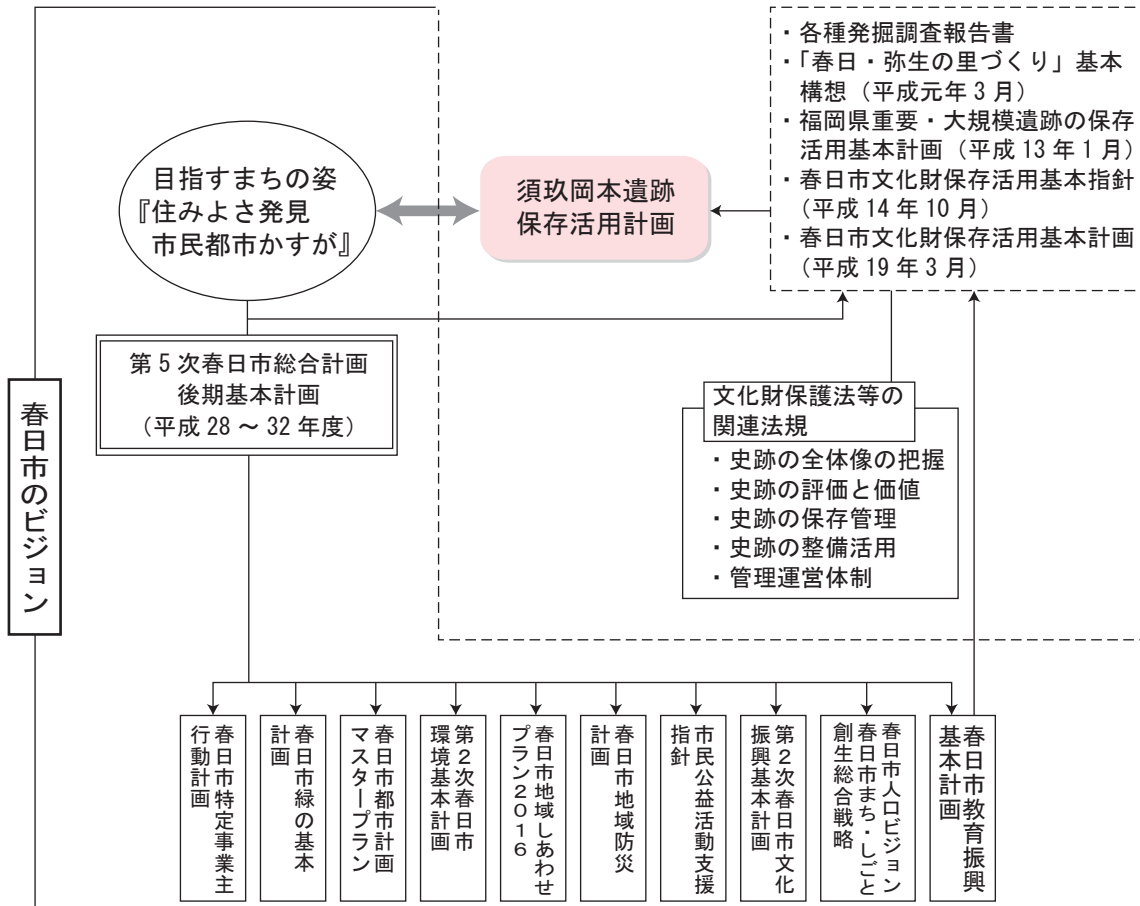


図1-4 保存活用計画の位置付け

### 関連計画における文化財の位置づけ（要約）

- 『第5次春日市総合計画後期基本計画』において春日市は、「文化財を市民の学習の場、ふれあいの場、安らぎの場として活用することが保護や継承につながる」としており、これをまちづくりの指針として定めている。
- 『春日市緑の基本計画』では、「文化財施設については、地域コミュニティ活性化の場としての活用を検討する」としている。
- 『春日市都市計画マスタープラン』では、「文化財とも調和した、地区の雰囲気にもふさわしい落ち着いた街並みの誘導を検討する」としている。
- 『第2次春日市環境基本計画』では、「弥生の里の面影を残す環境資源の保全のため、地域のシンボルとして史跡を保存・活用し、史跡地の整備や文化財の調査を推進する」としている。
- 『春日市地域防災計画』では、「災害発生後、教育委員会は文化財の被害拡大を防止するため必要な応急措置を指示し、又は実施する」としている。
- 『春日市教育振興基本計画』では、「ふるさと意識の醸成を目指す文化財の保存・活用」を施策の柱としている。

## 第2章 春日市と須玖岡本遺跡の概要

### 第1節 春日市の位置

春日市は、福岡県の西北部にあり福岡平野の南東部に所在する。市の北側は福岡市、東側から南側は大野城市、さらに西側は筑紫郡那珂川町に接する（図2-1参照）。

春日市域は、沖積平野である福岡平野を流れる宝満山系を源とする御笠川と、脊振山系の那珂川との間にある。交通網は、市の東部を北西から南東にJR鹿児島本線が通り、さらにその東を並行し西鉄天神大牟田線が、また西側にはJR博多南線が通り、JR春日駅から博多駅まで4駅、西鉄春日原駅から福岡（天神）駅まで7駅、JR博多南駅から博多駅まで1駅と、都心までの利便性に恵まれている。



図 2-1 春日市の位置

## 第2節 春日市の自然環境

### (1) 地形・地質

春日市は、福岡平野の南東部に位置し、丘陵・段丘・氾濫原から構成される。これらは北に向かって次第に標高を下げ、福岡市博多区竹下付近から福岡平野に没する。

市の東方には、御笠川を挟んで標高 410mの<sup>おおぎやま</sup>大城山を主峰とする四王寺山地、谷を一つ隔てた東側には、標高 930mの三郡山を主とする<sup>うしくびやま</sup>三郡山地が南北に延びている。市の南方には標高 448mの牛頸山などからなる丘陵が分布し、その北縁部は春日市に掛かる。市の西方は、那珂川を挟んで標高 293mの片縄山、さらにその西側には標高 569mの油山が分布する。これらの山地は福岡平野の基盤岩である古第三紀の堆積岩、中世代白亜紀の花崗岩類、古生代末から中世代の三郡変成岩類からなり、<sup>かこうがん</sup>新世代第三紀末ごろ起こった断層運動の結果できた地壘山地である。これとは逆に地壘と<sup>れき</sup>地壘の谷間には脊振山地や三郡山地を源にする那珂川・御笠川などが運搬してきた礫・砂・粘土層が堆積し、氾濫原や扇状地、三角州が形成されている。須玖遺跡群は、福岡平野に突き出た春日丘陵の北側を中心に広がる（図 2-2 参照）。

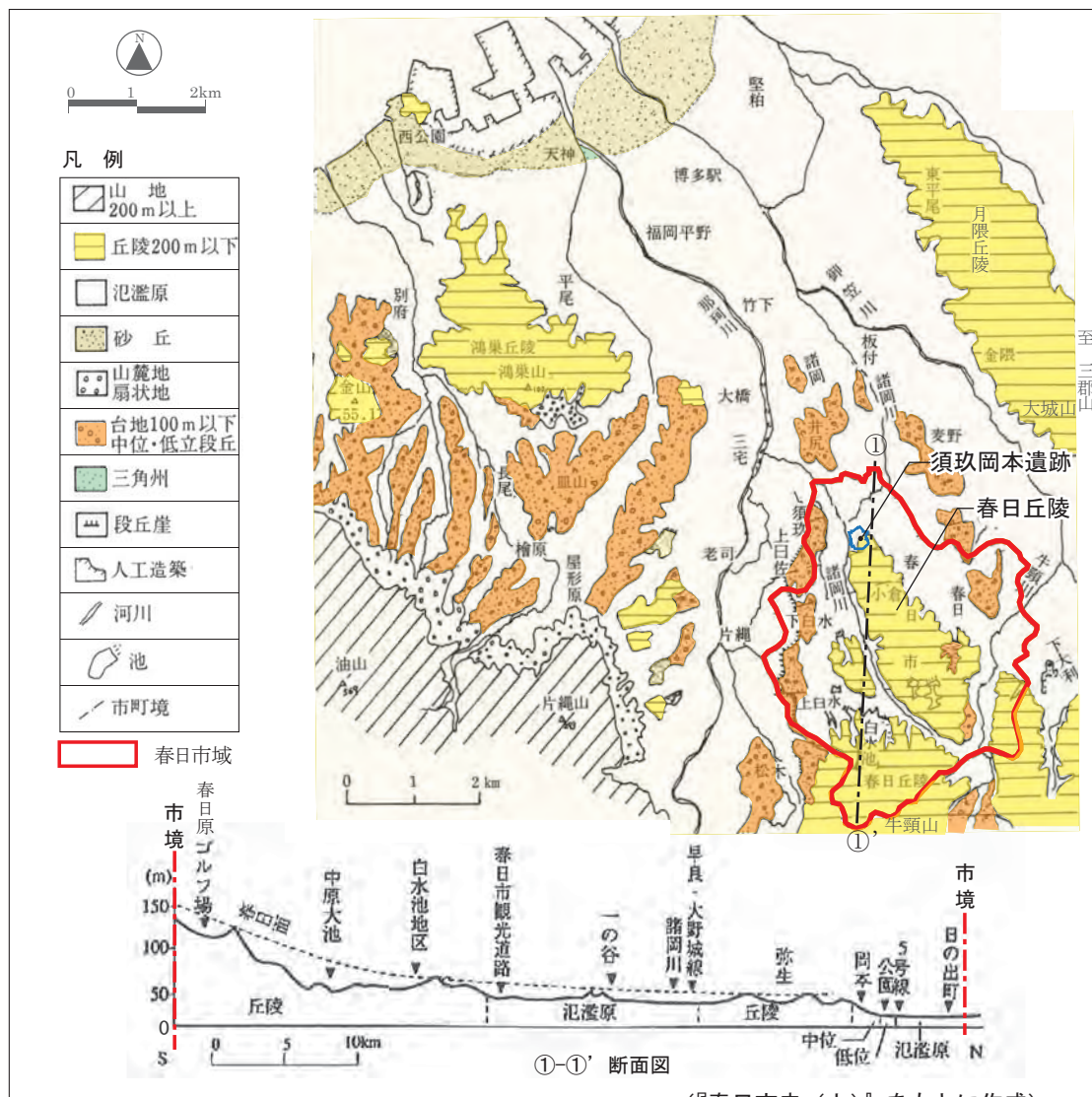
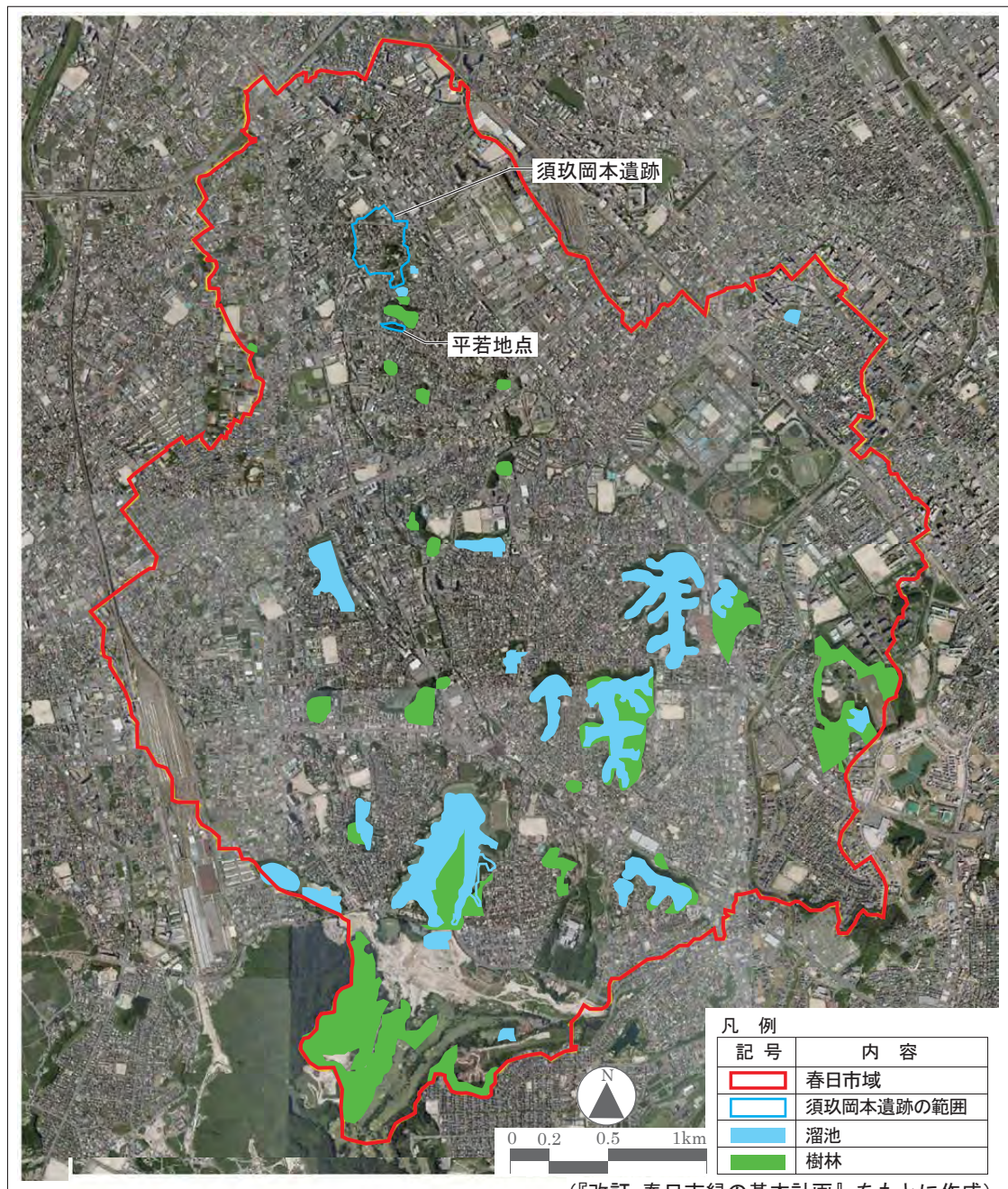


図 2-2 春日市及び福岡市南東部地形概略図

## (2) 植物等

春日市は昭和初期頃まで大半が丘陵地で占められ、山林原野・田園が広がる自然環境に恵まれた純農村地帯であった。その後、昭和40年代に始まった急速な都市開発で丘陵地は宅地化されたため、現在の山林は、市域南部の那珂川町に接する部分にわずかに見られるだけである。丘陵地に分布する溜池は、大きな河川に恵まれない春日市の地域性を象徴する施設としてかつて80箇所以上あったが、現在では20箇所ほどに減り、河川護岸も人工的な状態となりつつある。さらに神社の社叢しかぞうも規模が小さくなっている。このような中、市内春日地区から岡本地区の丘陵では照葉樹林であるシイ・カシ類やヤブツバキ等が優占した二次林が点在し、これらの大部分は遺跡の包蔵地とも重なる。埋蔵文化財\*の保護の観点から樹林の管理が課題である（図2-3参照）。



（『改訂 春日市緑の基本計画』をもとに作成）

図2-3 春日市の植物等

### 第3節 春日市の社会環境

#### (1)面積及び人口等

春日市の面積は、平成30年(2018)3月31日現在、14.15km<sup>2</sup>である。市域は東西に約4km、南北に約5.3kmのほぼ円形をしている。本市は、明治22年(1889)の町村制施行によって、当時の那珂郡の一部であった須玖村・小倉村・春日村・上白水村・下白水村の五か村が合併し、春日村(この時の面積は12.606km<sup>2</sup>)が誕生した。その後、隣接する福岡市博多区や大野城市との間で区画整理に伴う境界変更はあったが、新たな合併を行うことなく昭和47年(1972)4月1日市制を施行し、現在に至っている。平成30年(2018)1月末の人口は113,035人で昭和47年(1972)の人口44,344人に対し、約2.5倍増となっている。平成17年(2005)に11万人を突破して以降、10万9千人から11万人の間で推移しているが、平成32年(2020)の推計人口は10万7千人とされ、以後は減少すると予想される。

#### (2) 交通

広域交通網の道路網は、県道31号福岡筑紫野線等で福岡市中心部に直接連絡しているほか、国道3号線や九州自動車道にも比較的近い位置にある。このため、自動車交通量が多く、県道31号福岡筑紫野線では慢性的な交通渋滞も見られ、特に福岡市境付近で顕著であり、道路の複線化が徐々に進められている。

鉄道は、本市と福岡市の都心部とを10～15分で結ぶ西鉄天神大牟田線やJR鹿児島本線、JR博多南線が、市の東西端部を南北に貫通している。

一方、市内の公共交通網は、西鉄春日原駅と井尻駅、JR春日駅を主要な起終点として、西方面に広がる住宅地に向けて西鉄バス路線が発達している。そのほか、平成15年(2003)3月から運行を開始したコミュニティバスにより、ほぼ市内一円に公共交通網が整備されている(図2-4参照)。

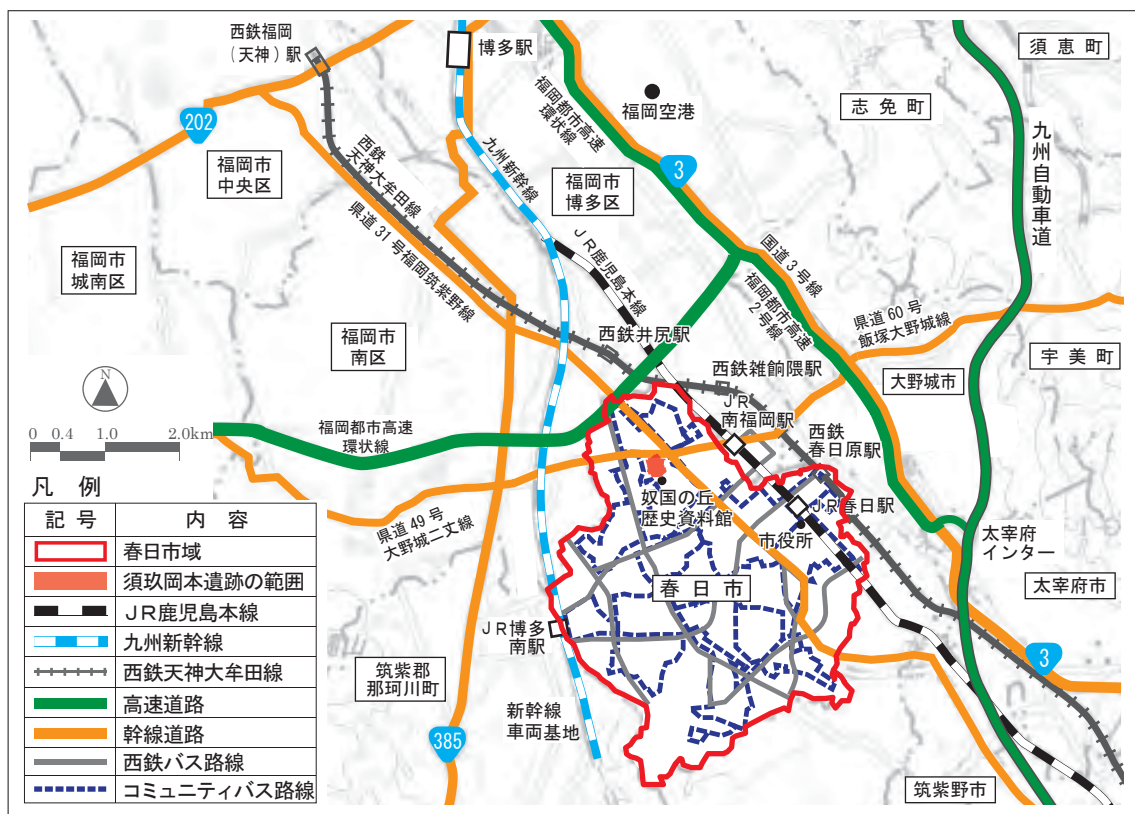


図2-4 春日市の公共交通機関網

## 第4節 春日市の歴史環境

### (1) 時代別にみる春日市内の遺跡

#### 1) 旧石器～縄文時代

春日市は福岡平野の南東部に位置し、南方の脊振山系から派生した春日丘陵は、市域の中央部を占める。この丘陵上とその周辺には先人たちの生活の痕跡が多く刻み込まれている。

市域では、1 万年以上も前に既に人々の生活が営まれていたことを示すナイフ形石器などの旧石器、縄文時代への過渡期に多く見られる細石刃などが、市内各所の発掘調査で出ている。いずれも後代の遺跡に混入した遺物の発見であり、比較的まとまった資料が出土した門田遺跡でも、旧石器時代の地層や遺構はない。このことから旧石器時代の春日丘陵は、まだ移動生活をしていた我々の遠い祖先たちが、狩猟活動上の一時的な宿营地として利用することが多かったと思われる。続く縄文時代に市域での発掘調査例は少なく、大きな状況の変化は見られないが、門田遺跡から草創期の爪形文土器が出土したことは注目される。また、これに近接する原遺跡や百堂遺跡では早期の石組炉が、柏田遺跡では後期の住居跡 6 軒が発見され、市域では縄文時代の住居跡の調査例が殆どないため、貴重な成果となった。しかし、市内の縄文時代の遺跡は小規模で僅かな遺物しか伴わない場合が多く、拠点的な集落は形成されなかったと考えられる。

#### 2) 弥生時代

弥生時代になると春日丘陵を中心に多数の集落や墓地がつくられ、遺跡数は著しく増加する。特に、前期段階では伯玄社遺跡のほかは小規模な遺跡が点在する程度だが、中期前半頃には大規模な遺跡が春日丘陵北半部のほぼ全面に及び、市域の遺跡分布状況が一変する。急激な人口の増大、生活圏の拡大が認められるこの時期は、福岡平野一帯を支配した奴国王が住まう都に相応しい威容を整え始めた画期的時期である。春日丘陵北半部から北方の低地に広がる約 300ha の範囲には、弥生時代中期から後期の重要遺跡が間断なく展開し、須玖遺跡群と称する大遺跡群を形成する。この遺跡群は奴国王墓をはじめ、王の居宅の存在が想定される須玖坂本B遺跡や、弥生時代最大規模の青銅器工房を擁する須玖岡本遺跡を中核に、国内最古級の青銅器生産を示す多数の鋳型が出土した須玖タカウタ遺跡、ガラス工房が調査された須玖五反田遺跡、鉄器工房の存在が確認された赤井手遺跡、集落跡が発見された須玖尾花町遺跡など傑出した内容の遺跡が密集する。これまでの発掘調査で、市域が弥生文化の先進地として栄え、弥生時代の終末まで奴国の中心地として対外的にも重要な役割を担ったことが明らかになった。

#### 3) 古墳時代

古墳時代に入ると春日丘陵西方の那珂川流域に前方後円墳が間断なく築造される。市内の前方後円墳としては日拝塚古墳、下白水大塚古墳などがあり、主に春日丘陵西方の台地上に築かれる。また、市域南西部から隣接する那珂川町にかけての観音山山麓地帯には多数の群集墳が造られる。集落は春日丘陵上に点在するが、その密度は弥生時代と比べると低く、往時の繁栄ぶりから規模を縮小する。6 世紀中頃には、春日市に隣接する大野城市牛頸地域を中心に九州最大規模となる窯跡群で



須恵器が生産される。この広大な範囲に展開する**牛頸窯跡群**に連なる窯跡は、春日市南東部の牛頸川両岸まで及び、ここに多くの須恵器窯跡や集落が営まれ、古墳時代以降も大規模な須恵器生産が 9 世紀まで継続する。

#### 4) 飛鳥・奈良時代

対外交通の要衝である博多湾に面する福岡平野には、大和の中央政権によって 6 世紀代に那津官家が置かれるが、663 年の白村江での敗戦を契機に那津官家を内陸部に移し、7 世紀後半期には大宰府が成立したと推定され、以後、北部九州の政治・文化の中心は大宰府に移る。これと同時に唐・新羅軍の侵攻に対する備えで 664 年には**水城**、665 年に大野城が築造される。また、『日本書紀』には大宰府南方の基山に基肆城を築いたとある。このほかにも一連をなす防御施設に**小水城**があり、大野城市上大利や春日市域では大土居と天神山の 2 か所に残る。一方、上白水の**ウトグチ瓦窯**もこの頃造られ、九州では最古級の瓦専用窯として注目される。また、大宰府からは水城の東西につくられた門を経て鴻臚館へと続く官道が通り、春日市内では**春日公園内遺跡**と**先ノ原遺跡**でその一部が確認された。外敵を遮断する水城と外交使節を迎え入れる官道は、この時代の複雑な国際情勢を表わす。縁起『筑前国那珂郡春日大明神記録』及び『同御記録』によると、768 年には大宰大貳藤原田麻呂が天智天皇の神籬の地に藤原氏の祖神を勧請し、春日神社を創建したため、春日村の名がおこったとする。

#### 5) 平安時代～鎌倉時代

9 世紀には中央政府による強固な国家体制である律令制が**綻び**を見せ、大宰府も在庁官人が実務を掌握して形骸化が進んだ。11 世紀には在地領主による地方支配と有力貴族や社寺による土地の荘園化が全国的に広まるが、春日市域では平安末期から鎌倉時代に荘園が成立する。白水荘は石清水八幡宮領、小倉荘は宇佐八幡宮みろく勒寺喜多院領、須玖は太宰府天満宮安楽寺領であった。**中白水遺跡**の一角で調査された居館跡は、これ以降の在地領主層の館跡と推測される。また、承天寺末寺として上白水に乳峰寺、春日に大光寺、下白水に蓮華寺が創建された。市域で近代まで続く農村の原風景は概ねこの時期に形作られた。

#### 6) 室町時代～安土桃山時代

戦乱の時代では、貞和年間に乳峰寺が兵火に遭い焼失。白水地域ではこれ以後、室町時代にかけての板碑・石塔が数多く残る。春日市域には室町時代末に須玖、小倉、春日、白水の 4 か村があったとされる。安土桃山時代には筑紫広門の家臣、島鎮慶しましずよしが一岳城の端城である天浦城に拠って大友氏に叛く。この時期、九州は肥前の龍造寺氏、豊後の大友氏、薩摩の島津氏が激しく覇権を争い、春日市域でも天正 14 年(1586)に島津勢によって原村と春日神社を焼失させられるなど戦乱に**翻弄**された。豊臣秀吉の九州平定後は小早川秀秋が筑前国主になり、春日村の 200 石を聖福寺、100 石を承天寺に寺領として寄進した。

## 7) 江戸時代

筑前国は関ヶ原の軍功から黒田長政に与えられ、黒田家による福岡藩が成立する。家老黒田一成（三奈木黒田家）は春日村知行領主となり、長く荒廃していた春日神社を再興した。また寛永15年(1638)、下白水村に御旗組8軒が福岡より移住し、昇町(幟町)の由来となる。江戸時代は新田開発・殖産事業が盛んになるが、寛文4年(1664)、須玖村の武末新兵衛は藩許を得て白水池の堰堤えんていを改築し大池となした。安政年間には小倉村の白水喜四郎が小倉用水路を竣工している。江戸期を通じて大小80余の溜池が造られるなど、市域に存する5村とも農業生産の発展期であったと言えよう。一方、田畑以外の山林の多くは村民共有の秣山・里山まぐさやまで長く利用され、これら水利や林野資源保全の慣行は近代に至ってもなお順守された。

また、福岡藩の地誌である『筑前国続風土記拾遺』には、那珂郡須玖村のこととして「岡本近辺ニバンジャクゼント云地ヨリ天明ノ頃百姓幸作ト云者畑ヲ穿チシガ銅矛一本掘出セリ」「皇后峯ト云山ニテ寛政ノ頃百姓和作ト云者矛ヲ鑄ル型ノ石ヲ掘出セリ」との記述があり、村人によってしばしば青銅器や鑄型などが発見されていたことが分かる。この皇后峯で掘り出された銅矛鑄型は、熊野神社の神宝として長く地元を受け継がれ、現在は国の重要文化財に指定されている。



広形銅矛鑄型（長さ86cm）（国指定重要文化財）

## 8) 明治時代以降

明治4年(1872)の廃藩置県で福岡県が成立したが、春日市の前身である春日村は明治22年(1889)に須玖村、小倉村、春日村、上白水村、下白水村の5村が合併し誕生した。現在の市域とほぼ同じ範囲で構成された那珂郡春日村は、当初の戸数416戸、人口2,389人の純農村であった。大正時代に鉄道が開通し、春日原停留所が設置され、市域の北東部から徐々に開かれていくが、昭和に入って戦時色が濃くなるに伴い春日村には官・民の軍需工場が置かれ、多くの工員団地が作られた。敗戦後は、これらの工場跡が米軍基地になり、以後27年間接收されるなか、昭和28年(1953)の町制施行で春日村は世帯数2,943戸、人口14,076人の春日町となる。以来、市街地の整備が進み、福岡都心部に近い好立地から人口は着実に増加し、昭和47年(1972)に3万人市制特例法で市制が施行され、世帯数3,947戸、人口45,016人の春日市が誕生した。時代はまさに高度経済成長期であり、なおも人口は加速度的に増加を続け、春日市は住宅都市として発展を始めた。一方、市域の至る所での大規模な宅地造成や土地区画整理事業で、多くの埋蔵文化財の発掘調査が行われたが、十分に保存できなかった。また、それまで秣山・里山などで人々の生活に密着した存在だった近くの山々は、地域の産業構造や生活環境の変化で、かつてほど身近な存在ではなくなってきている。

## (2) 春日市内の遺跡分布

春日市では事前調査や発掘調査等の成果を基に、遺跡地図の作成と修正を行ってきた。周知の埋蔵文化財包蔵地\*は埋蔵文化財の存在が連続して把握できる範囲であり、現在市内において、151か所を確認している（図2-5参照）。

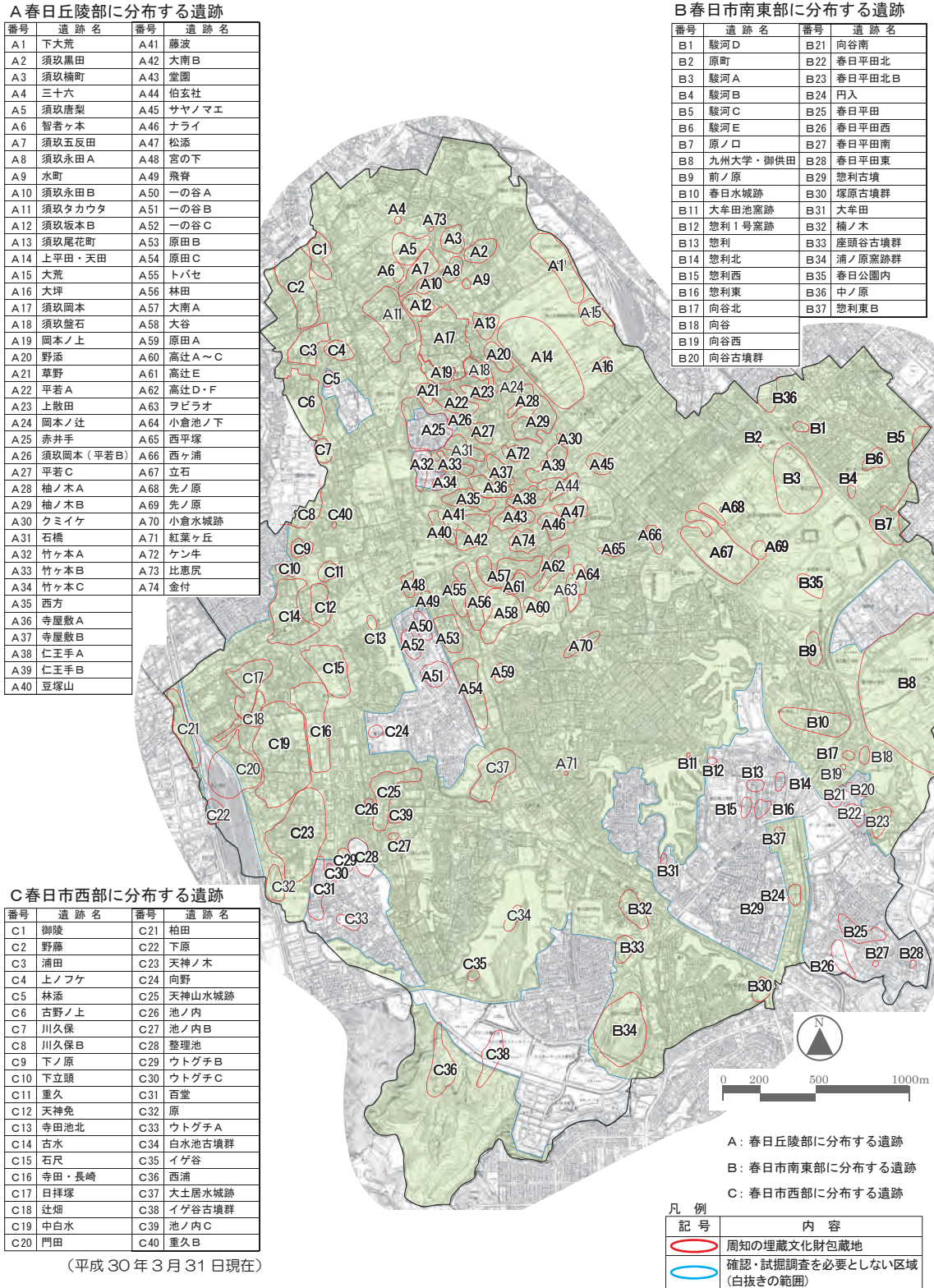


図2-5 春日市内の遺跡分布

## 第5節 須玖岡本遺跡の概要

### (1) 計画対象範囲の現状

計画対象範囲のうち、史跡指定並びに公有地化された一部は、街区公園や歴史公園として整備・公開されている。この他、史跡指定に伴い土地の取得が完了した部分は、仮囲いで立入を制限している。また、発掘調査後は、順次埋め戻し保存と地被植栽による表面養生と解説板等の設置を進めている（図2-6参照）。

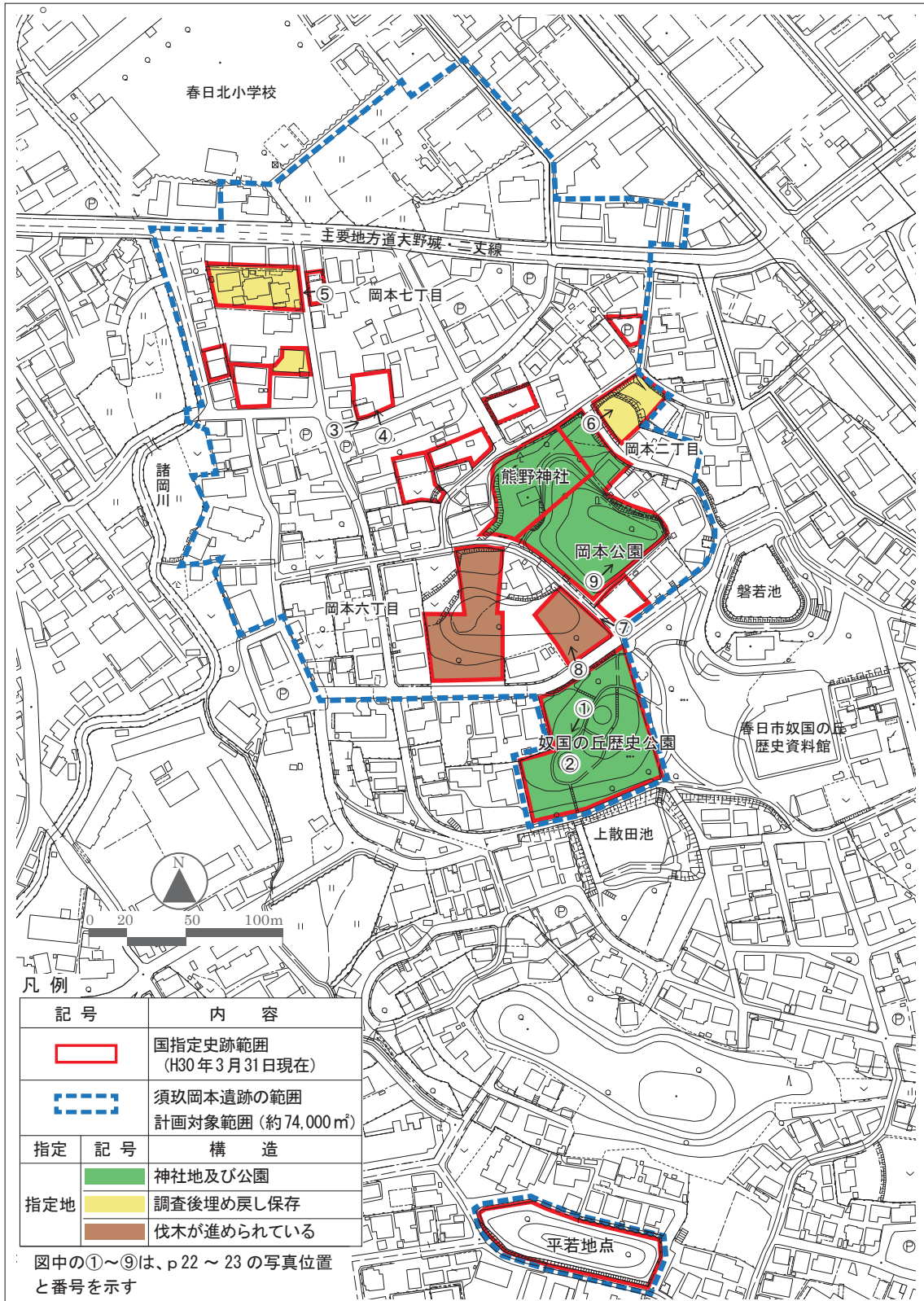


図2-6 計画対象範囲の現状

(史跡指定後、歴史公園として保存整備された一角)



図 2-7 奴国の丘歴史公園基本設計平面図（平成 3 年作成）



①地下遺構への負担軽減や可逆性に配慮した遺構露出展示施設（覆屋）



②遺構露出展示施設（覆屋）内での遺物の露出展示

(史跡指定後公有地化され、解説板を設置している。)



③王墓が発見された敷地



④解説板の設置状況



⑤調査後埋め戻し保存された状況



⑥調査後埋め戻し保存された状況

(史跡指定後公有地化され、樹木の伐採・<sup>せんてい</sup>剪定等の管理が行われている。)



⑦樹木が繁茂している状況



⑧樹木の伐採状況



⑨岡本公園の緑陰 (クスノキ)

## (2) 植生の現状

史跡指定地及び周辺の植生は、神社の社叢や丘陵地に見られる二次林と、公園や民家の敷地に植えられた人工林に大別される。

二次林のうち、地域の代表的な緑地である熊野神社の社叢は、シイ - タブ林の中のミミズバイ - スダジイ群集（高木層はスダジイが優先、低木層にミミズバイが混生する。）にクスノキ、クロガネモチ、ヤブツバキ、イチョウ、センダン、ソメイヨシノ、タブノキ等で構成される。

次に丘陵地に残る二次林は、クスノキ、アラカシ、スダジイ、ヤブツバキ等の照葉樹と、センダン、ハゼノキ、アカメガシワ等が主である。これらの一部は敷地の公有地化と同時に樹木剪定等の管理で、樹根による埋蔵文化財への悪影響を最小限にとどめている。

ぐんしゅう ひょうちょうしゅ  
(群集の標徴種※)



ミミズバイ



スダジイ



アラカシに寄生したオオバヤドリギ  
(市指定天然記念物)

(社叢の巨木)



タブノキ



クスノキ



クロガネモチ

(公園及び周辺の植物等)

二次林内に見られる樹木は基本的に植林されているが、奴国の丘歴史資料館周辺では、トチノキやケヤキ、ナンキンハゼ等の一般的な公園樹が目立つ。また、この中には熊野神社の中に見られるオオバヤドリギも散見される。この他、溜池内には、スイレンやガマ等の水生植物とマガモ等が生息する。



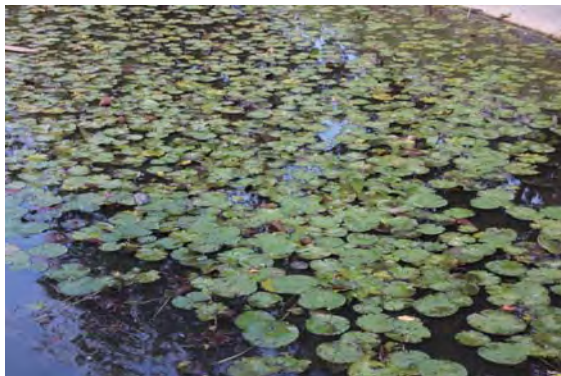
オオバヤドリギ



トチノキ



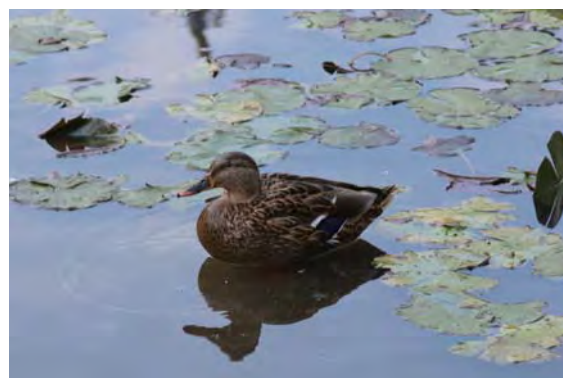
ケヤキ



スイレン



ガマ



マガモ



### (3) 地質・土壌調査

春日市は、脊振山系、三郡山系に源を発して博多湾に流入する室見川、那珂川、多々良川などの堆積作用と地盤の隆起運動で形成された福岡平野の内奥に位置する。市域の南方から中央へと舌状に伸び出した春日丘陵は、脊振山系の一部を構成する九千部山から北に延びる牛頸丘陵に連なる低丘陵である。丘陵の基盤岩は早良型花崗岩からなり、市域の東西を北流する御笠川・那珂川で、東西両側には河岸段丘が形成されるが、段丘面や段丘崖の地形は、急速に進行した市街化・大規模造成で大部分が失われている。

中生代白亜紀後期（約 9 千万年前）に形成された早良型花崗岩は、福岡県内の他地域に露出している同種の花崗岩に対すると比較的新しいものである。春日市内に露頭するものは、表層が風化作用で真砂土化し、場所によっては著しく赤色粘土化している部分も見られる。そして、御笠川支流の諸岡川・牛頸川が中位段丘面を開析するが、これらの開析谷にも、花崗岩・八女粘土層を不整合に覆って、粘土質を挟む砂礫質からなる低位段丘相当層が局部的に分布する。また、中位段丘下位面に載る褐色のローム層は、絶対年代 2 万 2 千年の始良火山灰あいらに同定され、その上部の黒色土壌（いわゆる黒ボク）は、マサ土、阿蘇Ⅳ・アカホヤ・レス、腐植質の混入した古土壌とみなされ、いずれも低位段丘面上を覆っており、特に春日原から岡本地区に顕著である（図 2-8 参照）。

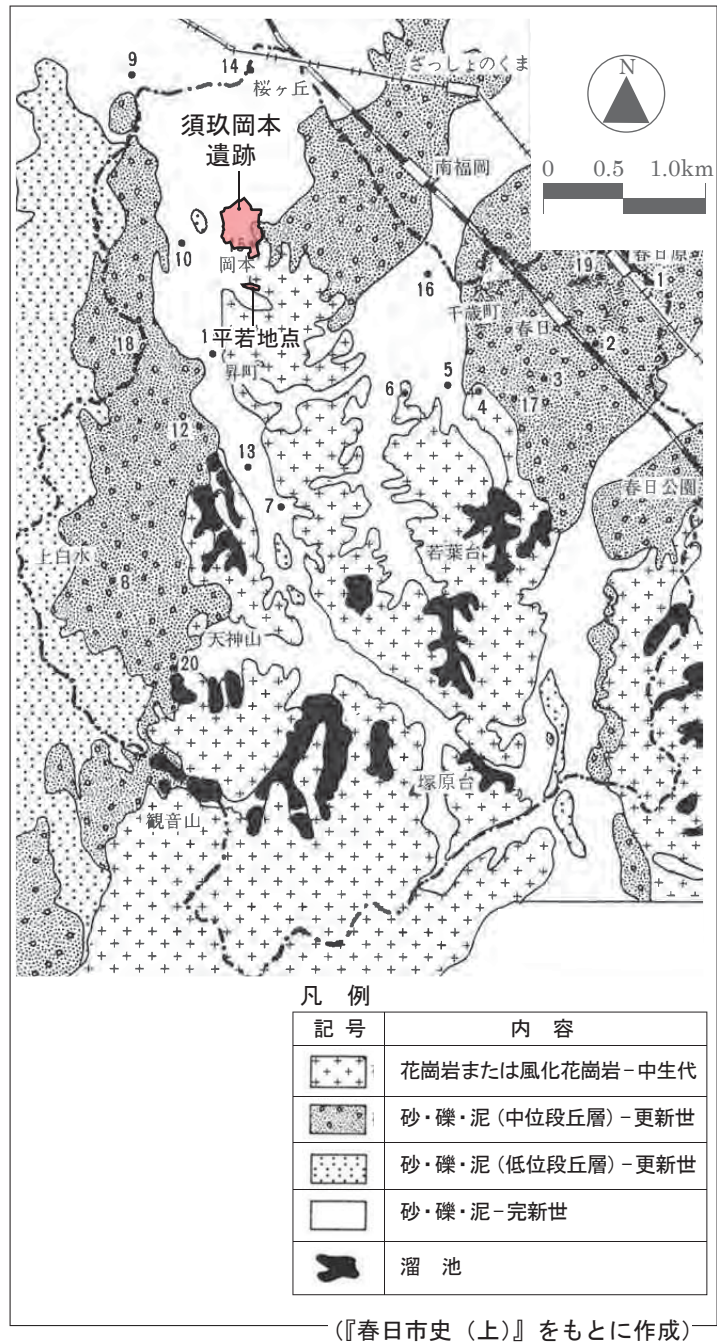


図 2-8 春日市表層地質図

(4) 都市計画（用途地域について）

春日市は市域全域が都市計画区域で、須玖岡本遺跡のある地域の用途地域分類は、大半が第二種中高層住居専用地域（主に中高層住宅の地域で、病院、大学の他、1,500㎡以下かつ2階以下の商業施設の建設が可能）である（図2-9参照）。

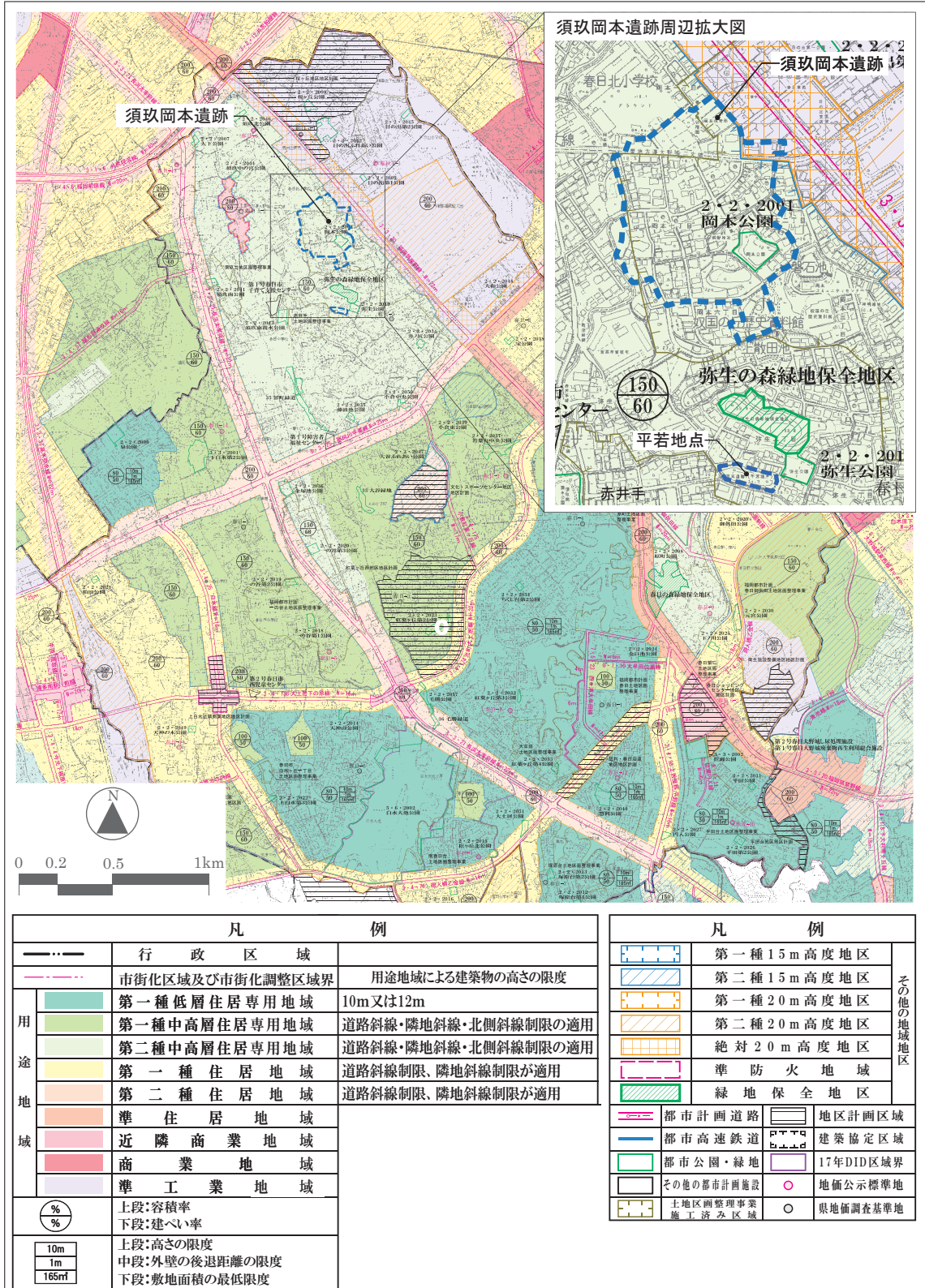


図2-9 春日市都市計画図

## (5) 交通アクセスの現状

須玖岡本遺跡へのアクセスは、春日市が運行しているコミュニティバス（桜ヶ丘線・須玖線）の利用、自家用車、徒歩等が一般的である。遺跡内の道路は、道幅が狭いため、ルートによっては大型バスでの来訪は難しい（図 2-10 参照）。

### (須玖岡本遺跡へのアクセス)

- 九州自動車道「太宰府 I C」から車で 20 分
- J R 鹿児島本線「南福岡駅」から徒歩 18 分
- 西鉄天神大牟田線「雑餉隈駅」から徒歩 23 分
- コミュニティバス桜ヶ丘線「奴国の丘歴史資料館前」下車
- コミュニティバス須玖線「岡本 1 丁目」から徒歩 5 分



図 2-10 須玖岡本遺跡へのアクセス

## (6) 須玖岡本遺跡の利活用状況

須玖岡本遺跡(岡本山地区)の調査終了後、一部を保存公開のため整備を行い周辺の溜池や樹林を取り込み、平成5年(1993)4月から奴国の丘歴史公園として公開活用を行っている。また隣接した土地には奴国の丘歴史資料館を整備し、春日市の文化財行政の拠点と定めている。活用においては、文化財を身近に感じられることを目指し、各種イベントを開催している。また、当市の文化財の固有性や唯一性についても広報・啓発の拠点となる活動を行っている(表2-1参照)。

この他、日常の活用では近隣住民の憩いや散策の場であり、また来訪者の史跡探訪も見られる。

今後は一層の利活用促進を図るため、遺跡の特色及び展示計画に基づいた動線や説明資料などを整える必要がある

表2-1 平成29年度イベント

イ ベ ント	日 程
やきもの作り教室	平成29年4月8日(土曜日) 5月13日(土曜日) 6月10日(土曜日) 7月8日(土曜日) 9月9日(土曜日) 10月14日(土曜日) 11月4日(土曜日) 12月2日(土曜日) 平成30年1月13日(土曜日) 2月10日(土曜日) 月1回開催 ※8月と3月を除く
ブラかすが 歴史散歩「春日市の近代化遺産めぐり」	平成29年5月20日(土曜日)
ブラかすが 歴史散歩「芦屋釜の里」	7月15日(土曜日)
わくわく歴史体験「古文書に触れてみよう」	7月22日(土曜日)
わくわく歴史体験「拓本体験」	8月5日(土曜日)
わくわく歴史体験「鋳物づくり」	8月19日(土曜日)
考古企画展「須玖タカウタ遺跡発掘調査成果展」	平成29年9月16日(土曜日) ～10月29日(日曜日) ※第3火曜日は休館
弥生の里かすが 奴国の丘フェスタ2017	9月23日(土曜日)
考古企画展関連講演会 講師：柳田 康雄(やなぎだ やすお)さん	9月30日(土曜日)
考古企画展関連講演会 講師：遠藤 喜代志(えんどう きよし)さん	10月7日(土曜日)
わくわく歴史体験 「火起こし・どんぐりクッキーづくり」	10月21日(土曜日)
ブラかすが 歴史散歩「古墳めぐり」	11月18日(土曜日)
わくわく歴史体験「しめ飾りづくり」	12月16日(土曜日)
奴国の丘歴史公園絵画展	平成29年12月16日(土曜日) ～12月27日(水曜日)
わくわく歴史体験「正月遊び」	平成30年1月6日(土曜日)
民俗企画展「ナベ・カマの移り変わり」	1月13日(土曜日) ～3月11日(日曜日) ※第3火曜日は休館
民俗企画展関連体験講座「カマド焚(だ)き体験」	2月17日(土曜日)
ブラかすが 歴史散歩「歩いて見つける 路傍の神様」	3月17日(土曜日)

(イベント開催状況)



奴国の丘フェスタ「風の丘コンサート」



奴国の丘フェスタ「版築体験」



奴国の丘フェスタ「ガラス玉づくり体験」



奴国の丘フェスタ「火おこし体験」



わくわく歴史体験「拓本体験」



わくわく歴史体験「鋳物づくり」



ブラかすが歴史散歩



考古企画展関連講演会

### 第3章 奴国の遺跡と史跡須玖岡本遺跡の概要

#### 第1節 奴国の概要

##### (1) 奴国

『後漢書』倭伝には「建武中元二年、倭の奴国奉貢朝賀す…光武賜うに印綬を以てす」とあり、1世紀中頃の日本列島には奴国と呼ばれる国が存在していたことがわかる。また、3世紀代中国の史書『魏志』東夷伝倭人条には、「倭人は帯方東南の大海の中にあり。三島に依りて国邑をなす。旧百余国。漢の時に朝見する者あり。今使訳通ずる所三十国なり。」とあり、当時存在していた国の名前が30ほど記されている。このうち北部九州において所在地が定説化しているのは対馬国（長崎県対馬市）、一支国（長崎県壱岐市）、末盧国（佐賀県唐津市一帯）、伊都国（福岡県糸島市一帯）、奴国（福岡県春日市～福岡市一帯）である。そのほかの国の所在地については諸説あり、まだ定説とまでは至っていない。さらに同書にて、「東南、奴国に至は百里。官を兕馬觚といい、副を卑奴母離という。二万余戸あり。」とあり、奴国には2万余戸があったと記されていることから、倭の中でも大国だったと考えられている（図3-1参照）。

奴国の位置については古くから研究が行われ、「那の津」や「那の川」などの地名が残る福岡平野一帯（福岡市・春日市）をあてることが定説となっている。

弥生時代早～前期の福岡平野では福岡市の板付遺跡や那珂遺跡のように環濠をめぐらした集落や、磨製石剣・石鏃\*を副葬した墳墓\*が見られるが、まだ集落間に著

しい格差は見られない。中期以降に奴国が成立し、格差が顕著になりはじめ、中期中頃には30ほどの集落が出現する。中期後半になると須玖岡本遺跡に奴国王墓が出現する。王墓と同時代には門田遺跡（門田地区）、福岡市の比恵遺跡群・上月隈C遺跡で銅剣や鉄戈を副葬した墳墓が発見されているが、完形の前漢鏡や後漢鏡等、中国製の鏡は須玖遺跡群とその周辺に集中し、副葬品の質・量において奴国王墓をしのぐ墳墓はないことから、王墓の被葬者をトップとする階層構造がこの時期までに確立したと推測される。



(出典：『邪馬台国の時代「伊都国」』(シンポジウム資料) 一部加筆)

図3-1 奴国とその周辺国

## (2) 福岡平野で確認されている奴国の遺跡

これまでの発掘調査から、福岡平野には 30 ほどの集落が存在するとみられ、中期には一つのまとまり、すなわち奴国になったと推測される。この奴国域でも巨大なのは須玖遺跡群と福岡市の那珂・比恵遺跡群である（図 3-2 参照）。とくに須玖遺跡群には王墓が造られたうえ、原材料の入手や製品の配布に政治性を帯びる青銅器・鉄器・ガラスの生産工房が集中していることから、ここが奴国の王都であったと考えられている。

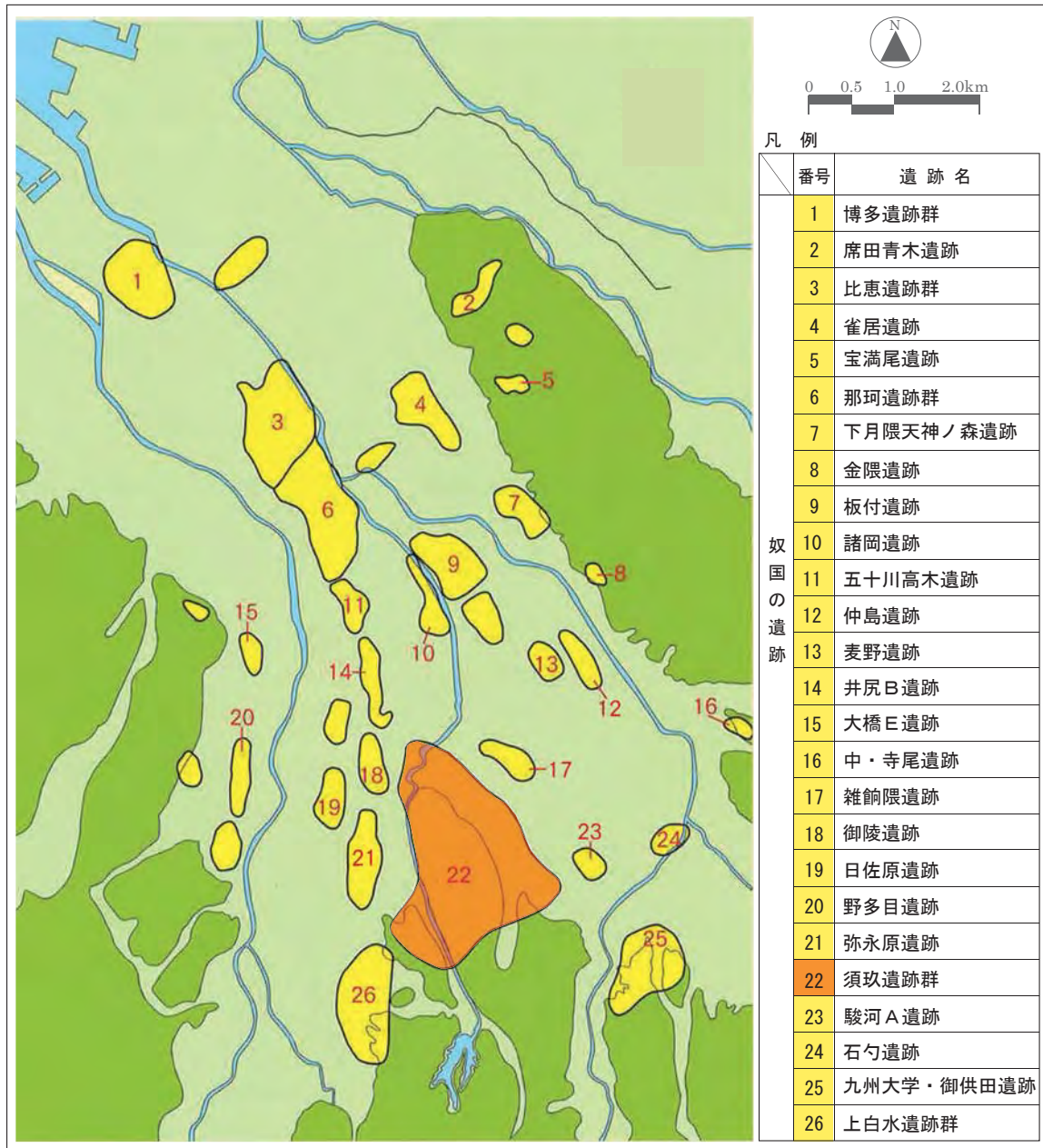


図 3-2 奴国の遺跡

## 第2節 須玖遺跡群の概要

### (1) 須玖遺跡群内の遺跡分布状況

須玖遺跡群は、福岡平野南方にある脊振山系の牛頸山から派生した春日丘陵及び丘陵北側低地に営まれた弥生時代の巨大な集落で、その範囲は南北約2km、東西約1kmに及ぶ。またこれまでの調査で、1) 密集する集落跡、2) 王墓・王族墓を含む墳墓群、3) 青銅器・鉄器・ガラス工房跡が見つかった(図3-3参照)。これらの発見により、須玖遺跡群は**奴国の王都**であったとされている。



図3-3 須玖遺跡群

その他、丘陵東側の低地では弥生時代の水田跡も見つかり、ここには約10haほどの水田域が広がっていたと推測される。さらに大谷遺跡等では丘陵尾根を造成し集落を形成した跡がみられる。加えて赤井手遺跡と竹ヶ本A遺跡の集落の西端にみられる直線状の大溝などは、須玖遺跡群を取り囲む一連の遺構となる可能性が指摘されている。

なお、図3-4は三次元地形図に確認された遺跡の種別毎の分布を示したものである。特に地形の高低等による特色はみられなかった。

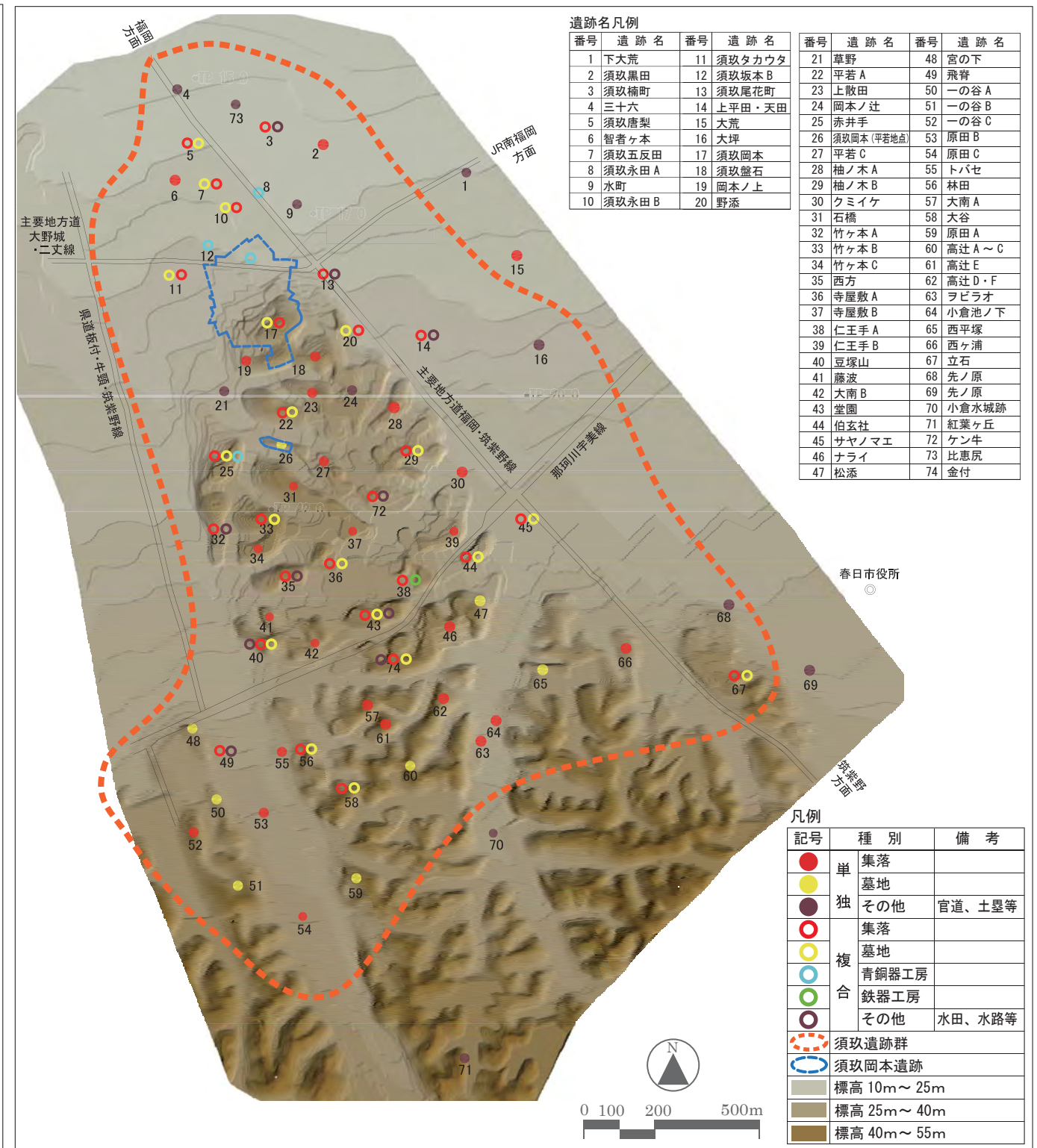


図3-4 旧地形と遺構の分布状況



## (2) 須玖遺跡群と時代変遷

### 1) 弥生時代早・前期

弥生時代早期から前期の段階は、丘陵上を中心に小規模な遺跡が点在する程度である。大陸系の磨製石鏃を副葬した木棺墓を擁する伯玄社遺跡が注目されるが、この墓地に対応する集落は明確ではない。須玖遺跡群内では平若A遺跡、西平塚遺跡、上平田・天田遺跡で前期の墳墓、一の谷C遺跡で住居跡が確認されたが、その規模は小さく春日市域周辺の集落間で大きな格差は認められない（p33, 図 3-4 参照）。この時期は須玖遺跡群の北方に立地する板付遺跡（福岡市博多区板付）や那珂遺跡群（福岡市博多区那珂）が優勢であったとみられる（図 3-5 参照）。

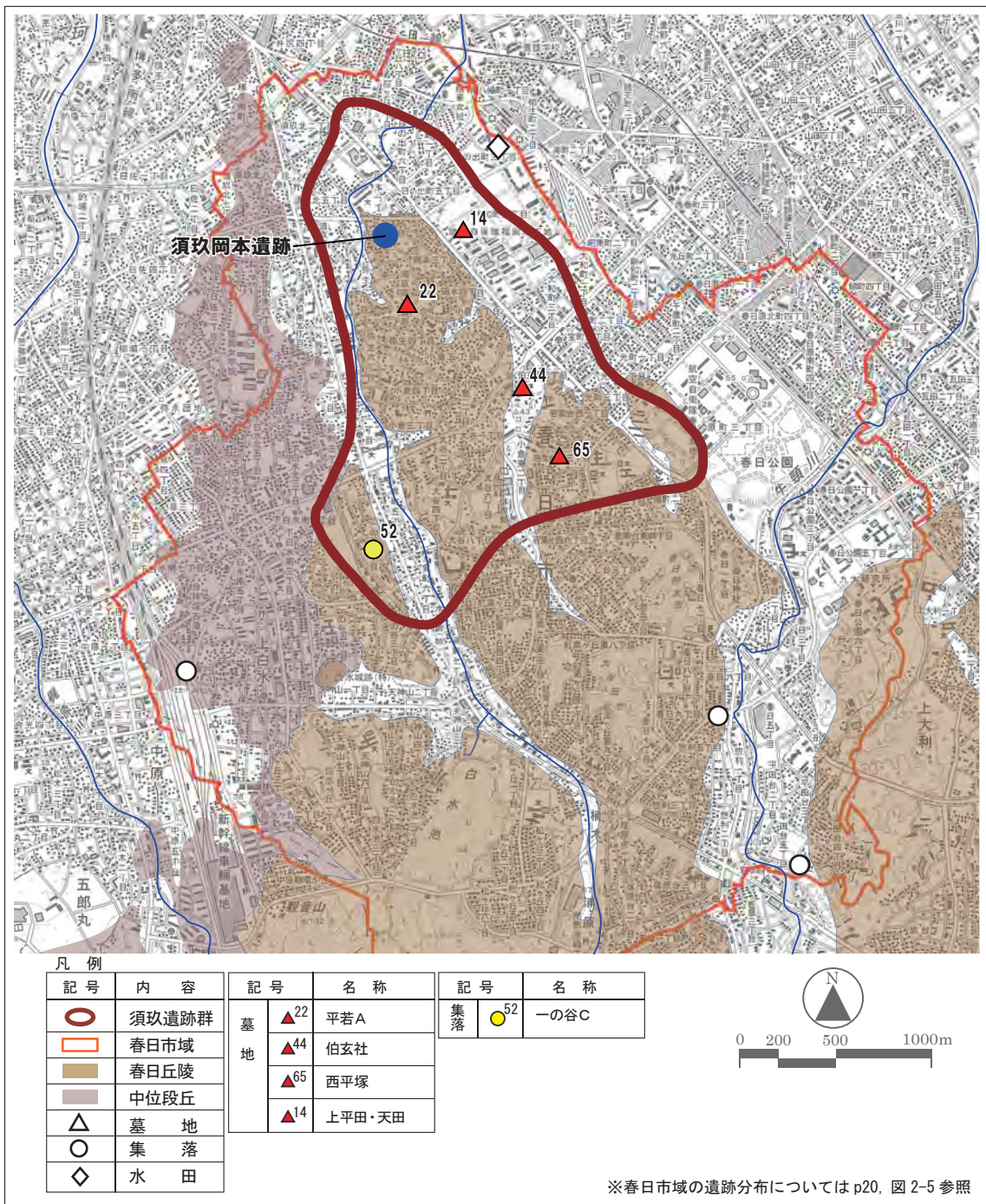


図3-5 弥生時代早・前期の遺跡分布

## 2) 弥生時代中期

須玖遺跡群の規模が巨大化するののは弥生時代中期前半頃である。集落や墳墓が激増して大規模な遺跡が春日丘陵北半部のほぼ全面に及ぶようになる。おそらく中期初頭頃まで福岡平野の中心的地位を占めていた板付集落の有力集団が移動し、急激な集落の拡大が起こったと考えられる。この時期、大谷遺跡では大規模に丘陵を造成して集落を開いているが、須玖遺跡群内の各所で一斉に多数の集落、墓地が形成された。春日丘陵北端の須玖岡本遺跡では甕棺墓葬が始まり、その中にはやがて青銅器を副葬するものが現れる。また、近年の発掘調査で須玖タカウタ遺跡や須玖坂本B遺跡では青銅器生産がいち早く開始されたことが判明した。

弥生時代中期後半から末は、須玖岡本遺跡岡本地区に奴国王墓と王族墓がつけられる時期である。ことに王墓の被葬者が活躍していた中期末頃は、春日丘陵上の集落で青銅器生産が活発化する。さらにこの時期前後は、須玖岡本遺跡坂本地区で大規模な青銅器の生産がはじまる。仁王手A遺跡・赤井手遺跡では鉄器の生産が始まった。

また、大南A遺跡、高辻E遺跡、赤井手遺跡、竹ヶ本A遺跡など春日丘陵上の集落で確認された大溝は中期末前後に掘削され、これらの溝が須玖遺跡群全域を巡った可能性も指摘されている。こうした中期後半の大規模な青銅器生産の開始や遺跡群全体への土木事業の背景には、須玖岡本遺跡の王墓に眠る奴国王や王族の存在が大きく関与したとみられる（図3-6参照）。

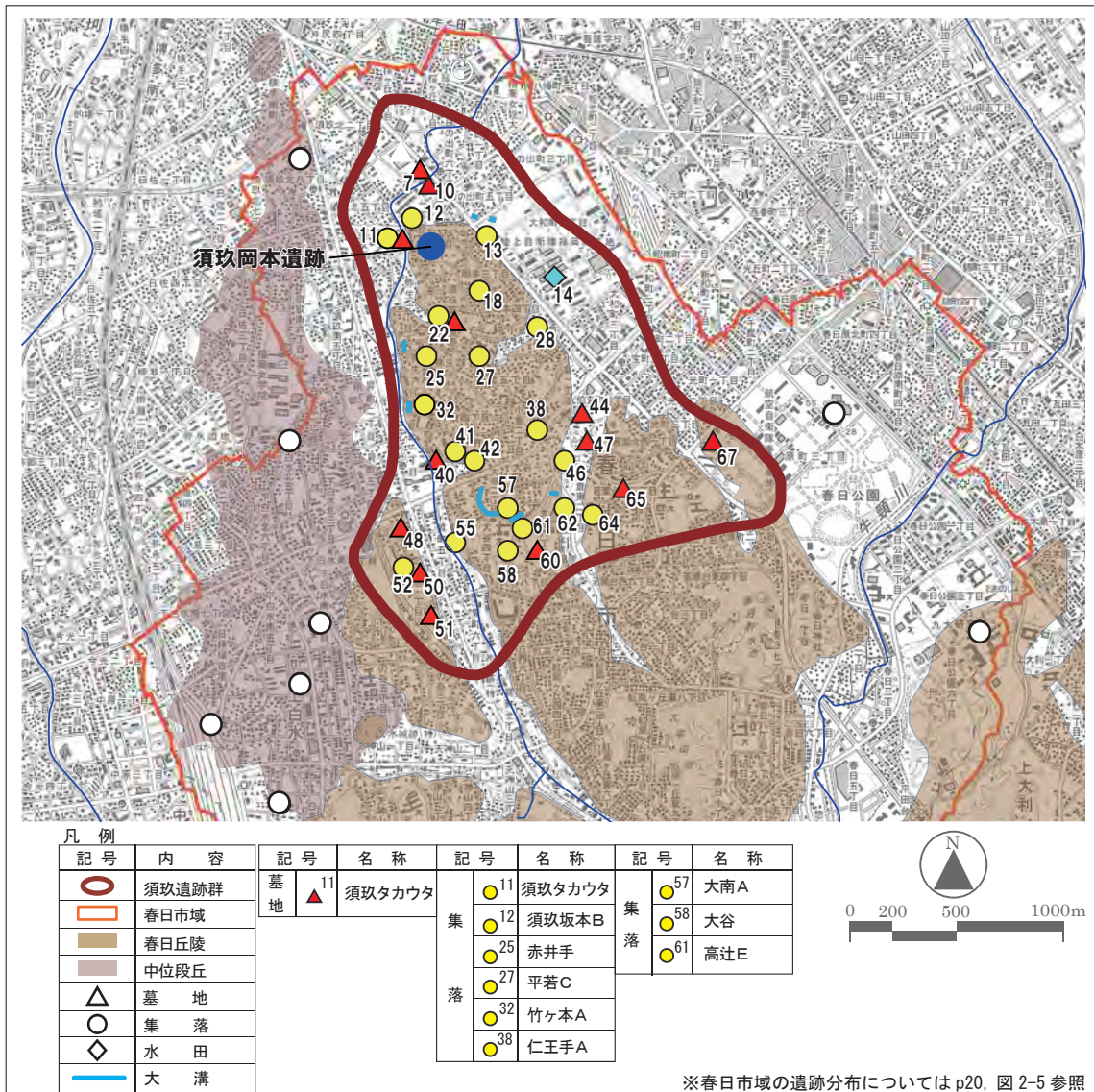


図3-6 弥生時代中期の遺跡分布

### 3) 弥生時代後期から終末期

弥生時代後期は、丘陵上で確認された中期の集落のほとんどが継続して営まれる。反面、墓地の数は極端に少なくなるが、これは埋葬方法にまで階層化が表れた結果と考えられる。福岡平野での後漢鏡の出土は須玖遺跡群に集中しており、後期に至ってもここが奴国の王都であったことを示す。また、春日丘陵北の低地では後期に遺跡が増加する。そのほとんどは青銅器やガラス製品の生産に関する遺物・遺構で、掘立柱建物跡も多く確認されている。須玖岡本遺跡坂本地区や須玖五反田遺跡がその代表的な遺跡であり、少なくとも弥生時代終末期まで盛んに青銅器等を生産している。同様な状況は須玖永田A遺跡、須玖黒田遺跡でもみられ、須玖黒田遺跡の集落は古墳時代前期まで継続する（図3-7参照）。

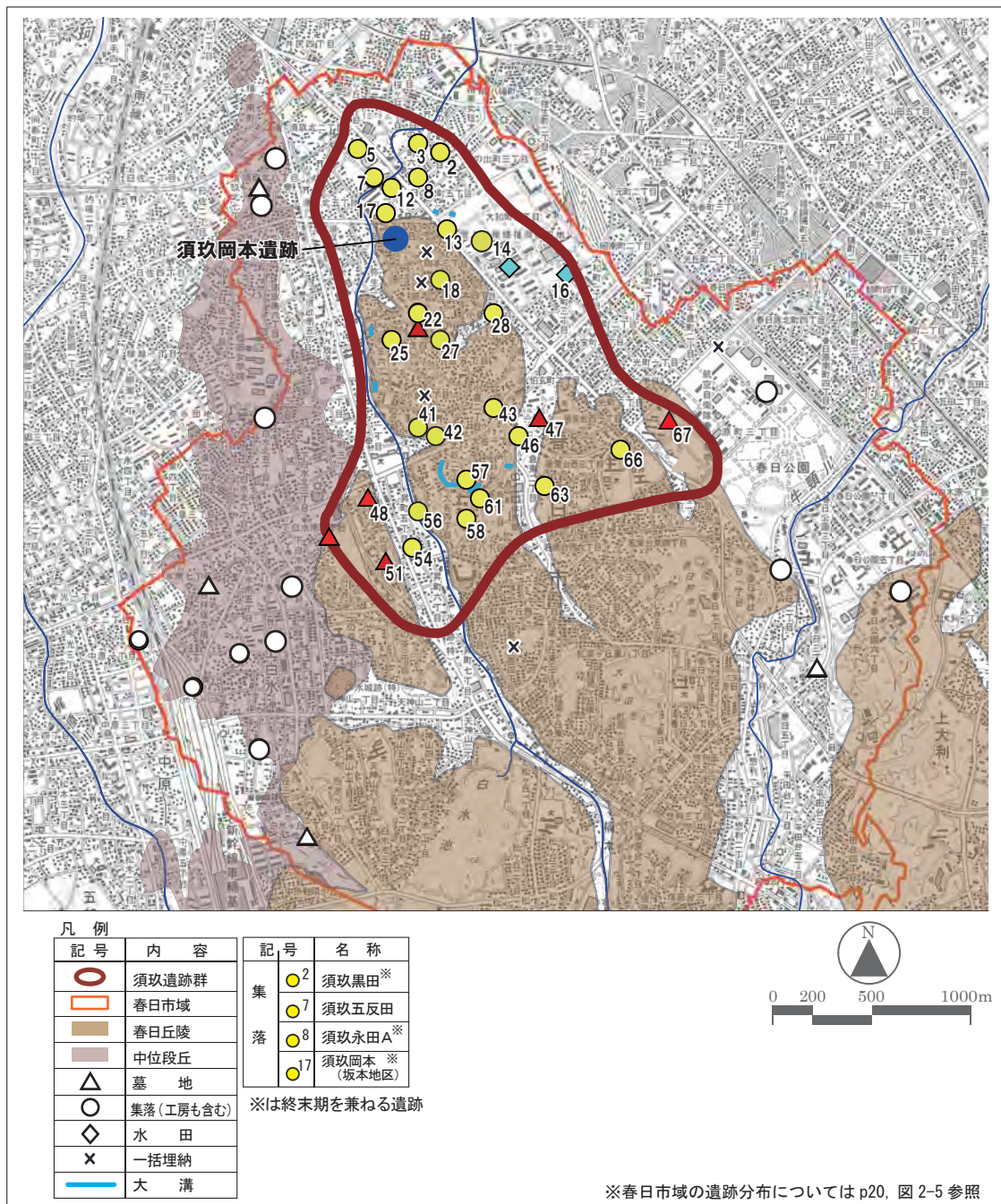


図3-7 弥生時代後期から終末期の遺跡分布

#### 4) 古墳時代

古墳時代の初頭までは春日丘陵北側低地の須玖永田A遺跡、須玖黒田遺跡で青銅器工房が継続している。また、隣接する須玖楠町遺跡では、屈曲する溝で直線的に区画された前期の掘立柱建物跡が確認されるが、長期間に及ぶ遺跡ではない。

須玖遺跡群内の全体的な集落の動向については、赤井手遺跡や平若C遺跡など弥生時代から継続して営まれる集落もあるが、いずれも弥生時代に比べると著しく規模が縮小する。そのほかの丘陵上に展開する集落遺跡も分布密度が希薄になることが明瞭である。弥生時代中期以降、春日丘陵を埋め尽くし、奴国の王都を形成した須玖遺跡群は終焉を迎え、替わって、市域の南部を中心に須恵器窯跡群やこれに伴う集落、古墳群等が展開する（図3-8参照）。

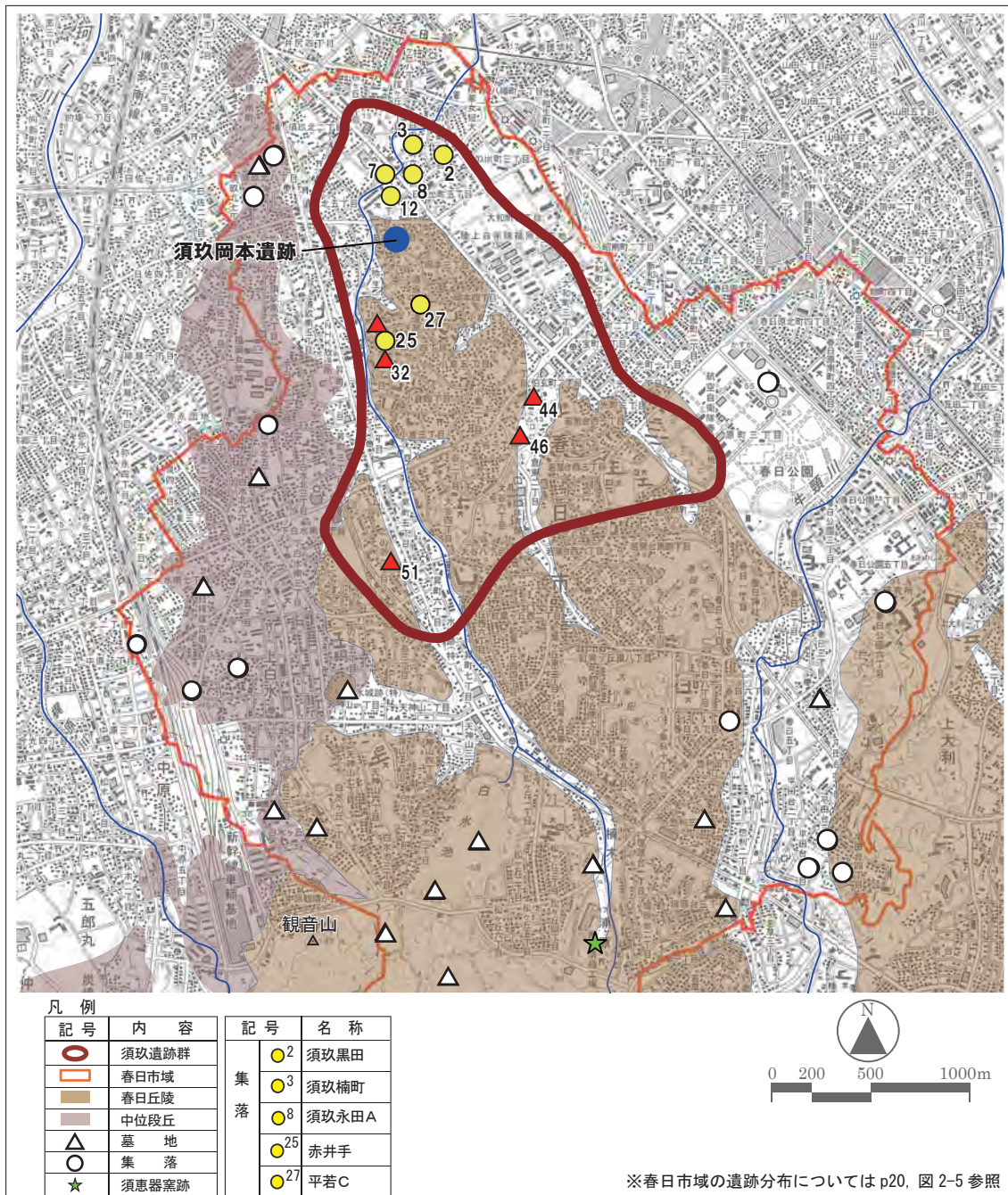


図3-8 古墳時代の遺跡分布

### (3) 須玖遺跡群内の主要な遺跡

#### 1) 集落跡

##### (大谷遺跡)

春日丘陵の中央部にあり、須玖遺跡群内では南部の小丘陵上に営まれた集落跡である。弥生時代中期に丘陵尾根上の平坦地を拡大する造成工事で集落が形成され、これまでの発掘調査で、弥生時代中期を主体に竪穴住居跡が100軒近く確認された。特筆すべき遺物に銅鐸、銅矛<sup>どうぼこ</sup>※、銅劍の鋳型があり、これらの鋳型の石材はいずれも滑石片岩である。弥生時代中期の段階の青銅器生産を示すものとして注目される。中でも銅鐸の鋳型は、わが国の銅鐸の祖形となった可能性があり、その起源を探る重要な鍵となりうるものである。



銅鐸の鋳型 (長さ 7.8cm)

##### (須玖坂本B遺跡)

須玖岡本遺跡の北部に隣接する。春日北小学校の敷地内に確認された弥生時代中・後期の集落跡で、多くの青銅器生産関連遺物が出土した。遺跡の南部に区画を示すとみられる東西に走る大溝があり、この北側に掘立柱建物跡や柱穴群を検出した。大溝からは鋳型片のほか、貨泉<sup>かせん</sup>（中国王莽期<sup>おうもうき</sup>の銅銭）や木製の儀器などが出土し注目される。



調査区全景

須玖遺跡群においては奴国王をはじめとする首長層の墳墓は確認されているが、居住域は未だ明らかでない。今後、発見が期待される王の居館は、須玖坂本B遺跡が立地や遺構・遺物の内容などから、その最有力候補地と目されている。



貨泉 (径 2.3 cm)

##### (平若A遺跡・平若C遺跡)

平若A遺跡は、春日丘陵北部の小丘上にあり、須玖岡本遺跡とは小谷を隔て南側の丘陵尾根上に立地する。この尾根上は平坦面が広く、弥生時代の集落形成時に造成されたと想定される。発掘調査では弥生時代前期の甕棺墓や土坑墓<sup>\*</sup>が確認された。須玖遺跡群内の弥生時代の墳墓では最も古い様相を示す遺跡の一つである。

平若C遺跡は平若A遺跡の南東に隣接する丘陵上に展開する集落跡である。弥生時代中期から後期にかけて20軒以上の竪穴建物跡を確認した。円形と長方形を組み合わせたような特異な形状<sup>どうか</sup>の竪穴建物跡からは、多量の焼土とともに鉄器や銅戈<sup>\*</sup>鋳型などが出土しており、弥生時代中期後葉の工房跡である可能性がある。



平若C遺跡 (竪穴建物跡)

### (須玖尾花町遺跡)

春日丘陵先端部の東裾部に展開する集落遺跡で、須玖岡本遺跡の北東に隣接する。丘陵部と低地の境に直線的な大溝を掘削して、竪穴住居跡や掘立柱建物跡がある集落と水田を区画しており、水田は南側の上平田・天田遺跡に連続することが想定される。この大溝は、弥生時代中期末に開削されて後期後半以降に埋没したものと判断され、丘陵部の集落とほぼ同時期に営まれている。また、西方 340m 延伸上にある須玖坂本 B 遺跡で確認された大溝と方向性が一致することから、広範な区画を構成する遺構の可能性が指摘されている。溝や建物跡からは多量の青銅器生産関連遺物が出土し、一辺が 9m を超える大規模な掘立柱建物跡も存在する。須玖坂本 B 遺跡と並び、首長層に関わる地区の候補地として注目される遺跡である。



大溝

### (須玖唐梨遺跡)

須玖遺跡群北部の低地にあり、須玖永田遺跡や須玖五反田遺跡に近接する。弥生時代後期の倉庫跡と推定される掘立柱建物が多数確認された。南北に走る直線的な溝は建物群の区画を示すと考えられ、その一部を道路とする説もある。ここでも鋳型片や銅矛中型など青銅器生産に関係した遺物が見られる。また、掘立柱建物群から 10m ほど間隔をおいて甕棺墓や土坑墓が群集し、井戸跡も一定の範囲にまとまって検出されている。



須玖唐梨遺跡全景

### (大南 A 遺跡・高辻 E 遺跡)

大南 A 遺跡は春日丘陵の中央部、大谷遺跡の北に隣接する丘陵上にある。弥生時代中期から後期にかけて営まれた集落で、大谷遺跡が縮小を始めた時期に開かれたと考えられる。100 軒を超える住居跡が確認され、この集落は断面形が V 字状の溝で囲まれたいわゆる環濠集落である。環濠からは、九州で初めての発見例となった小銅鐸やほぼ完形の銅戈鋳型など貴重な遺物が出土した。



大南 A 遺跡の環濠

高辻 E 遺跡は、大南 A 遺跡の東側に小さな谷を隔てて隣接する弥生時代の集落跡である。ここでも環濠が丘陵の縁辺部に沿って認められ、谷を挟んで大南 A 遺跡の環濠へ続くように伸びる。大南 A 遺跡の環濠と同様、中期に掘削され後期に埋没する。規模や形状も共通することから、両遺跡の環濠はそれぞれ独立したものではなく、一連の施設の可能性がある。



高辻 E 遺跡の環濠

## 2) 墳墓群

### (松添遺跡)

春日丘陵中央部に位置する。弥生時代中期前半から後期まで営まれた甕棺墓や土坑墓が主体の遺跡で、伯玄社遺跡の南に相對する小丘陵の東斜面から裾部にかけて立地する。丘陵の上位にはナライ遺跡に連続する集落の存在が想定され、これを区画すると考えられる断面V字形の大溝の埋没後に墳墓群が形成されている。

遺跡の上位から流出して谷部に堆積したと見られる土砂から、後漢鏡2面（方格規矩四神鏡<sup>ほうかく規矩しんきょう</sup>・内行花文鏡<sup>ないこうかもんきょう</sup>）が合わさった状態で出土している。須玖岡本遺跡の奴国王墓以降に葬られた有力者の墳墓が存在していたことが推察される。



方格規矩四神鏡 (径 15.8 cm)

### (伯玄社遺跡)

須玖遺跡群の中央部付近から東に派生した丘陵上の伯玄社遺跡では、甕棺墓や土坑墓、木棺墓など弥生時代前期から中期を主体とする墳墓群 180 基以上が調査された。この中には市内では発見例の少ない弥生時代前期の墳墓がみられ、木棺墓の1基には朝鮮系の柳葉形磨製石鏃6本が副葬される。また、中期の小児甕棺から南海産貝製腕輪1個が発見されたほか、後期の土坑墓には刀子や鏃などの鉄器を副葬する例もある。春日丘陵が奴国の中心地となる前から営まれた墓地である。

この他、調査区の南西側では、弥生時代前期の竪穴住居跡1軒や貯蔵穴6基などが確認された。



磨製石鏃 (長さ 17.3 cm 左)

### (一の谷A・B遺跡)

春日丘陵の西側に並行する丘陵上に立地する。弥生時代中期の甕棺墓を主体とする墳墓群で、昭和43年(1968)、52年(1977)、53年(1978)に地点を異にして発掘調査を行い、200基以上の甕棺墓を確認した。しかし墳墓群からの副葬品は全く見られず、弥生時代の一般的な墓地である。



甕棺墓群

### (豆塚山遺跡)

須玖遺跡群内では弥生時代の甕棺墓群がいたるところで発見されているが、豆塚山遺跡では、狭い尾根と斜面に営まれた甕棺墓群がほぼ完掘され、その総数は450基以上にのぼる。しかしここでは副葬品は全くなく、一の谷A・B遺跡と同様の一般的な墓地と考えられる。



調査風景

### (宮の下遺跡)

一の谷遺跡と同一丘陵の北端に位置する。弥生時代中期から後期末まで継続する墳墓群で、昭和 63 年 (1988) 以降の発掘調査で、甕棺墓 153 基、土坑墓 47 基、石蓋土坑墓・石蓋土坑墓 13 基などが確認された。注目されるのは後期の甕棺墓からの舶載鏡片、円形銅製品、鉄剣片の出土である。これらの遺物は本来完全な形で副葬されたと思われるが、盗掘のため小片で発見された。装身具と推定される円形銅製品は少なくとも 5 点が副葬され、これまで類例がなく珍しい。また、石棺墓からガラス製の管玉約 30 個が出土した。宮の下遺跡では、以前にも鏡が発見され、奴国王や王族に次ぐ身分の集団が埋葬された首長墓と思われる。



墳墓群



石棺墓の管玉

### (立石遺跡)

須玖遺跡群の南東部にあり、春日丘陵の東側に派生した支丘の先端部に立地する。平成 11 年度 (1999) の発掘調査で甕棺墓 4 基、土坑墓 25 基、石蓋土坑墓 1 基、大柱遺構 4 基など弥生時代中期から後期を中心とする墓地と円墳 1 基などを確認した。大柱遺構は墓前祭祀に関わる遺構と考えられ、その一つには切断された戦国式系銅剣が埋め込まれていた。このほか漢鏡片や大型の鉄斧、銅鍬片などが出土しており、首長層の墓地と推察される。

当地では、昭和 9 年 (1934) に甕棺の出土とともに後漢鏡 (細線式獣帯鏡) と青銅製鋤先が採集されており、現在、東京国立博物館が所蔵している。また、昭和 22 年 (1947) には細形銅剣が採集されている。



大柱遺構



細形銅剣 (長さ 34.8 cm)



3) 青銅器・鉄器・ガラス工房跡  
(須玖永田 A 遺跡)

春日丘陵北方の沖積地にある。1 次調査は昭和 60 年 (1985) に約 700 m<sup>2</sup>を発掘し、弥生時代終末期を中心とする掘立柱建物跡 15 軒、井戸 2 基、溝 8 条などを検出した。出土遺物には青銅器鋳型、銅鋤先と銅矛の中型、るつぼ とりべ ふいご はぐち どうさい 埴塙・取鍋\*、鞆の羽口\*、銅滓といった青銅器生産に関係した多数の遺物があり、溝で囲まれた掘立柱建物跡周辺に集中して出土した。青銅器生産関係遺構・遺物はこの遺跡が奴国における青銅器生産の最終段階の工房であることを示している。また鏡鋳型は全国で初めての出土である。

工房跡の南に走る直線的な溝は、その後実施した 2 次・3 次調査で確認された溝と連続すると見られ、工房等の建物群を 2,000 m<sup>2</sup>以上の範囲で方形に取り囲み、区画していたと推察される (図 3-9 参照)。

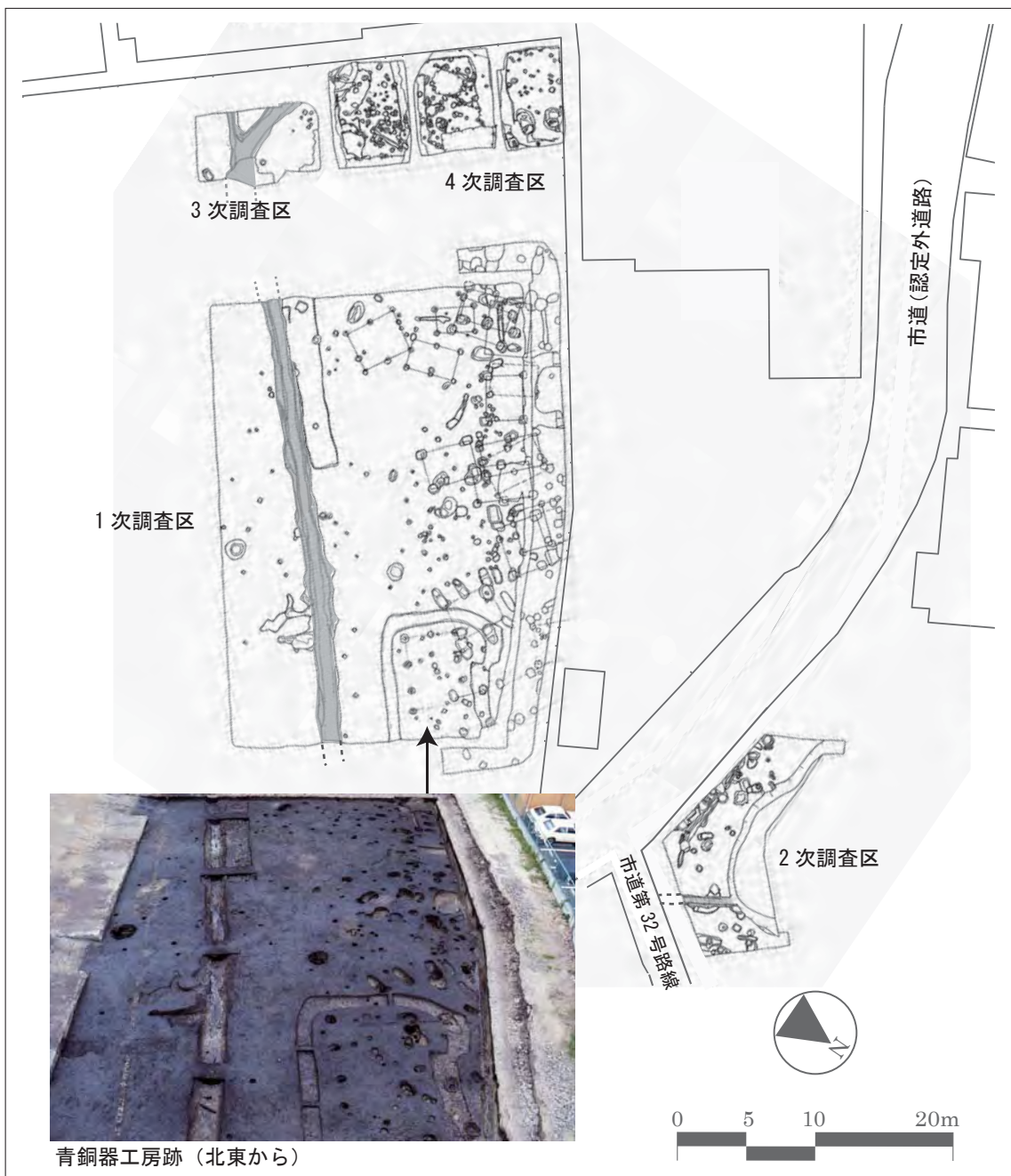


図 3-9 須玖永田 A 遺跡発掘調査図

### (須玖五反田遺跡)

全国で初めて弥生時代のガラス工房跡が発見されたことで話題となった。須玖永田A遺跡や須玖岡本遺跡坂本地区と同様低地に立地し、時期もほぼ一致することから、須玖遺跡群北部に展開する大工房群の一角を占める一連の遺跡と判断される。

須玖五反田遺跡からは、ガラス製品の製作に関連した遺物は堅穴建物跡からま<sup>ま</sup>とまって出土し、勾玉の<sup>まがたま</sup>鑄型をはじめとした器具類や未成品、ガラス玉を磨いた砥石などがある。勾玉の鑄型はこれまでの出土例に比べ、これほどまとまった例はない。青銅器工房との関連も想定され、当時の先端技術を究明する上で貴重な遺跡である。



ガラス製品の製作を示す道具類  
(長さ 3.7cm 右上)



堅穴建物跡と土坑 (ガラス工房跡)

### (赤井手遺跡)

須玖岡本遺跡の南方約 500mの小丘上にある。弥生時代中期から古墳時代の集落跡で、92 軒の住居跡が調査された。遺跡の大半は開発で消滅し、現在古墳 1 基が残る。ガラス勾玉の鑄型や青銅器鑄型もあるが、鉄器生産を示す工房跡及び関連遺物が出土し注目される。また、遺跡の一角には甕棺墓群もある。



赤井手遺跡工房跡



鉄器工房関連遺物 (長さ 29.7cm 左)

### (仁王手A遺跡)

須玖岡本遺跡の南方約 900mの小丘上にある。2 軒の弥生時代中期の堅穴建物跡が調査され、床面に設けられた鍛冶炉を確認した。炉の周囲では鉄器の鍛造の際に生じた鉄片を多数検出し、この建物が小鍛冶を行った鉄器工房と確認された。



堅穴建物跡 (鉄器工房跡)



鉄片出土状況

### (須玖黒田遺跡)

須玖遺跡群の北部に広がる低地に位置する。弥生時代後期後半から終末期にかけての溝、掘立柱建物跡、土坑※、井戸などを確認した。溝を中心に大量の土器とともに青銅器鋳型、銅矛中型、銅滓などの鋳造関連遺物が多数出土している。当遺跡の西方に約200m離れた須玖永田A遺跡とは遺跡の立地や内容、時期において共通する点が多く、溝で区画され整然と配置された青銅器工房群の姿が想起される。



須玖黒田遺跡全景

### (須玖タカウタ遺跡)

須玖遺跡群の北西部の低地に位置する。弥生時代中期前半の竪穴住居跡とその周辺から青銅器の鋳型が複数出土した。出土した鋳型は石製鋳型8点、土製鋳型26点である。石製鋳型の材質は全て初期の鋳型に用いられることの多い滑石で、鋳型の種類は銅矛、銅剣、小銅鐸、銅鏡があり、朝鮮半島系の有柄式銅剣や多鈕鏡※の鋳型は国内初の出土である。土製鋳型の種類は銅矛（または銅剣）、銅戈の他、把頭飾の可能性が高いものもある。これらの鋳型には一対になるものもあり、中でも銅戈の鋳型は、鋳造時のガス抜き穴や鋳型を合わせた時にずれないようにするための凹凸や帯状の緊縛痕と考えられる痕跡などが認められる。これらの鋳型がまとまって出土した須玖タカウタ遺跡は、須玖遺跡群がこの時期に奴国の中心集落となり、朝鮮半島の先端技術を導入して青銅器生産を始めたことを示す貴重な遺跡である。



土製鋳型出土状況



土製鋳型

(長さ 14.8cm 右)

### 第3節 須玖岡本遺跡の概要

#### (1) 須玖岡本遺跡の学史的な歩みと変遷

須玖岡本遺跡は明治32年(1899)の王墓発見により学界に周知され、昭和4年(1929)には京都帝国大学が発掘調査を実施するに至った。また、昭和37年(1962)に九州大学・福岡県教育委員会、昭和54年(1979)には福岡県教育委員会が発掘調査を実施した。

一方、王墓からやや離れた南側丘陵では、春日市教育委員会が実施した昭和54・55年(1979・1980)の発掘調査で、甕棺墓群と祭祀遺構、竪穴住居跡群が検出され、完形の小銅鐸鋳型が出土したため、須玖岡本遺跡の一角を占める重要な遺跡という観点に基づき、昭和61年(1986)6月24日に「国史跡 岡本遺跡」となった。この間、表3-1に示す論文が発表され、表3-2に示す調査報告書が刊行されている。

表3-1 須玖岡本遺跡に関する主な論文

発表者	論文名
中山平次郎	「明治三十二年に於ける須玖岡本発掘物の出土状態」(1)(2) 『考古学雑誌』12巻10・11号(1922)
島田貞彦ほか	「筑前須玖史前遺跡の研究」 『京都帝国大学文学部考古学研究報告』第11冊(1930)
森本六爾	「過去一年間に於ける本邦青銅器時代研究の進展」 『考古学』第一巻第一号(1930)

表3-2 須玖岡本遺跡に関する報告書一覧

刊行年	刊行機関名	報告書名	備考
昭和5年(1930)	京都帝国大学文学部	『筑前須玖史前遺跡の研究』 京都帝国大学文学部考古学 研究報告第11冊	追加指定地(岡本7丁目28・29番)の東側隣接地の調査報告書
昭和38年(1963)	福岡県教育委員会	『福岡県須玖・岡本遺跡調査概報』福岡県文化財調査報告書第29集	追加指定地(岡本7丁目28・29番)の北東側隣接地の調査報告書
昭和55年(1980)	福岡県教育委員会	『須玖・岡本遺跡』福岡県文化財調査報告書第55集	
”	春日市教育委員会	『須玖・岡本遺跡』春日市文化財調査報告書第7集	追加指定地(岡本2丁目97番地)の南側隣接地の調査報告書
平成7年(1995)	春日市教育委員会	『須玖・岡本遺跡』春日市文化財調査報告書第23集	追加指定地(岡本7丁目55番)の東側隣接地の調査報告書
平成20年(2008)	春日市教育委員会	『須玖岡本遺跡2』春日市文化財調査報告書第53集	追加指定地(岡本7丁目76番、78番)の東側隣接地の調査報告書
平成22年(2010)	春日市教育委員会	『須玖岡本遺跡3』春日市文化財調査報告書第58集	
平成23年(2011)	春日市教育委員会	『須玖岡本遺跡4』春日市文化財調査報告書第61集	
平成24年(2012)	春日市教育委員会	『須玖岡本遺跡5』春日市文化財調査報告書第66集	

## (2) 須玖岡本遺跡の発掘調査の歴史と成果

### 1) 須玖岡本遺跡発見から現在までの発掘調査概要

須玖岡本遺跡の発見から現在までの発掘調査における概要について整理し、以下に記す（図 3-10 参照）。

#### ア 江戸時代の記録による弥生時代文物の発見（『筑前国続風土記拾遺』）

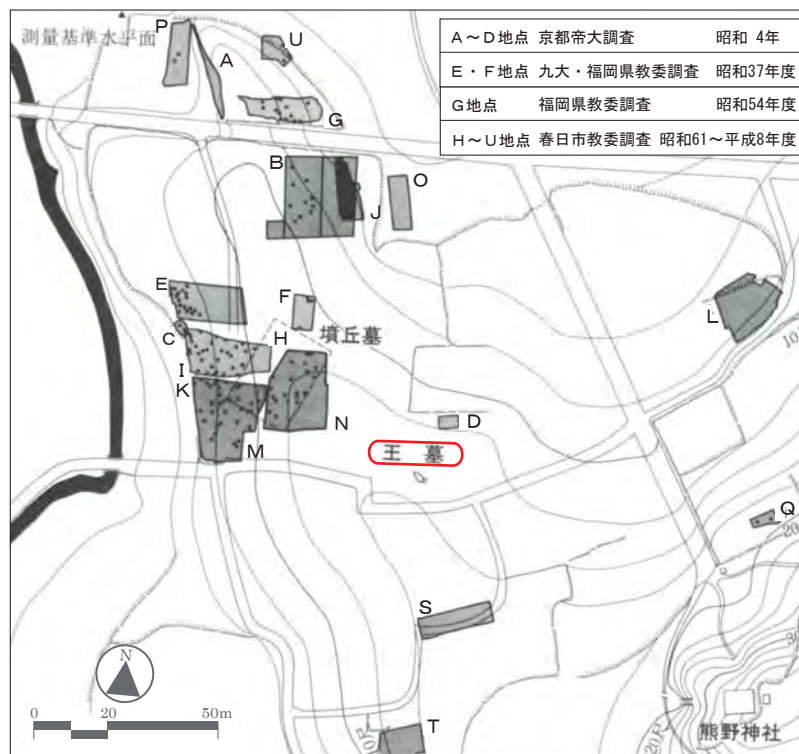
- 天明年間（1781～1789） 岡本のバンジャクヅンで百姓幸作が銅矛 1 本を掘り出す。
- 寛政年間（1789～1801） 皇后峯という山で百姓和作が矛の鋳型を掘り出し、熊野神社の神宝となる。その後、銅矛鋳型は昭和 30 年（1955）に国の重要文化財に指定される。

#### イ 大学や福岡県教育委員会による調査（p48～51 参照）

- 明治 21 年（1888） 東京人類学会雑誌に熊野神社の銅矛鋳型が紹介される。
- 明治 32 年（1899） 家屋建築時に偶然王墓が発見される。
- 昭和 4 年（1929） 京都帝国大学による初めての本格発掘調査
- 昭和 37 年（1962） 九州大学、福岡県教育委員会の合同調査  
（この頃に奴国王墓が定説となる）

#### ウ 春日市教育委員会による調査（p52～58参照）

- 昭和 54 年（1979） 奴国の丘歴史公園部分の発掘調査
- 昭和 61 年（1986） 岡本地区（王墓の北西部）の発掘調査  
（王族墓の発見）
- 平成 2 年（1990） 坂本地区の発掘調査により、大規模な青銅器工房跡が確認される。  
岡本地区 7 次調査で、墳丘墓が確認される。
- 平成 27 年（2015） 岡本地区での発掘調査が 21 次に至る。



※D地点は王墓出土物を移した煉瓦郭が設置された場所。昭和 4 年には畑に戻っている。王墓原位置の南側の道がクランク状になっていることに注目。図示していないが平成 27 年に B 地点の西を調査。一辺 5m 超の巨大な掘方を確認（p 59, 図 3-15 参照）。

図 3-10 須玖岡本遺跡の調査地点

## 2) 大学や福岡県教育委員会による調査の成果

### (昭和4年京都帝国大学発掘調査)

明治32年(1899)の奴国王墓発見から30年を経て京都帝国大学によって行われた学術調査は、須玖岡本遺跡における初めての本格的発掘調査である。4地点(A～D)の発掘で11基の甕棺を調査した結果、その内の一つから細形銅剣1本が発見された。この成果に従来の発見遺物の集大成と出土古鏡の研究等を加えて公刊された『筑前須玖史前遺跡の研究』は弥生文化研究の重要な報告となり、考古学研究の手本とされた。以下に発掘調査の様子(写真3-1)と調査位置(p49, 図3-11)を示す。

#### 王墓・王族墓エリア周辺の調査



発掘調査時の王墓の上石  
(図3-11“大石現所在地”)



A地点発掘風景



A地点発掘風景



B地点4号甕棺墓



B地点1～5号甕棺墓



B地点1、2号甕棺墓

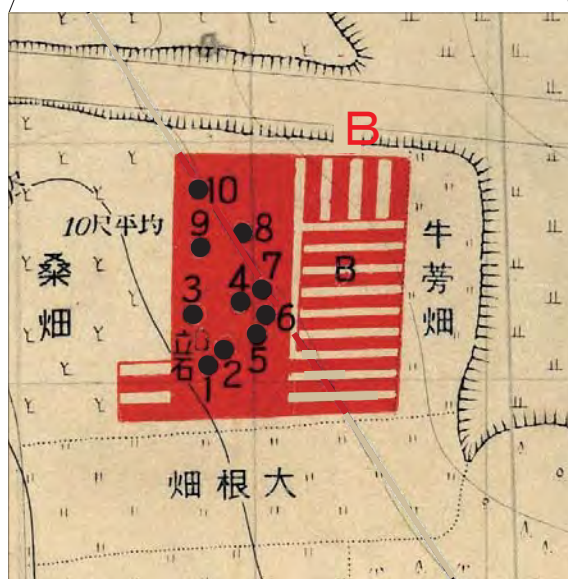
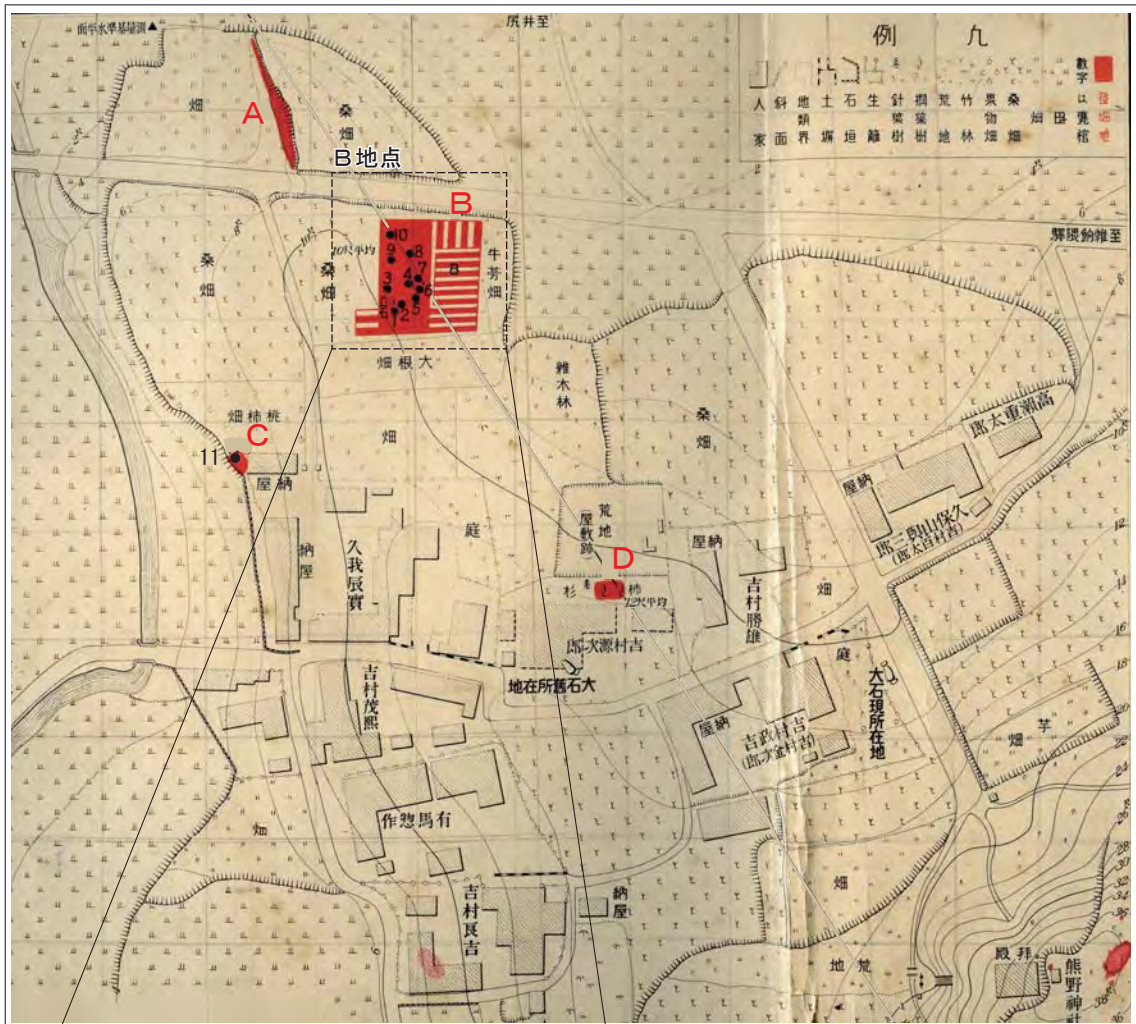


B地点1号甕棺銅剣出土状態

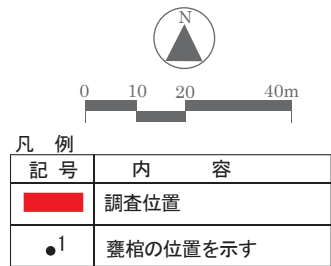


C地点11号甕棺墓

(出典：『筑前須玖史前遺跡の研究』「京都帝国大学文学部考古学研究報告」)  
写真3-1 発掘調査写真



B地点拡大図



(出典：『筑前須玖史前遺跡の研究』「京都帝国大学文学部考古学研究报告」)

图 3-11 昭和 4 年京大調査位置图

(昭和 37 年九州大学・福岡県教育委員会発掘調査)

昭和 37 年 (1962)、九州大学と福岡県教育委員会による調査が実施された。調査では 19 基の甕棺と 3 基の土坑等が確認され、この内、13 号甕棺から銅戈、15 号甕棺から銅剣、14 号甕棺からガラス小玉 38 個、3 号土坑から銅釧<sup>どうくしる</sup>3 個以上、鉄刀、ガラス勾玉等が出土し、あらためて王墓周辺の墳墓が高い比率で副葬品を伴う事実が確認された。また、この調査において初めて甕棺を埋置した墓坑が明らかにされたことは、貴重な成果として特筆される。以下に発掘調査の様子 (写真 3-2) と遺構の位置 (p51, 図 3-12) を示す。

王墓・王族墓エリア周辺の調査



発掘調査の様子



調査団長 (鏡山猛教授) による解説



調査区全景



甕棺の出土状況



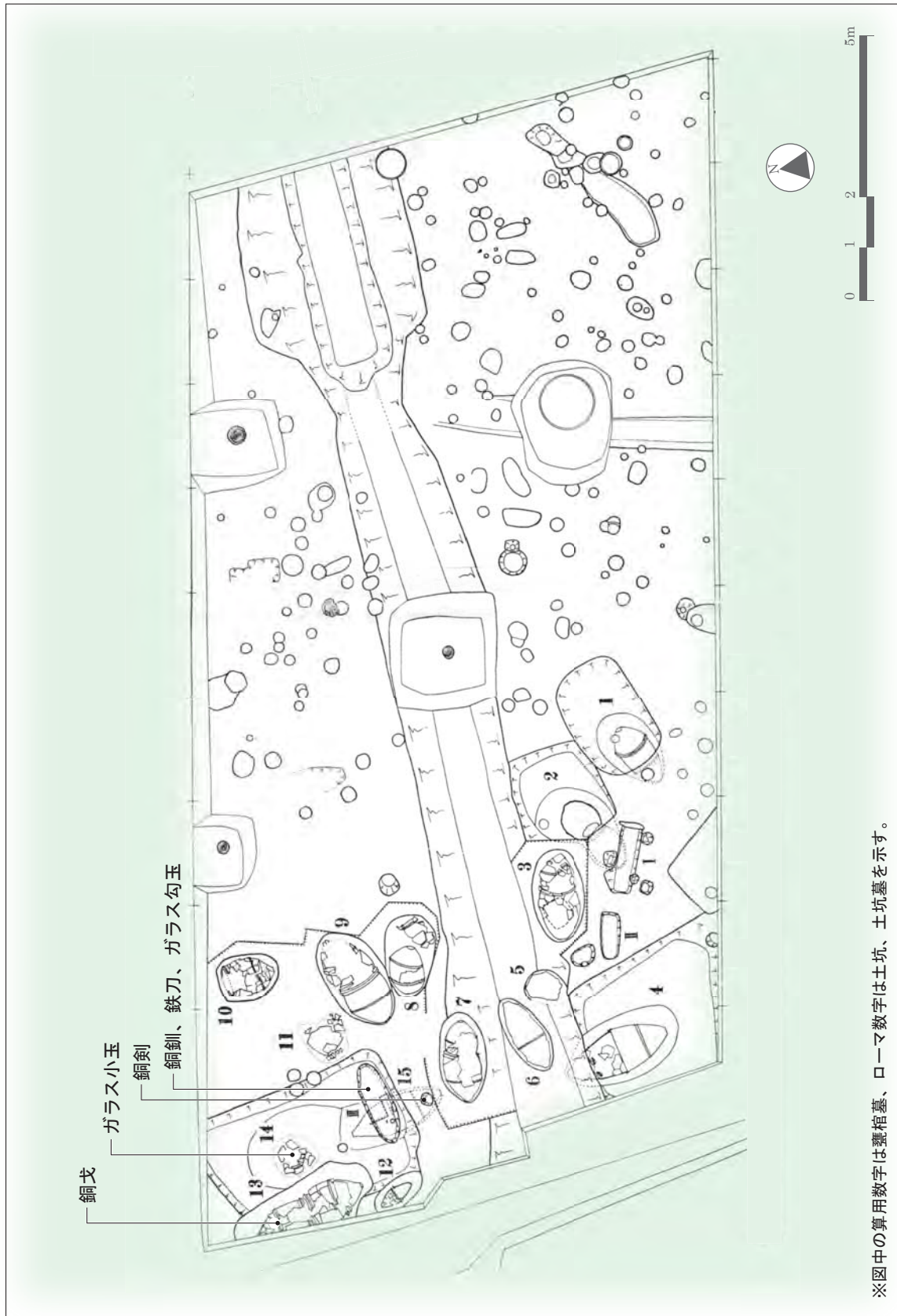
発掘調査見学



甕棺墓

写真 3-2 発掘調査写真





※図中の算用数字は甕棺墓、ローマ数字は土坑、土坑墓を示す。

図 3-12 昭和 37 年九州大学・福岡県教育委員会発掘調査遺構分布図

### 3) 春日市教育委員会による発掘調査成果

昭和54年（1979）から現在に至るまでの春日市教育委員会による発掘調査について表3-3でまとめ、p 54, 図3-13で発掘調査位置を示す。

表 3-3 春日市教育委員会が実施した須玖岡本遺跡発掘調査の概要（1）

No.	地区	次数	主な遺構と遺跡の性格	主要な遺物	時期	調査面積 (㎡)	調査年度
1	岡 本 地 区	1次	甕棺墓27基、土坑墓6基、土坑7基、溝1条など他遺跡と比べ甕棺墓の墓坑規模が大きい。 王族墓域。	棺内を調査した22基のうち10基に赤色顔料 9号甕棺から石剣先、15号甕棺から細形銅剣1本、19号甕棺からガラス小玉(1269個以上)、20号甕棺からガラス勾玉1個、ガラス小玉(824個以上)、6号土坑墓から管玉2個が出土	弥生時代中期 ～後期	150	昭和61年 (1986)
2		2次				65	昭和62年 (1987)
3		3次	甕棺墓2基、甕棺墓墓坑1箇所。墓域の東端になる。低台地落ち際に地形の制約を受けつつ高密度に展開。	1号甕棺墓から石剣先が出土	弥生時代中期	80	昭和62年 (1987)
4		4次	甕棺墓1基と複数の甕棺墓の埋土を確認。1・2次調査地点より南に墓域が展開することを確認。	ガラス小玉2点	弥生時代	40	昭和63年 (1988)
5		5次	包含層から多量の弥生土器、鋳造関連遺物。竪穴住居跡10軒、石蓋土坑墓1基王墓を中心とする墓域はこの地点まで及んでいない。住居若しくは工房か。	剣、矛、戈の石製鋳型片10点が包含層から出土、中型25点が包含層と4号竪穴住居跡から出土	弥生時代中期 ～後期	215	平成元年 (1989)
6		6次	甕棺墓らしき墓坑33基（確実に甕棺墓になるのはうち12基） 墓域の西端に当たると考えられる。	ガラス小玉8個	弥生時代中期?	335	平成元年 (1989)
7		7次	甕棺墓18基、土坑墓2基など 王族墓域。墳丘墓を発見。	7号甕棺から鉄剣、12号甕棺外から鉄矛、13号甕棺から磨製石鏃が出土	弥生時代中期 後葉～末	340	平成2年 (1990)
8		8次	溝状遺構2条、ピットなど 大きく削平を受ける。	特になし	弥生時代中期 後半	80	平成2年 (1990)
9		9次	土坑墓2基、祭祀土坑2基など 墳墓に伴う祭祀関連の場か。	祭祀土器	弥生時代中期 中葉～後葉	100	平成3年 (1991)
10		10次	遺構なし。開墾や整地の中で消失か。 王族墓域の南限、もしくは墳丘墓が存在していた可能性がある。	特になし	不明	110	平成6年 (1994)
11		11次	土坑、中世の溝状遺構 弥生土器は散布するものの墳墓や住居跡等は検出されていない。	土師器、陶磁器	弥生時代中期、 中世	116	平成8年 (1996)
12		12次	中期前半の竪穴住居跡2軒、甕棺墓1基、土坑墓1基、墓坑1基、奈良時代の溝2条墓域の北限か。生活遺構が埋葬遺構に先行するとは断定できない。	ピット内から石戈	弥生時代中期、 奈良時代	50	平成8年 (1996)
13		13次	トレンチ調査。墓坑、土坑、溝状遺構 王墓地点の南に隣接。詳細不明だが墓域として遺構の密度は低い。	特になし	詳細不明	13	平成13年 (2001)
14		14次	トレンチ調査。弥生時代の祭祀土坑、近世の土坑、溝状遺構など 王墓地点の南西に隣接し、遺構の密度は低い。	銅矛中型	弥生時代	47.6	平成14年 (2002)
15		15次	トレンチ調査。中世以降の溝状遺構 調査区狭小のため詳細不明。	甕棺片、鋳型石材片	中世	69.5	平成15年 (2003)
16		16次	トレンチ調査。溝状遺構、土坑 王墓地点の南に隣接する。詳細不明だが遺構の密度は低い。	特になし	詳細不明	3.9	平成17年 (2005)
17		17次	トレンチ調査。溝状遺構、ピット 詳細不明だが全体的に遺構の密度は低い。	特になし	詳細不明	15.7	平成17年 (2005)
18		18次	トレンチ調査。中世以降の土坑墓、近世の溝 詳細不明。中世以降に大きく地形が削られている。	特になし	詳細不明	29.1	平成19年 (2007)
19		19次	遺構検出面の確認。土坑墓1基、土坑1基、奈良時代の溝 12次の南隣。墓域の北限か。	特になし	弥生時代中期、 奈良時代	59	平成19年 (2007)
20		20次	甕棺墓5基以上 昭和4年の京大調査B地点に一部重複する。王族墓域において墓坑規模が極めて大規模な甕棺墓を検出。	4号甕棺墓から中細形銅剣、青銅製把頭飾	弥生時代中期 前半	174.6	平成26年 (2014)
21		21次	トレンチ調査。中世の溝状遺構	特になし	中世	28.6	平成27年 (2015)

表 3-3 春日市教育委員会が実施した須玖岡本遺跡発掘調査の概要 (2)

No.	地区	次数	主な遺構と遺跡の性格	主要な遺物	時 期	調査面積 (m <sup>2</sup> )	発掘調査年度
22	坂本地区	1次	掘立柱建物跡7棟、竪穴状遺構1基、溝51条など 溝は建物を圍繞・連結・区画するものがあり、青銅器工房跡の除湿のためのものと考えられる。	青銅器鋳型27点、中型260片以上(鋤先6、小銅鐸2含む)、取鍋/埴塀片23点、銅滓・銅片80点以上、ガラス勾玉鋳型1点、ガラス製品製作関連器具9点、鉄器14点(鋳造鉄斧1含む)、石製勾玉1、ガラス小玉6、分銅形土製品1、石器・砥石などが建物跡の内外・溝から出土	弥生時代中期末を開始期とするが、主体は後期	380	平成2年(1990)
23		2次				284	平成3年(1991)
24		3次	掘立柱建物跡4棟、溝16条など	石製鋳型15点、中型80点以上(鋤先1、小銅鐸1含む)、取鍋/埴塀片8点、輸送風管1点、銅滓・銅片8点、ガラス製品製作関連器具1点、鉄器16点、ガラス小玉3、石器・軽石・砥石などが建物跡の内外・溝から出土		202	平成3年(1991)
25		4次	竪穴状遺構2基、土坑1基、掘立柱建物跡7棟、溝7条など	石製鋳型29点(鋳型石材含む)、中型100点以上、取鍋/埴塀片13点、輸送風管4点、埴台1点、銅滓・銅片6点、ガラス製品製作関連器具4点、鉄器2点、ガラス小玉1、小型仿製鏡片1、石器・砥石などが建物跡の内外・溝から出土		536	平成4年(1992)
26		5次	トレンチ調査。溝1条、土坑5基、遺物包含層 坂本地区工房群の北端部に相当するものと考えられる。	中型13点(銅矛12、鋤先1)、輸送風管1点、銅塊1点、銅鋤先1点、銅鏃1点、ガラス小玉1、石製管玉1、木製鋤1点、石器・砥石・軽石などが溝・包含層から出土		123	平成5年(1993)
27		6次	トレンチ調査。遺物包含層 坂本地区工房群の北端部に相当するものと考えられる。	石製鋳型11点(鋳型石材2含む)、中型12点、取鍋/埴塀片10点、輸送風管1点、銅鏃1、銅片3点、ガラス製品製作関連器具1点、鉄器2点、石器・砥石・軽石などが包含層から出土		120	平成11年(1999)
28	岡本地区	1次	甕棺墓116基以上、土坑墓・木棺墓9基、未掘の墓坑130基以上、祭祀土坑7基。 竪穴住居跡8軒、溝など	木棺墓から鉄剣1点、遺構検出時に小銅鐸鋳型1点	【墓域】弥生時代中期前半～中期末(木棺墓は前期に遡る可能性あり) 【集落】弥生時代中期中頃～中期後半	3000	昭和54年(1979)
29		2次					昭和55年(1980)
30		3次	大溝状遺構、溝状遺構 丘陵の西側を区画する溝になる可能性を持つ。	大溝状遺構から青銅器鋳型2点、弥生時代中期の土器、砥石が出土	弥生時代(中期?)	65	平成3年(1991)
31		4次	溝4条、土坑、竪穴建物跡など 近世、奈良時代の遺構も認められるが弥生後期の遺構を主体とする。岡本地区1・2次の集落との密接な関連が考えられる。	遺物包含層には甕館破片が大量に含まれる。 弥生中期の甕棺墓地の存在を示唆する。	弥生時代中期～後期	190	平成5年(1993)
32		5次	遺物包含層、溝状遺構、土坑 集落の周縁部の様相を呈する。	特になし	弥生時代中期～古墳時代 詳細不明	30	平成7年(1995)
33		6次	トレンチ調査。古墳周溝1、甕棺墓8基、溝状遺構1条 溝状遺構は甕棺墓に伴い墳丘墓の可能性を示唆。	客土から石戈、遺構に伴わない7～8世紀の古瓦	甕棺墓は中期前半	149	平成12年(2000)
34		7次	溝状遺構1条 調査区狭小のため詳細不明。	特になし	古瓦を少量伴うが詳細不明	13.6	平成17年(2005)
35	盤石地区	1次	甕棺墓2基 削平とかく乱が激しく遺構が消失。墓域。	特になし	弥生時代中期	25	平成3年(1991)
36		2次	竪穴住居跡2軒、溝状遺構など 工房跡の可能性がある。	銅矛中型5点、取鍋/埴塀片1点、鋳型石材1、鉄器2	弥生時代中期～後期	137.4	平成12年(2000)
37		3次	トレンチ調査。飛鳥時代の掘立柱建物跡、中世以降の溝状遺構など 官道進路との関連性をうかがわせる。	掘立柱建物跡から百済系の古瓦	飛鳥時代～奈良時代	135	平成13年(2001)
38		4次	トレンチ調査。古代の溝状遺構など ピットには弥生時代のものも含まれる。	特になし	弥生～奈良時代 詳細不明	6.1	平成15年(2003)
39		5次	トレンチ調査。遺物包含層 古代から中世にかけて弥生時代の甕棺墓等が破壊された可能性高い。	特になし	弥生～中世 詳細不明	18.3	平成16年(2004)
40		6次	3次と同地点のトレンチ調査。 飛鳥時代の掘立柱建物跡、中世以降の溝状遺構など。 官道進路との関連性をうかがわせる。	掘立柱建物跡から百済系の古瓦	飛鳥時代～奈良時代	37.5	平成18年(2006)
41		7次	トレンチ調査。土坑、住居跡か。 法面部分の確認のため詳細不明。	特になし	不明	18.9	平成24年(2012)

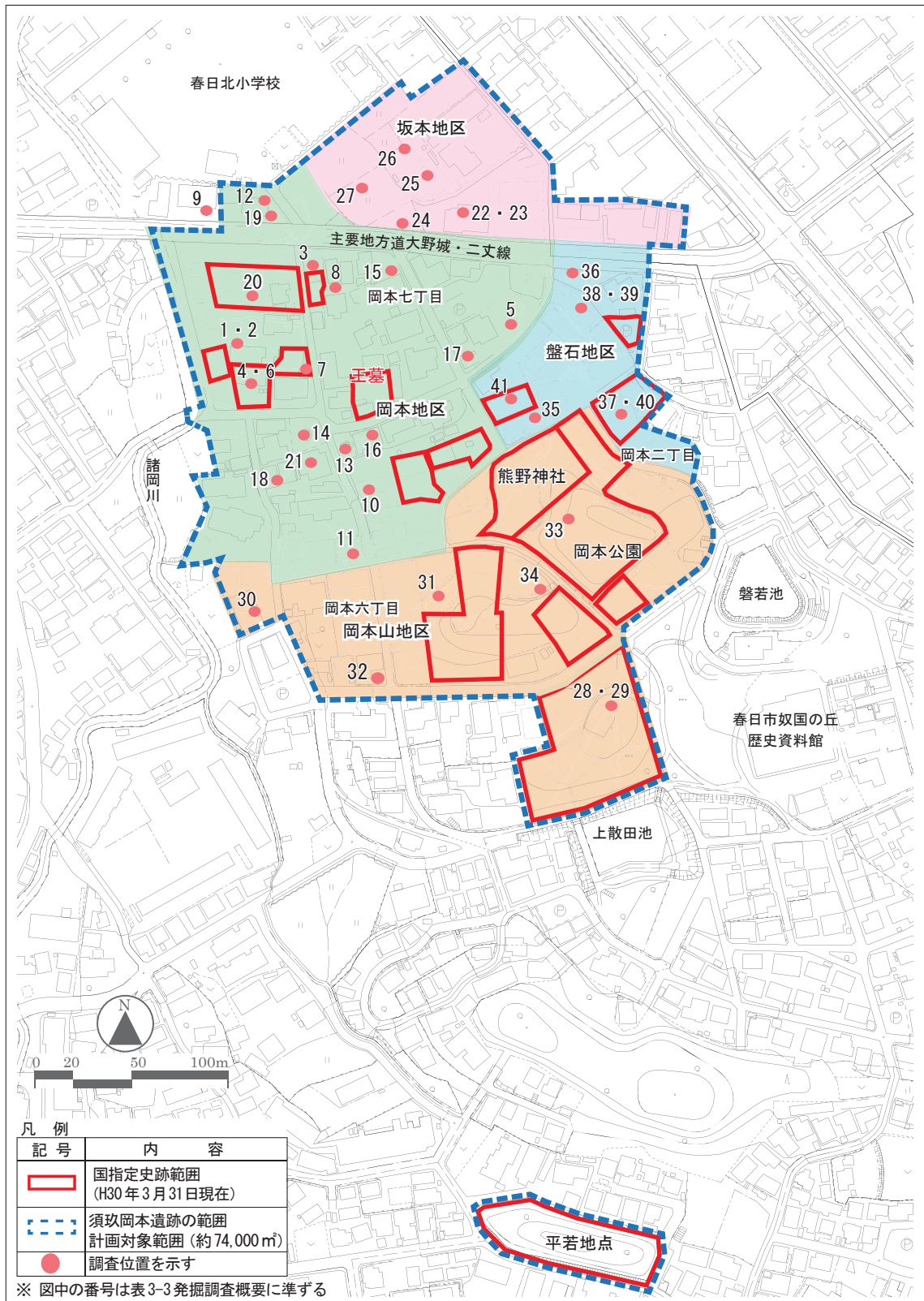


図3-13 発掘調査位置図

## ア 岡本地区

### (1・2次調査)

王族墓エリアの甕棺墓の調査である。調査した 27 基の甕棺墓のうち、4 基の甕棺から副葬品が出土している。特に銅剣が副葬されていた 15 号甕棺は墓坑の規模が 4.2×2.8m と大きい。また、10 基の甕棺内部に赤色顔料が認められた。

家屋解体を契機とする確認調査だが、遺構については将来的な保存を考慮して、調査終了後は遺構が損壊しないように慎重に埋め戻しを行っている (p 52, 表 3-3 (1)、p 55, 写真 3-2、p 59, 図 3-15 参照)。

#### 王墓・王族墓エリア周辺の調査



1次調査全景 (東から)  
中央右端が 15 号甕棺。  
19・20 号はさらに西側。



細形銅剣

(長さ 34.8 cm)



15 号甕棺と細形銅剣



20 号甕棺のガラス勾玉出土状況



20 号甕棺出土  
ガラス勾玉 (長さ 4.6 cm) ・ ガラス小玉

写真 3-2 発掘調査写真

### (7次調査)

7次調査は、1・2次調査地点の東に隣接する地点での甕棺墓群の調査で、墳丘墓を確認できたことが大きな成果としてあげられる。墳丘墓は版築状の盛土が認められ、この盛土を切り込んで多数の甕棺が埋葬されていることが明らかとなった。墳丘の内部には甕棺墓18基、土坑墓2基等が確認され、墳丘の裾部には溝を検出している。墳丘墓の平面規模は18×25mと推定される（p52, 表3-3(1)、p56, 写真3-3、p59, 図3-15参照）。

#### 王墓・王族墓エリア周辺の調査



7次調査地点全景（画面上が南）

墳丘の地上部は削平されるも、やや掘り込まれた基底部が残存する。本来、検出面より1.0～1.5m高いと想定される。右側の大きな掘方が7号甕棺（鉄剣副葬）12号甕棺（鉄矛副葬）は下辺中央に掘方の一部が現れている。  
当墳丘墓は王墓と同時期のもので、また、過去の調査地点も墳丘墓であった可能性を示唆する。



墳丘墓周溝を横断するトレンチの断面  
溝の深さは約30cmから40cm。



墳丘盛土の状況



7号甕棺 鉄剣出土状況



12号甕棺 鉄矛出土状況

## イ 坂本地区

### (1・2次調査)

1次調査は須玖岡本遺跡に係る重要遺跡確認緊急調査として、2次調査は共同住宅建設に伴う緊急発掘調査として実施した。これまで確実な弥生時代の青銅器工房としては唯一の例であった須玖永田<sup>おびた</sup>A遺跡を遺物量・遺構規模ともに大きく上回る青銅器工房群が確認された。工房群は、周囲に溝を配した掘立柱建物が接続するように検出され、この内外から夥しい数量の青銅器生産関連遺物が出土した。また、青銅器とともにガラス製品も生産されていたことが認められる（p53, 表3-3(2)、p57, 写真3-4、p59, 図3-15参照）。

#### 青銅器工房エリアの調査



1次調査全景（東から）



2次調査全景（上が東）

写真3-4 発掘調査写真

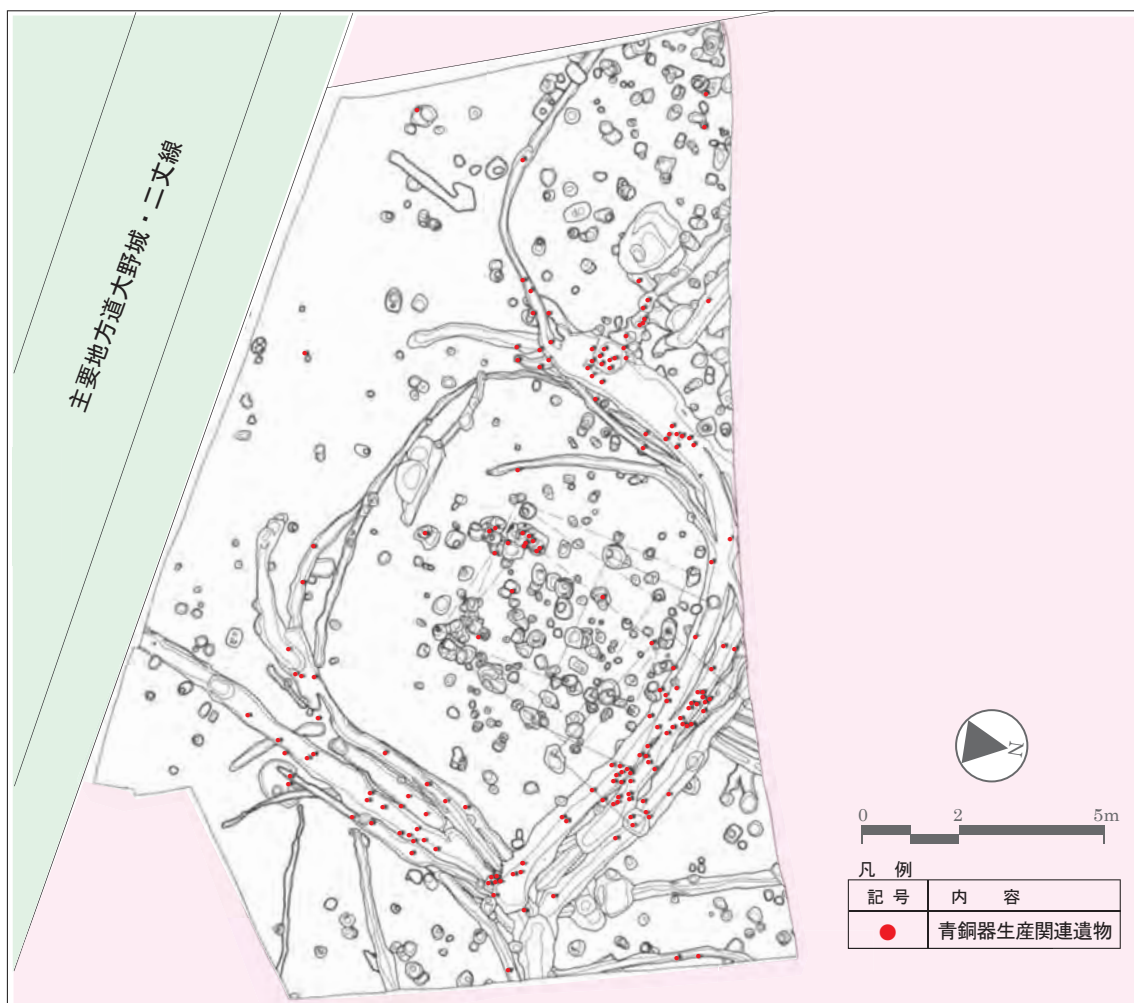


図3-14 須玖岡本遺跡坂本地区1次調査の青銅器工房跡

#### (4次調査)

4次調査は共同住宅建設に伴う緊急発掘調査として実施した。これまでの調査同様、大量の青銅器生産関連遺物が出土したが、溝で囲まれる青銅器工房には掘立柱建物以外に竪穴住居状の建物も存在することが判明した。また、5m×6.5m前後の大きな竪穴などでも青銅器生産を行っていたと推察される（p 53, 表 3-3(2)、p 58, 写真 3-5、p 59, 図 3-15 参照）。

#### 青銅器工房エリアの調査



4次調査全景（南東から）



4次調査で検出した工房跡



発掘調査で出土した石製鋳型



銅鏃鋳型

（長さ 33.3 cm）



坩堝

（口径 約 24 cm）



銅鏡鋳型

（長さ 10.8 cm）



銅矛中型

（長さ 2.9 cm 下）

写真 3-5 発掘調査写真



#### 4) 須玖岡本遺跡の調査概要まとめ

昭和4年(1929)京都帝国大学による初めての本格発掘調査にはじまり、昭和54年(1979)からは春日市の教育委員会の調査も開始され、対象とされる約7.4haの範囲のうち約7,000㎡で調査を実施し、2.0haが国指定史跡となっている。

この間に確認された遺構や出土した遺物から、王都の中核をなすこの地域が、岡本地区(王墓とこれを取り巻く王族墓を主とする地区)、岡本山地区(一般成員の集団墓地が主となる地区)、坂本地区(青銅器工房跡が集中する地区)、盤石地区(掘立柱建物跡・竪穴住居跡などの集落遺構が主となる地区)、の大きく4つの地区に区分される。

さらに今後の調査で発見が期待される王の居館や望楼、門、倉庫群、道路、広場等と併せることで、弥生時代の我が国における先進的な「初期都市の姿」が浮かび上がってくる。

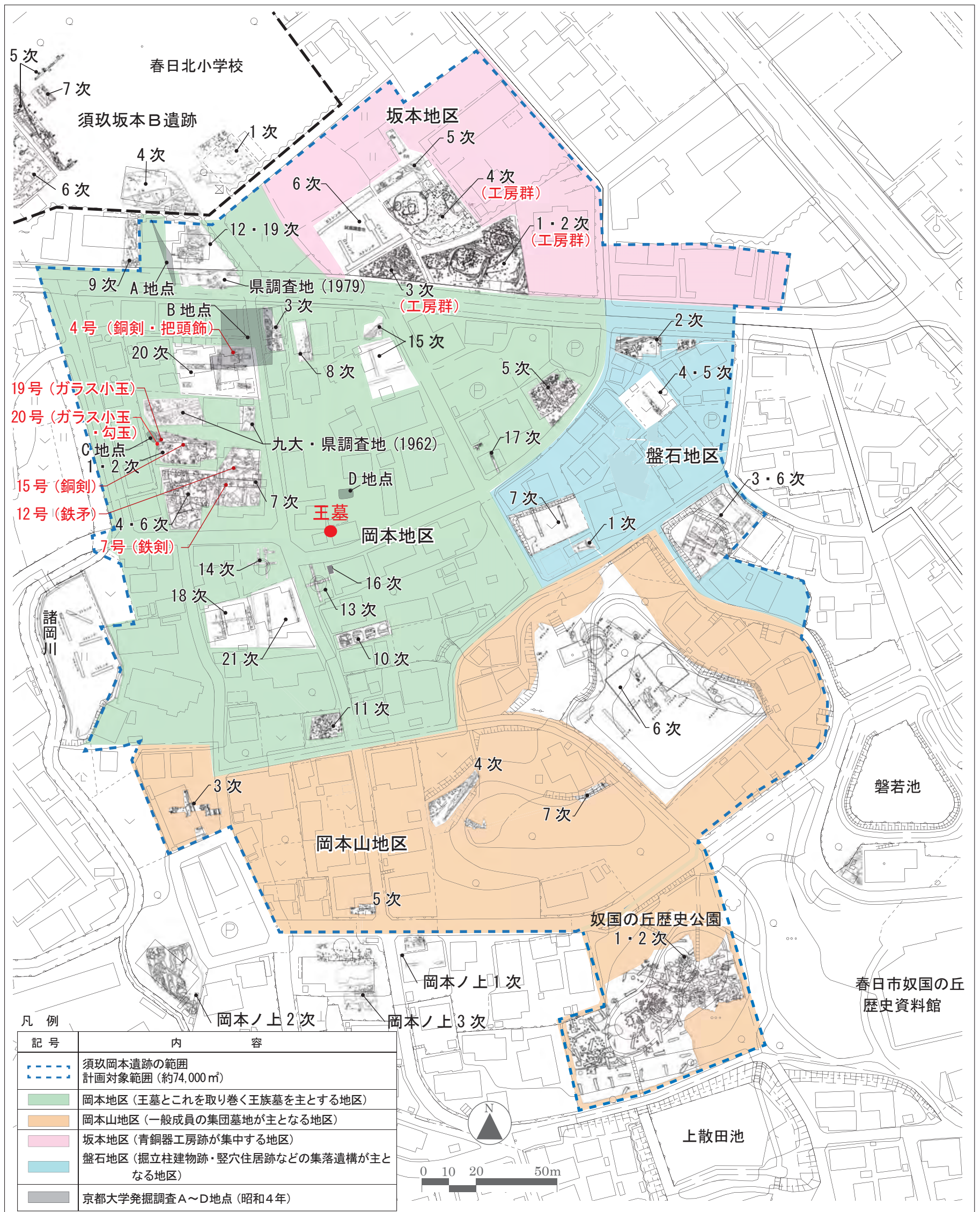


図3-15 須玖岡本遺跡 発掘調査位置図

## 第4章 須玖岡本遺跡の価値

### 第1節 史跡の本質的価値

#### (1) 史跡須玖岡本遺跡の本質的価値

須玖遺跡群は、奴国と想定されるエリアの中でも遺構・遺物の内容が質・量ともに優れており、特に大規模な集落遺跡や有力者の墳墓も集中することから「奴国の王都」と呼ぶにふさわしい一大遺跡群である。弥生時代研究の最重要地域として全国的に注目され、その中でも須玖岡本遺跡は、王墓を中心とした階層性のある墳墓群や大規模な工房跡の様相が明らかになりつつあり、王都の中でも中核となる遺跡と認識されている。また、今後の調査が進展することによって、国の中心に置くべき居館や集落の外を見渡す望楼、王都と他の主要集落とを結ぶ道路などの遺構が発見される可能性も極めて高い遺跡である。

これまでに示した内容から須玖岡本遺跡の本質的価値は、以下に示す考古学的な価値および歴史的な価値の2点に集約される。

#### ●『奴国の王都の中核となる遺構群』

奴国の王や有力者の墓地群（王墓・王族墓）はもとより、高度な生産技術を示す青銅器工房跡群、一般成員の集団墓地や集落遺構が存在するなど、「王都」を構成する諸要素の多くを網羅する。当時の日本の「最先端の初期都市」の姿を実感させる遺跡である。

#### ●『新たな弥生時代像をもたらした遺跡』

須玖岡本遺跡は、弥生時代研究に欠かせない我が国屈指の代表的遺跡である。また、これまで一般的な弥生時代像であった「単純な農耕中心の社会像」から「産業（社会的分業）・交易を中心とした社会像」へと変えた遺跡である。

さらに、弥生時代の時代設定の確立に強い影響を与えた遺跡でもある。

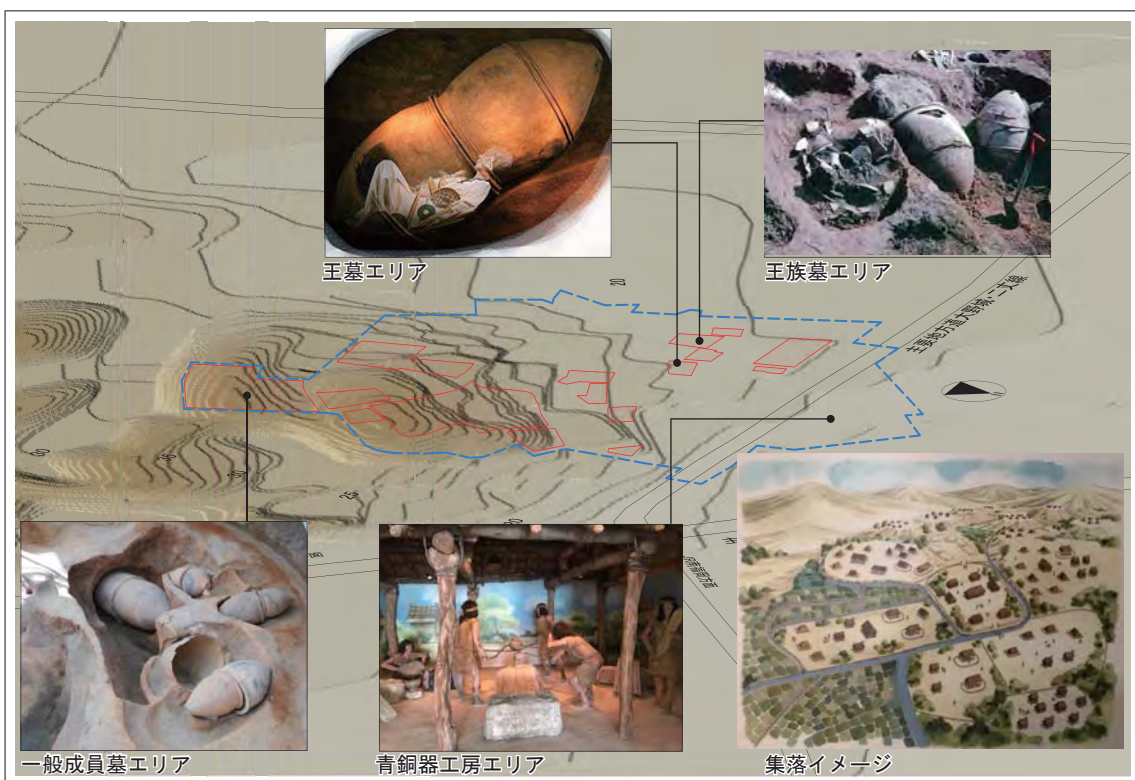


図4-1 奴国の王都の中核をなす遺構群

## 1) 奴国の王都の中核となる遺構群

### ア 墳墓群

須玖岡本遺跡の中には、王墓・王族墓・一般成員の集団墓といった弥生中期の階層を表す墓地が同時に存在している。このような遺跡は他に例がなく、奴国の社会階層を解明するうえで重要である。

#### (王墓)

弥生時代中期段階におけるこのような厚葬墓は、本遺跡の他には伊都国王墓とされる糸島市の三雲・井原遺跡南小路地区しか類例がなく、極めて貴重である。さらに注目されるのは三雲・井原遺跡南小路地区の例と同様、この厚葬墓の周囲数mには他に甕棺墓がなく、墳丘墓に単独で埋葬された可能性が高い。甕棺墓の上には重量約 4 t の巨石が設置され、まさに王墓と呼ぶにふさわしい威容を備えている。学術的にも極めて高い価値を持つものといえる (p 48, 写真 3-1 参照)。

#### (王族墓)

岡本地区 7 次調査で確認された墳丘墓は、隣接する王墓の推定時期と一致しており、王墓と密接な関係を持つ王族墓の可能性が高い貴重な墳墓である。この地区一帯は、これまで春日市による発掘調査以前にも京都大学や九州大学、福岡県教育委員会等の調査により中期前半以来の銅剣や銅戈、銅釧、ガラス勾玉など多数の貴重な副葬品が出土した地区である。副葬品を持たない墳墓でも墓坑の規格が大きいものが多いことから王族の墓地とされ、極めて高い価値を持つものといえる (p 55, 写真 3-2, p 56, 写真 3-3 参照)。

#### (一般成員墓)

須玖岡本遺跡内で、奴国を支える一般的な階層の人々の墓地は、奴国の丘歴史公園から北側の岡本公園及び熊野神社境内まで広がることが確認されている。面積的には丘陵先端部を墓域とする王墓・王族墓が占める範囲を大きく上回るが、このことは特定の有力者の下支えとなった大多数の一般成員の集団墓の様相を反映している。

### イ 坂本地区を中心とした青銅器工房跡

発掘調査の成果から、少なくとも 3,000 m<sup>2</sup>と想定される範囲に整然と工房関連施設が建ち並ぶ奴国最大の青銅器生産拠点であったとされる。ここでは多種多様な青銅器を盛んに製造するほか、勾玉などのガラス製品も生産しており、須玖遺跡群内に点在する青銅器工房やガラス工房などの中心的な役割を担ったものと考えられる。おそらく王直属の指揮下にあった官営工房的な施設と思われ、弥生時代の終末期まで操業していた。一つの遺跡としてこれほどの規模と内容を備えた青銅器工房は全国的にも類例がなく、奴国の先進性と強大な政治力を示す重要な遺構群である (p 57, 写真 3-4 及び図 3-14, p 58, 写真 3-5 参照)。

### ウ 掘立柱建物跡・竪穴住居跡

竪穴住居跡は平面形が円形のものくけいと矩形をなすものがあるが、斜面につくられているため周壁は完全には遺存していない。竪穴住居跡から出土した土器の大半が中期に属し、当地点は、須玖岡本遺跡の甕棺墓群と同時期に隣接して営まれた集落跡の一角と考えられる。重複が多く、高密度で建てられていたことがわかり、人口密度が高い遺跡であったことがわかる重要な遺構群である（図 4-2 参照）。

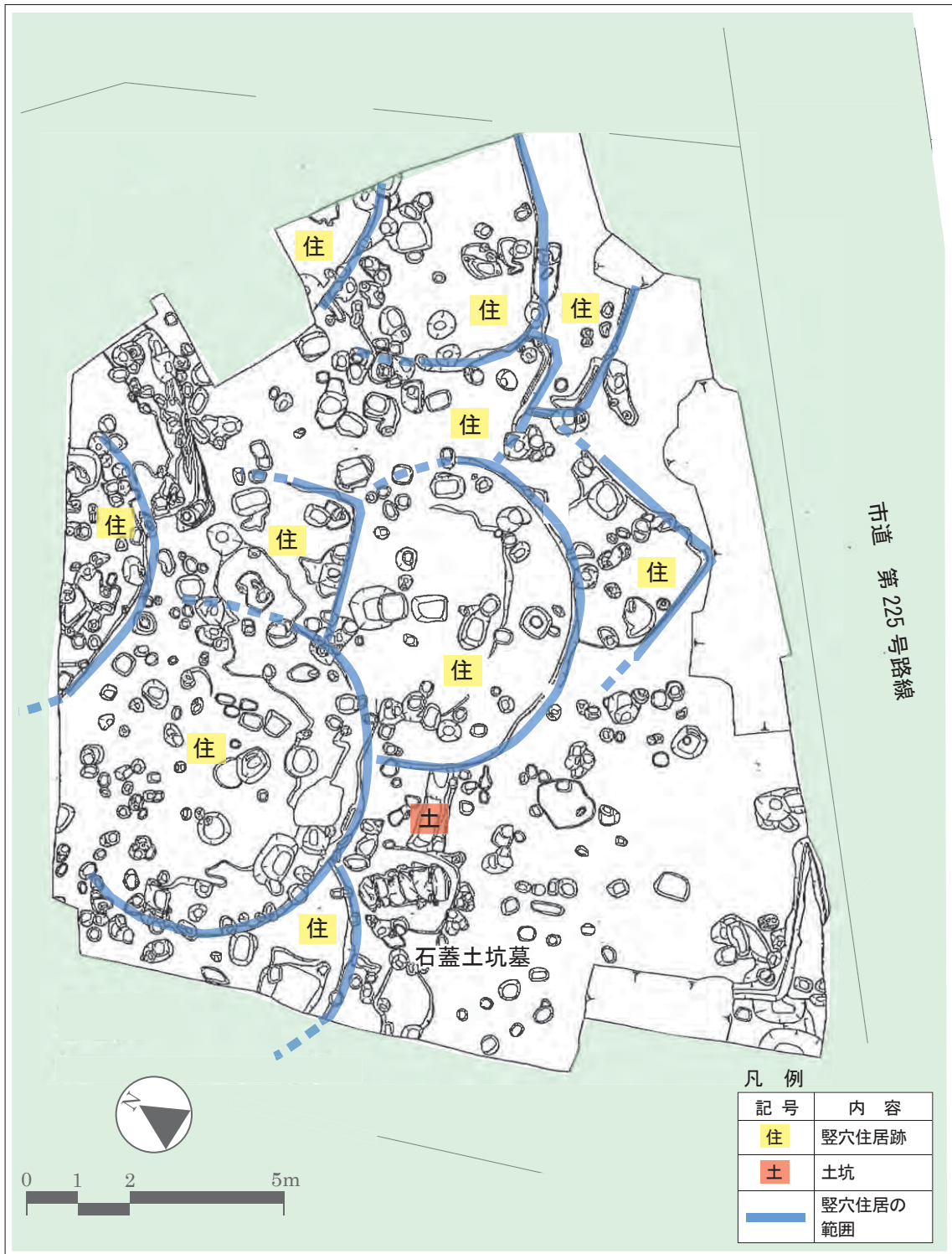
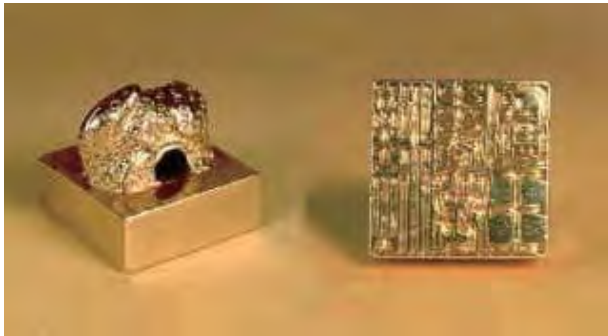


図 4-2 岡本地区 5 次調査地点の竪穴住居跡群

## 2) 新たな弥生時代像をもたらした遺跡

- 稲作の発達と集団生活による定住化が進み、いわゆる農耕社会でありながら、先進的な産業（社会的分業）・交易も行われていた。また、産業（社会的分業）・交易により文化の多様性が生まれ、社会階層も始まっていた「国」であった。
- 青銅器製品やガラス器などの生産を産業（社会的分業）とし、大陸や半島から素材を輸入し、加工したものを日本各地の「国」に輸出し対馬を通じて、一部は朝鮮半島南岸部まで搬出されるなど交易によって「国」を支えていた。

後漢の歴史書の『後漢書』（ごかんじょ）の「東夷伝」（とういでん）によると、倭の奴国（なこく、なのくに）の王が、後漢に外交の使者をおくり、日本から漢に貢物を送ったことが記されています。奴（な）とは、100 あまり、あった国のうちのひとつだと、思われています。



金印（きんいん）漢委奴国王印



金印の印文 漢委奴國王印文

漢の皇帝の光武帝（こうぶてい）は、日本の奴国王に金印（きんいん）を授けたといえます。

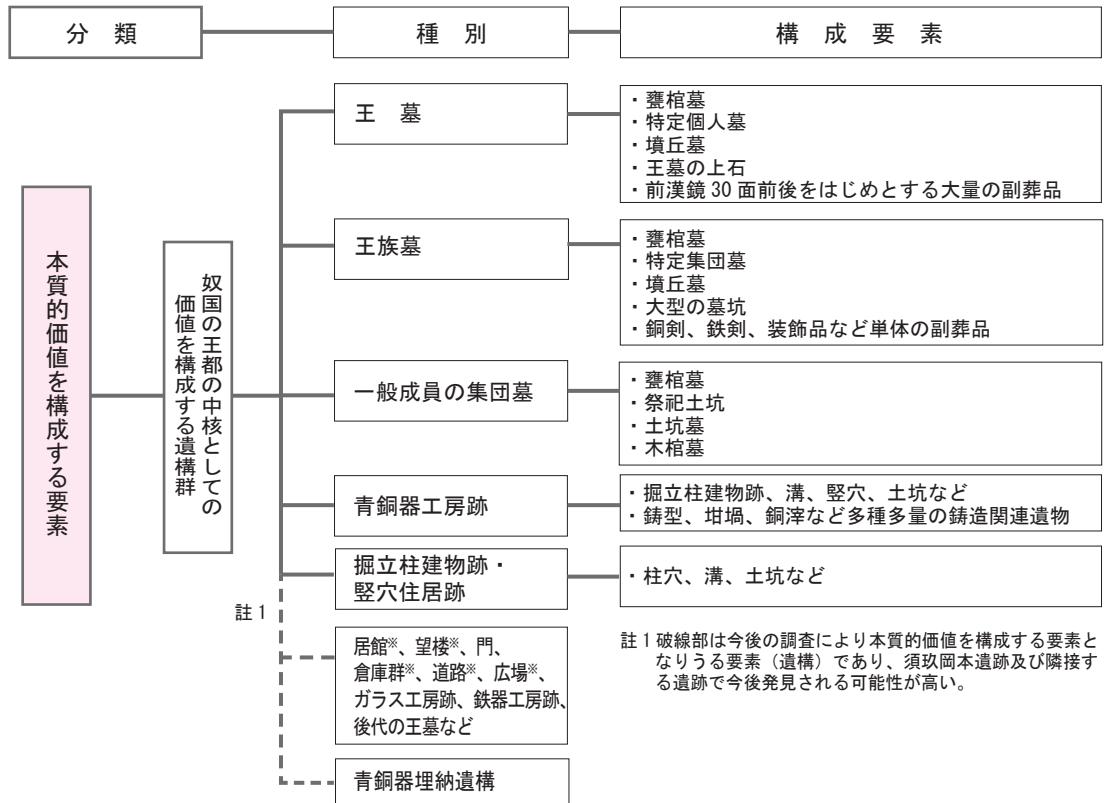
金印は、江戸時代の 1784 年に、今の福岡県の博多湾の志賀島（しかのしま）で、発見されています。金印の印の面には、文字がほられ、「漢委奴国王」と、ほられています。「漢委奴国王」の日本での読みは、「かんのわのなこくおう」とか、「かんのわのなのくにのおう」などと読みます。

（引用：「小学6年 社会 上」日本文教出版）

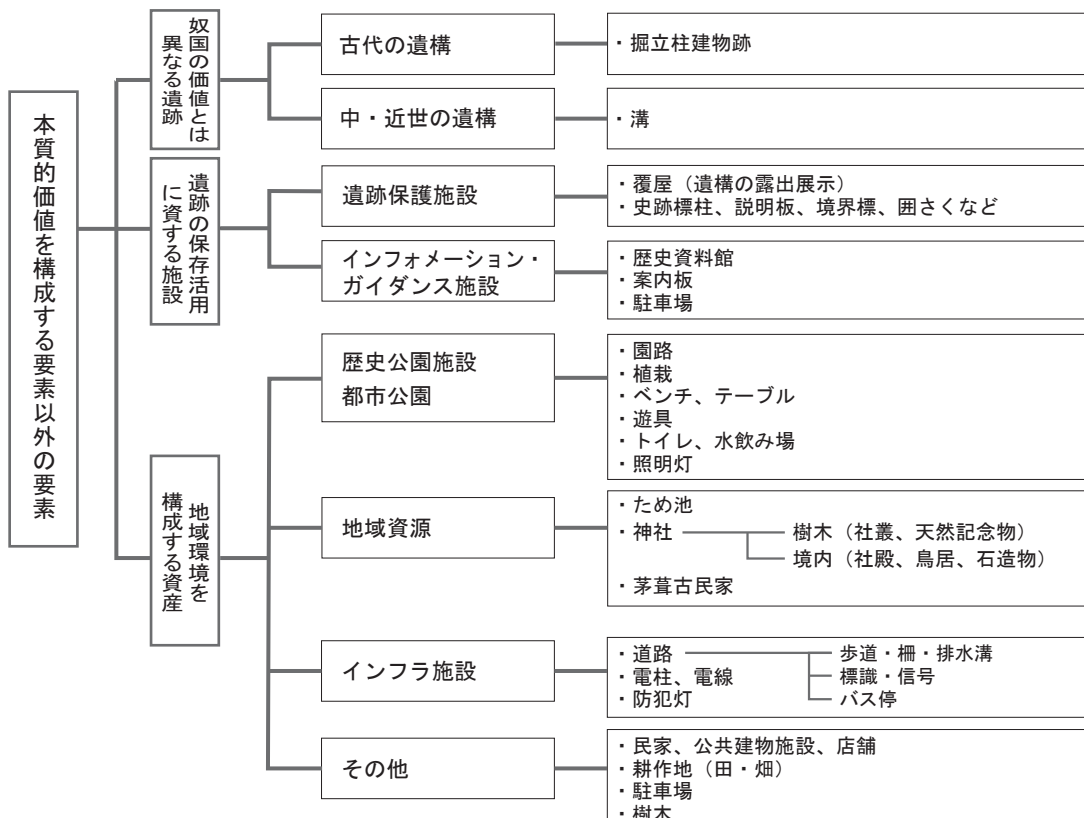
## 第2節 史跡を構成する諸要素

須玖岡本遺跡は、明治32年(1899)の甕棺墓の発見から今日までの発掘調査により、次のような諸要素で構成されている。

### (1) 本質的価値を構成する要素



### (2) 本質的価値を構成する要素以外の要素



## 第5章 史跡の保存活用に係る現状と課題

### 第1節 史跡を構成する諸要素の現状と課題

本章では、史跡を構成する諸要素を「史跡の本質的価値を構成する要素」及び「本質的価値を構成する要素以外の要素」に区分し、それぞれの現状と課題について示す(表 5-1、p 67、表 5-2 参照)。

なお、諸要素の現状と課題を整理した結果として、須玖岡本遺跡が抱える課題は第1章第1節で述べた計画対象地の課題とあわせて、遺跡内の居住者の将来の生活設計等への懸念と不安が募っていることがわかった。表 5-1 に示す個々の課題とは別に根本的な課題として計画での対処が求められる。

#### (1)本質的価値を構成する要素の現状と課題

表 5-1 本質的価値を構成する要素の現状と課題

分類	種別・構成	現 状	課 題	写真
本質的価値を構成する要素	王墓	<ul style="list-style-type: none"> <li>王墓の上石を指定地内の別場所(歴史公園)で移設保存している。</li> <li>王墓の上石の周囲は擬木柵で囲っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本来の位置及び状態(地下構造とも)での保存が望まれる。</li> <li>王墓や王墓の上石の説明等のリーフレット等を配布し、理解を深める工夫が必要である。</li> </ul>	①
	王族墓	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部は現地を埋戻し保存している。</li> <li>遺跡説明板を仮設置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>散在する史跡地の関連が理解しにくい。</li> <li>地下にあるものや、説明板がないものは来訪者にも存在が認識できない。</li> </ul>	②
	青銅器工房跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>奴国の丘歴史資料館内で復元模型として展示している。坂本地区の調査地に遺跡説明板を設置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な調査地にはビルが建っており、来訪者に存在が認識されにくい。</li> </ul>	—
	掘立柱建物跡 竪穴住居跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>奴国の丘歴史公園では、発掘した遺構の保護盛土の上に竪穴を復元し、展示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の性格や構成等、説明が十分でない。</li> <li>表面固化の効果が薄れ、雑草が生育し、徐々に土壌化が進行している。</li> </ul>	③
	一般成員の集団墓	<ul style="list-style-type: none"> <li>奴国の丘歴史公園において、発掘状況のまま表土の保存処理を行い、覆屋内で露出保存している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土表面に若干コケ類・菌類等が発生している。</li> <li>保存処理(平成6年～)から時間が経過しており、薬品効果の検証が必要である。</li> </ul>	④
	今後 の発 見 が 期 待	<ul style="list-style-type: none"> <li>居館、望楼、門、倉庫群、道路、広場、ガラス工房跡、鉄器工房跡、後代の王墓など</li> <li>青銅器埋納遺構</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の調査で出土する可能性が高いとされる。</li> <li>今後の調査で出土する可能性が高いとされる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的な調査を必要とする。</li> <li>継続的な調査を必要とする。</li> </ul>

## (2) 本質的価値を構成する要素以外の要素の現状と課題

本質的価値を構成する要素以外の要素の現状と課題について表 5-2 にまとめる。  
また、位置図（p 69, 図 5-1）及び写真一覧を示す。

表 5-2 本質的価値を構成する要素以外の要素の現状と課題 (1)

分類	種別・構成	現 状	課 題	写真
本質的価値を構成する要素以外の要素	<b>【奴国の価値とは異なる要素】</b>			
	古代、中・近世の遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>弥生時代の遺構と重複して発掘調査され、史跡指定地では埋戻し保存されている。</li> <li>説明板などによる解説はしていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地において来訪者が存在を認識することができない。</li> </ul>	—
	<b>【保存・活用に資する要素】</b>			
	史跡標柱 (奴国の丘歴史公園内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年 6 月に設置されている。</li> <li>素材は石材 (御影石)</li> </ul>	—	⑤
	遺構覆屋 (奴国の丘歴史公園内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民にはツインドームの名で親しまれている。</li> <li>基礎は逆 T 型の鉄筋コンクリート造であるが、遺構に保護盛土を行い、設置している。</li> <li>壁、屋根はメンテナンスフリーの素材で構成している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>骨格となっている鉄骨パイプが結露原因となっていたが、断熱材を塗布し治まっている。</li> <li>目地や断熱材等の定期管理が必要である。</li> </ul>	⑥
	柵 (王墓の上石周囲)	擬木柵 高さ 900 mm 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎コンクリートが一部露出している。</li> </ul>	⑦
	遺跡説明板 1 (奴国の丘歴史公園内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>枠組みは擬木製</li> <li>版面はアルミパネル、焼付塗装</li> <li>既存の枠組みを使用し修繕しているが、設置当時のものもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>背面の視界を遮り圧迫感が出る。</li> <li>版面が汚れ易く、文字が主体であるため、史跡のイメージがつかみにくい。</li> <li>老朽化し、情報が古い。</li> </ul>	⑧
	遺跡説明板 2 (熊野神社敷地内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>枠組みは石材</li> <li>版面はステンレス焼付塗装</li> <li>春日市のオリジナルスタイルとして広く使われている。</li> <li>市のサイン計画による説明板</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面がやや小さく、文面の多言語表示がしづらい。</li> <li>現状では多言語対応が行われていない。</li> </ul>	⑨
	遺跡説明板 3 (王墓周辺)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公有地化、史跡指定と調査が終了した部分毎に地下に影響を与えない構造の説明板を設置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立ち入りが禁止されているため、ロープ柵越しに道路際から見学することとなり、安全面が課題である。</li> </ul>	⑩
	遺跡名称板 (奴国の丘歴史公園内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>石製で、版面はステンレス焼付塗装</li> </ul>	—	⑪



表 5-2 本質的価値を構成する要素以外の要素の現状と課題 (2)

分類	種別・構成	現 状	課 題	写真
本質的価値を構成する要素以外の要素	【地域環境を構成する要素】			
	園 路	・ 幅員 1.5m 程度、土・アスファルト混合舗装で整備している。	・ バリアフリー対応を含め、車椅子等での利用を前提としたルートの設定が必要である。	⑫
	植 栽	・ 歴史公園の樹木は、地域特性を取り入れた樹種を意識して植栽されたものが多い。	・ 歴史公園周辺の樹林の内、一部は成長しすぎて見通しを妨げている。	⑬
	新たに公有地化された指定地	・ 柵等で立入りを制限している。	・ 管理を怠ると雑草が繁り、寂寥感を誘う。	⑭
	奴国の丘歴史資料館	・ 春日市の文化財行政の拠点。 ・ 考古資料や民俗資料など市域の文化財を展示し、奴国探索の中核となる資料館である。	・ 施設の構造上、屋内で行う火を使った体験活動には配慮が必要である。 ・ 交通アクセスが分かりにくい。	⑮
	道路及び付帯物	・ 主要地方道大野城二丈線が須玖岡本遺跡を東西に貫いている。 ・ 旧来の道路が遺跡地内の地形に沿って造られている。 ・ 幅員は宅地内道路の幅員の最低 4.0m 未満のものも多い。	・ 遺跡地を分断しているため、安全かつ利便性のある動線の確保が必要である。 ・ 周遊動線は旧道を使うことになるが、案内板等を整備し来訪者にとって分かりやすいものとする必要がある。 ・ 遺跡地内の道路は、周囲の景観との調和を図ることが必要である。	⑯
	電柱・電線	・ 電線（電気・電話・ケーブル等）各種が張り巡らされている。	・ 遺跡地内の景観を損なっている。	⑰
	岡本公園	・ 都市公園（街区公園） ・ 遊具と広場、トイレ、植樹帯で構成されている。	—	⑱
	忠霊塔（戦没者慰霊碑）	・ 石塔（昭和 31 年建立）	—	⑲
	岡本保育所	・ 鉄骨平屋建て ・ しばしば園外保育に歴史公園や資料館が利用される。	—	⑳
	岡本公民館	・ 鉄筋コンクリート造 2 階建て ・ 住民自治と地域コミュニティづくりの拠点。	・ 資料館との一体的な景観構成となっていない。	㉑
	バス停と駐車場	・ 普通車 20 台程度の駐車スペースが整備されている。 ・ コミュニティバスの停留所がある。	・ 大型バスは、公道からの出入りが難しく、駐車スペースも 1 台分しかない。	㉒
	耕作地	・ 田、畑	—	㉓
樹木	・ 社叢、丘陵地に点在する二次林、民家の庭木等、多様な構成である。	・ 丘陵地に点在する二次林は埋蔵文化財包蔵地であるため、根による遺構への影響に配慮した管理が必要である。	㉔	

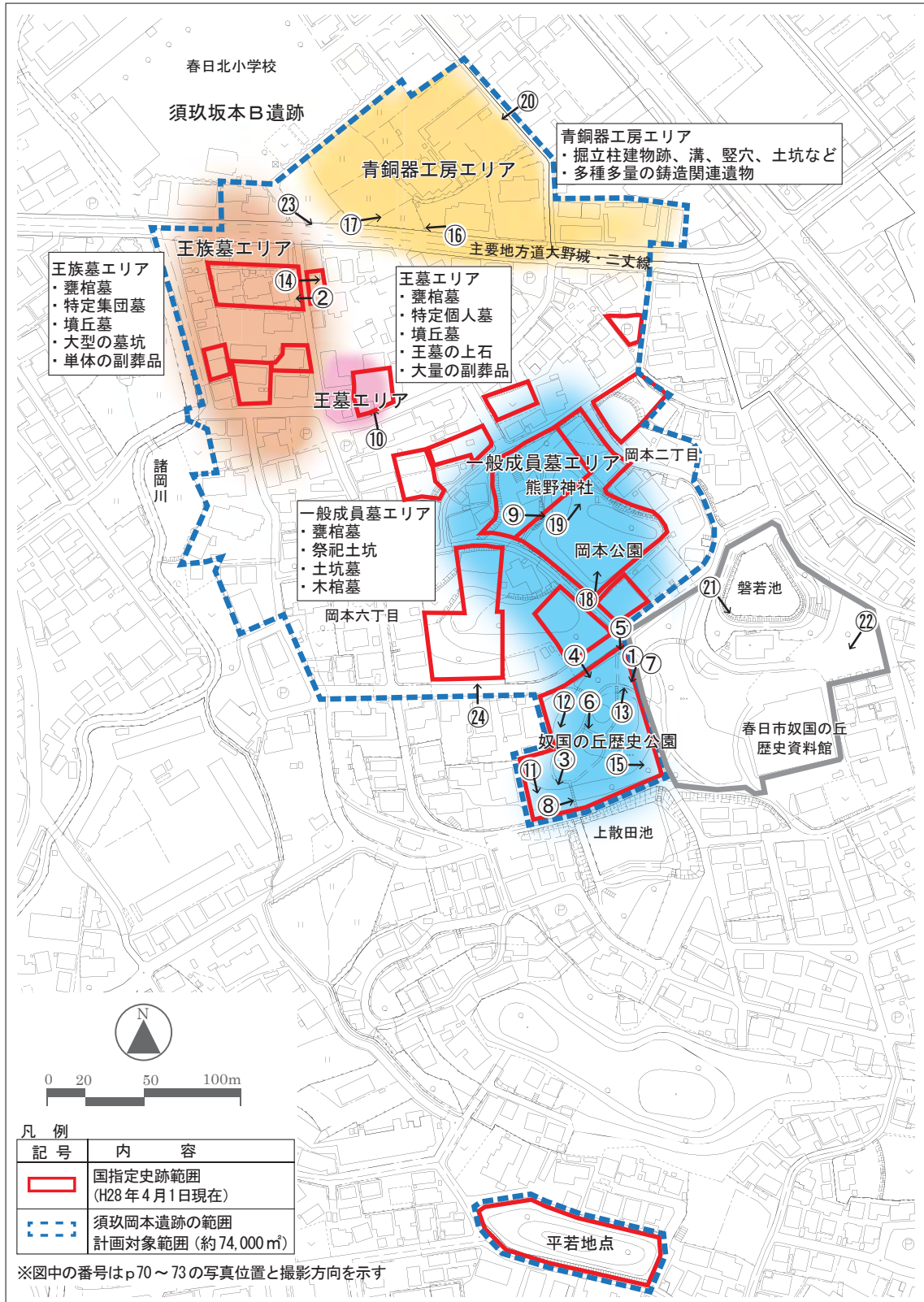


図 5-1 現状と課題写真位置図

表 5-3 現状と課題の写真一覧 (1)

<p>① 王墓の上石</p>	<p>② 王族墓</p>
 <p>史跡の全体像が伝わりにくく、本来の位置及び状態での保存が望まれる</p>	 <p>地下にあるものや、説明板がないものは来訪者にも存在が認識できない。</p>
<p>③ 住居跡</p>	<p>④ 一般成員の集団墓</p>
 <p>表面の劣化・土壌化が進み、流出している</p>	 <p>史跡公園内の覆屋内で露出展示されている集団墓</p>
<p>⑤ 史跡標柱</p>	<p>⑥ 遺構覆屋</p>
 <p>平成28年6月設置</p>	 <p>目地や断熱材部分等の定期的な管理を要する</p>

表 5-3 現状と課題の写真一覧 (2)

<p>⑦柵 (王墓の上石周囲)</p>	<p>⑧遺跡説明板1 (奴国の丘歴史公園内)</p>
 <p>基礎コンクリート部分の露出</p>	 <p>視界を遮っている</p>
<p>⑨遺跡説明板2 (熊野神社敷地内)</p>	<p>⑩遺跡説明板3 (王墓地点)</p>
 <p>多言語対応がなされていない説明板</p>	 <p>道路に面しており、立ち止まってみるスペースが乏しい</p>
<p>⑪遺跡名称板 (奴国の丘歴史公園内)</p>	<p>⑫園路</p>
 <p>遺構説明が十分でない</p>	 <p>バリアフリー対応となっていない園路</p>

表 5-3 現状と課題の写真一覧 (3)

<p>⑬植栽</p>	<p>⑭新たに公有地化された指定地</p>
 <p>樹木の成長に伴い見通しが悪くなっている</p>	 <p>草刈等の日常的な維持・管理を要する</p>
<p>⑮奴国の丘歴史資料館</p>	<p>⑯道路及び付帯物</p>
 <p>交通アクセスが分かりにくい</p>	 <p>安全かつ利便性のある動線の確保が必要</p>
<p>⑰電柱・電線</p>	<p>⑱岡本公園</p>
 <p>遺跡地内の景観を損なっている</p>	 <p>公園内施設の老朽化</p>

表 5-3 現状と課題の写真一覧 (4)

<p>⑱忠霊塔（戦没者慰霊碑）</p>	<p>⑳岡本保育所</p>
 <p>公園内施設の老朽化</p>	
<p>㉑岡本公民館</p>	<p>㉒バス停と駐車場</p>
 <p>資料館との一体的な景観構成となっていない</p>	 <p>道幅が狭いため県道からの大型バスの乗り入れは難しい</p>
<p>㉓耕作地</p>	<p>㉔樹木</p>
	 <p>丘陵地に点在する二次林の樹根が遺構に影響を及ぼす懸念がある</p>

## 第6章 基本理念

### 第1節 史跡の意義と望ましい将来像

#### (1) 春日市のまちづくりにおける文化財の位置づけ

史跡の保存・活用・整備の原則は、かけがえのない史跡の価値を確実に保存し、それを高めつつ、後世へ継承していくことである。これは、本市が目指すまちの姿「住みよさ発見 市民都市かすが」を実践する中で、歴史遺産の位置づけを「文化財を市民の学習の場、ふれあいの場、安らぎの場として活用する」と定めた中で進められ、市の固有性や誇りを醸成するうえで有効な要素ともなる。

#### (2) 史跡の望ましい将来像

春日市のまちづくり指針及び文化財保存活用の方向性に鑑み、図6-1に示すフロー図に沿って、史跡の望ましい将来像を検討する。

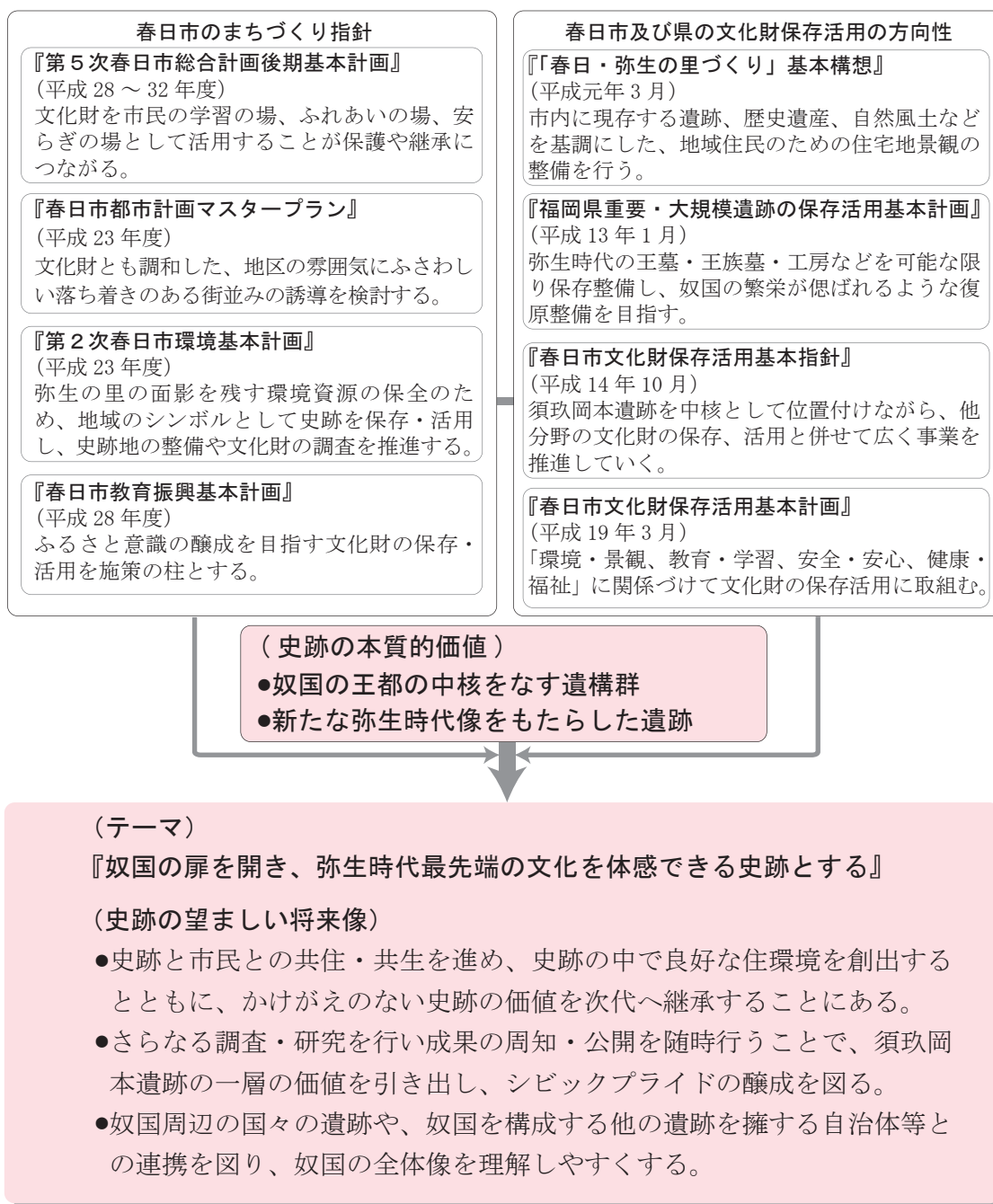


図6-1 史跡の望ましい将来像の検討

次に、前頁で記した史跡の望ましい将来像の実現に向けた考え方を以下に示す。

**(将来像実現へのキーワード)**

将来像実現へのキーワードとして、5K（環境、観光、健康、教育、共感）を掲げる。まず、環境は、史跡の保存環境と住民の生活環境の調和を図り、史跡と現代の生活が織りなす調和のある環境を目指す。この空間は来訪者にとっても魅力あるものとなり、市の観光資源へと育てていく。さらに地域住民や市民にとっても心身の健康を保つための空間ともなり、教育・学習空間としても有効かつ計画的な運営・管理の中で、史跡と市民が共住・共生でき、市民や地域住民が史跡に共感し、ともに育み継承していく場とする。

**(史跡の保存管理・活用整備の考え方)**

史跡の保存管理・活用整備について、以下の考え方を前提として進めるものとする（図6-2参照）。

**●無数精鋭主義**

史跡の保存・活用・整備にあたっては、行政や学識者とともに、積極的に市民の参画を促し、一人ひとりの市民が主体的に関わっていきこうとする意識の醸成を目指す。また、奴国に関わる遺跡を擁する他自治体との連携を深め、奴国研究を多面的に進める。

**●成長する史跡の整備**

今後の発掘調査や研究により、明らかになった事実を逐次整備に反映できるような整備・運営体制を整え、整備内容の更新が容易で可逆性が高く遺跡環境や自然環境にも優しくかつ持続可能な整備とする。

**●知的な遊び場構想**

市民が発掘調査や須玖岡本遺跡の歴史探訪等に積極的に参画しながら、史跡空間を知的な遊び場として体感できるものとする。また、史跡の利活用に際しては、多様性や柔軟性に富んだフレキシブルなものとしながらも、遺構への影響が最小限となることに留意する。

**●オンリー1を体感**

須玖岡本遺跡の本質的価値等、真実性の保持に注力し、ここならではの体験が可能な整備とする。また、来訪者が体感しながら史跡について学べるようVRやAR\*等の最新技術を活用した整備を目指す。

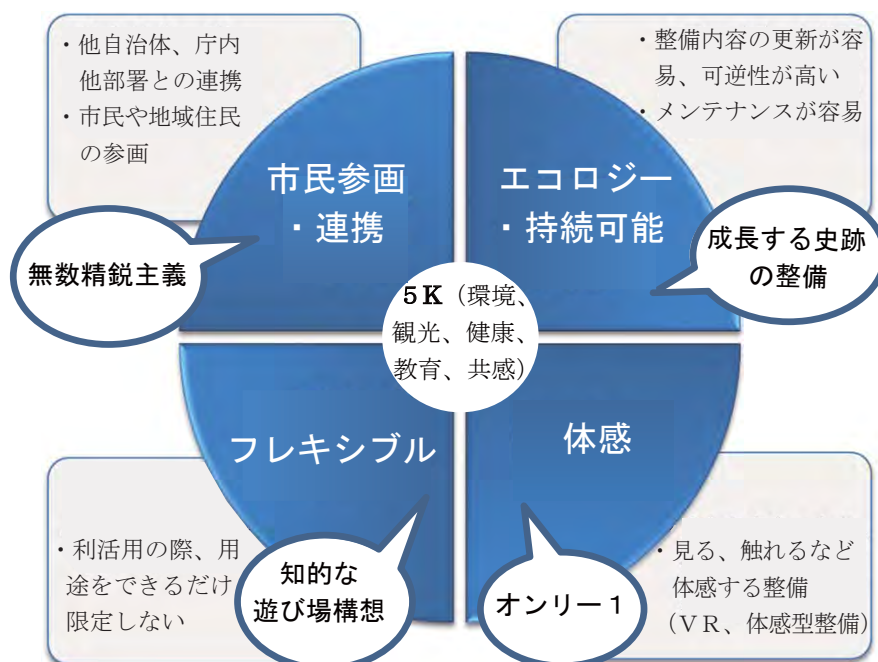


図 6-2 史跡の保存管理・活用整備の考え方



## 第2節 保存管理の方向性

史跡の望ましい将来像に基づき、前章でまとめた保存管理上の課題への対応について以下に示す。

### 調査・研究の推進

- 研究者による委員会等を設置して助言を得ながら、遺跡の保存管理を推進する。
- 調査成果及び研究成果を発信・公開することにより、史跡の価値に対する理解を促す。
- 計画的な調査研究を重ねることによって、より一層の価値を引き出す。

### 遺跡保存の推進

- 須玖岡本遺跡内は、地権者の協力を得ながら継続して追加指定を目指す。
- 特に王墓エリア・王族墓エリア・青銅器工房エリアにおいては、優先的に公有地化を進める（p80, 図7-2参照）。
- その他のエリアについては、現状における市民の生活を維持しつつ、史跡の残るまちに愛着をもって住み続けてもらうことで史跡の保存を進め、市民と史跡との共住・共生を目指す。

## 第3節 活用整備の方向性

史跡の活用の目的は、広く文化財としての価値を公開し、その価値の周知徹底を図り、地域住民・市民の理解を深め、未来に繋ぐ機運を醸成することで保存（活用）環境の充実を図ることにある。史跡の望ましい将来像に基づき、また市民参画のワークショップ等の結果をふまえ、前章でまとめた活用上の課題への対応について以下に示す。なお、実施にあたっては以下に示す4つの事項を前提に実施する。

### ●真実性（オーセンティシティ）の保持

史跡の持つ本質的価値を損なうことなく保存・活用に努めること。

### ●最小限の介入（ミニマムインターベンション）

遺構の修復が必要な場合、必要最小限の部分的な補修に留めること。また、史跡の利活用の際は、遺構への影響を最小限に抑えること。

### ●可逆性（リバーシビリティ）の担保

修復・復元の際、新たに加えた内容を除去または取り外すことが可能で、修復前の状態に戻すことができる材料や工法を選定すること。

### ●経過観察（モニタリング）の実施

修復・復元及び整備を実施した後も、維持管理を確実に継続しつつ、遺構の保存状況に関する経過観察及び整備後の活用状況に関する実態調査を行うこと。

# 第7章 保存管理

## 第1節 地区区分

須玖岡本遺跡は須玖遺跡群の中核をなす重要な遺跡であり、須玖岡本遺跡の歴史の評価には、須玖遺跡群全体との関連性を明らかにすることが不可欠である。このため、本計画において保存管理の対象を須玖遺跡群の範囲とし、状況に合わせ以下に示す取扱区分とした。

須玖岡本遺跡のうち、史跡指定がなされている範囲を区域A、須玖岡本遺跡の範囲内で今後指定を目指す範囲を区域B、須玖遺跡群の中で遺跡が確認されている範囲を区域C、須玖遺跡群の範囲を区域Dとする（図7-1参照）。

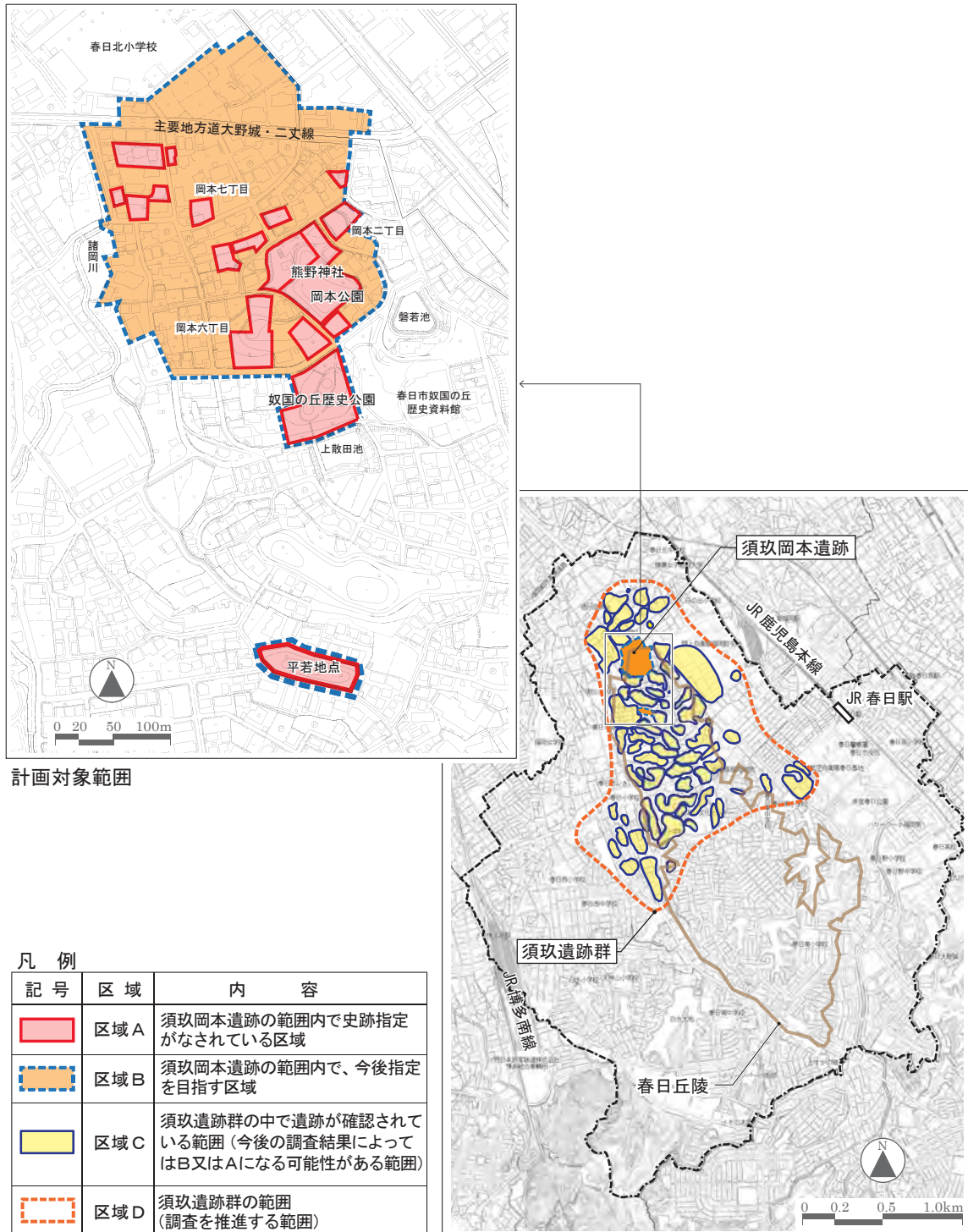


図 7-1 地区区分図

春日丘陵と須玖遺跡群の分布

## 第2節 保存管理

先の地区区分に基づき、各区域における保存管理の内容を以下の表7-1～表7-4にまとめる。

### ア 区域A（須玖岡本遺跡の範囲内で史跡指定がなされている区域）

表 7-1 区域Aの内容

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 須玖岡本遺跡の本質的価値を構成する特に重要な地区である。</li> <li>・ 調査、史跡指定がなされており、一部神社地等を除き公有地となっている。</li> </ul>	
方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺構の保存を原則とする。</li> </ul>	
具体的方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺構に影響を及ぼす行為は原則認めない。</li> <li>・ 史跡整備を目的とする場合は、遺構の保全に万全を期すとともに史跡の景観等に配慮した内容とする。</li> <li>・ 樹木の管理は定期的なモニタリングのもとに整枝・枝抜・伐採を行う。</li> <li>・ 社会資本の整備や改修時には現状変更*許可申請及び協議・立会等を必要とする。</li> </ul>	
活用・運営に伴う管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史公園内で公開している遺構や活用のための施設については、劣化状況のモニタリングを行い、特に遺構については劣化予防のための補修を随時行う。</li> </ul>	
日常の維持・管理	平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象となる遺構は、環境に応じ定期的な巡回を行い、目視・触手確認を基本とする。</li> <li>・ 史跡地内の清掃においては、内容に応じて適当な頻度を定め、継続実施し環境保全に努める。</li> <li>・ これらの活動の中に地域・学校・一般市民の参画を促すよう努める。</li> </ul>
	災害時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模な災害にあたっては、市民の安全に目途が得られた段階で文化財専門職員が中心となった点検を実施、毀損<sup>きそん</sup>状態を把握する。</li> <li>・ 地域住民や市民が毀損を発見した場合、様々な届出・手法と受付窓口を設置する。</li> </ul>

### イ 区域B（須玖岡本遺跡の範囲内で、今後指定を目指す区域）

表 7-2 区域Bの内容（1）

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 須玖岡本遺跡の本質的価値を構成する特に重要な地区である。</li> <li>・ 地権者の同意のもと、積極的に発掘調査を行い、史跡指定を進める。</li> </ul>
方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地権者の同意のもとに、発掘調査と史跡指定に取り組み、特に重要なエリアについては地権者の協力を得ながら優先的な公有地化を進める。</li> <li>・ 発掘調査によって確認された遺構については、現状保存を原則とする。</li> <li>・ 主要な遺構として復元を予定する計画対象地以外では、地下の遺構の保存を前提に、今後も地域住民の生活の場として住み続けられるような手法を検討する。</li> </ul>
具体的方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺構に影響を及ぼす行為は避けるよう強くお願いする。</li> <li>・ 史跡整備を目的とする場合は、遺構の保全に万全を期すとともに遺跡の景観等に配慮した内容とする。</li> </ul>
活用・運営に伴う管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民有地で街路に面した部分については、景観の維持・向上に協力を求める。</li> <li>・ 公共的施設（道路及び付帯施設・電柱・電線等）設置の際は、景観の維持・向上に留意する。</li> </ul>

表 7-2 区域Bの内容 (2)

日常の維持・管理	平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる遺構は、環境に応じ定期的な巡回を行い、目視・触手確認を基本とする。</li> <li>史跡地内の清掃においては、内容に応じて適当な頻度を定め、継続実施し環境保全に努める。</li> <li>これらの活動の中に地域・学校・一般市民の参画を促すよう努める。</li> </ul>
	災害時	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な災害にあたっては、市民の安全に目途が得られた段階で文化財専門職員が中心となった点検を実施、毀損状態を把握する。</li> <li>地域住民や市民が毀損を発見した場合、様々な届出・手法と受付窓口を設置する。</li> </ul>

ウ 区域C (須玖遺跡群の中で遺跡が確認されている範囲 (今後の調査結果によってはB又はAになる可能性がある範囲) )

表 7-3 区域Cの内容

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域A、区域Bに準ずる重要な地区である。</li> <li>今後の調査結果次第では、区域BまたはAになる可能性がある。</li> <li>周知の埋蔵文化財包蔵地である。</li> </ul>	
方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺構については現状保存を原則とする。</li> </ul>	
具体的方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要な遺構が確認された場合は、必要に応じて国・県および地権者等と協議を行い、その保存について検討を行う。</li> <li>遺構に悪影響を及ぼす懸念がある場合は、その保護策について検討を行う。</li> <li>周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努める。</li> </ul>	
活用・運営に伴う管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>民有地で街路に面した部分については、景観の維持・向上に協力を求める。</li> <li>公共的施設 (道路及び付帯施設・電柱・電線等) 設置の際は、景観の維持・向上に留意する。</li> </ul>	
日常の維持・管理	災害時	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な災害にあたっては、市民の安全に目途が得られた段階で文化財専門職員が中心となった点検を実施、毀損状態を把握する。</li> <li>地域住民や市民が毀損を発見した場合、様々な届出・手法と受付窓口を設置する。</li> </ul>

エ 区域D (須玖遺跡群の範囲 (調査を推進する範囲) )

表 7-4 区域Dの内容

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>須玖遺跡群の範囲であり、未調査部分を多く残す。</li> </ul>	
方 針	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査で遺構等が確認された場合、その重要度に応じて区域CまたはBに格上げする。</li> <li>埋蔵文化財包蔵地外の部分においても、埋蔵文化財包蔵地の隣接地や一定規模以上に及ぶ開発に対しては、試掘調査を実施する。</li> </ul>	
具体的方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺跡群の範囲について周知を図る。</li> <li>民間の開発等に伴い、試掘確認調査の協力を求める。</li> </ul>	
活用・運営に伴う管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係各課との連携を強める。</li> </ul>	
日常の維持・管理	災害時	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な災害にあたっては、市民の安全に目途が得られた段階で文化財専門職員が中心となった点検を実施、毀損状態を把握する。</li> <li>地域住民や市民が毀損を発見した場合、様々な届出・手法と受付窓口を設置する。</li> </ul>

### 第3節 史跡の追加指定と公有地化

未指定区域（区域B、区域C、区域D）において、調査及び追加指定と公有地化については、優先度を設定し、計画的に進めていく。また、以下に史跡の保存における具体的手法について示す。

#### (1) 追加指定の方針

地区区分で区域Bとしている地域は、遺構の範囲やその意義が判明しつつあるので、遺構の現状を勘察すればこの区域の追加指定は急務である。その中でも特に、王墓エリア、王族墓エリア、青銅器工房エリアの未指定地については、優先的に追加指定及び公有地化を推進する重点エリアとする（図7-2参照）。

また、この他の区域C・Dで、重要遺構が確認された場合は、先の保存管理地区区分で設定した区域AまたはBとして取扱い、史跡の追加指定の対象として取り組む。

なお、奴国の王都の中核としての価値をもつ遺構（居館、望楼、門、倉庫群、道路、広場、後代の王墓等）の出土が推定されるエリアについても、計画的かつ優先的に調査を行う。その結果、王都の中核としての価値をもつ遺構の存在が確認されれば、追加指定の対象として対応する。

#### (2) 公有地化等の方針

計画対象範囲（約74,000㎡）内の未指定地（約54,000㎡）については、今後追加指定を検討する。未指定地の大半は住宅地であるため、住宅の建て替え、修理及び移転に合わせ、まず調査と指定への同意をいただき、その後、王墓エリア、王族墓エリア、青銅器工房エリアの重点エリアについては、地権者の協力を得ながら優先的な公有地化と活用・整備を推進する（図7-2参照）。

なお、今後の調査によって重点エリアと同等かそれ以上の価値があると評価される発見があった土地については、その取扱いを重点エリアの土地に準ずる扱いとする。

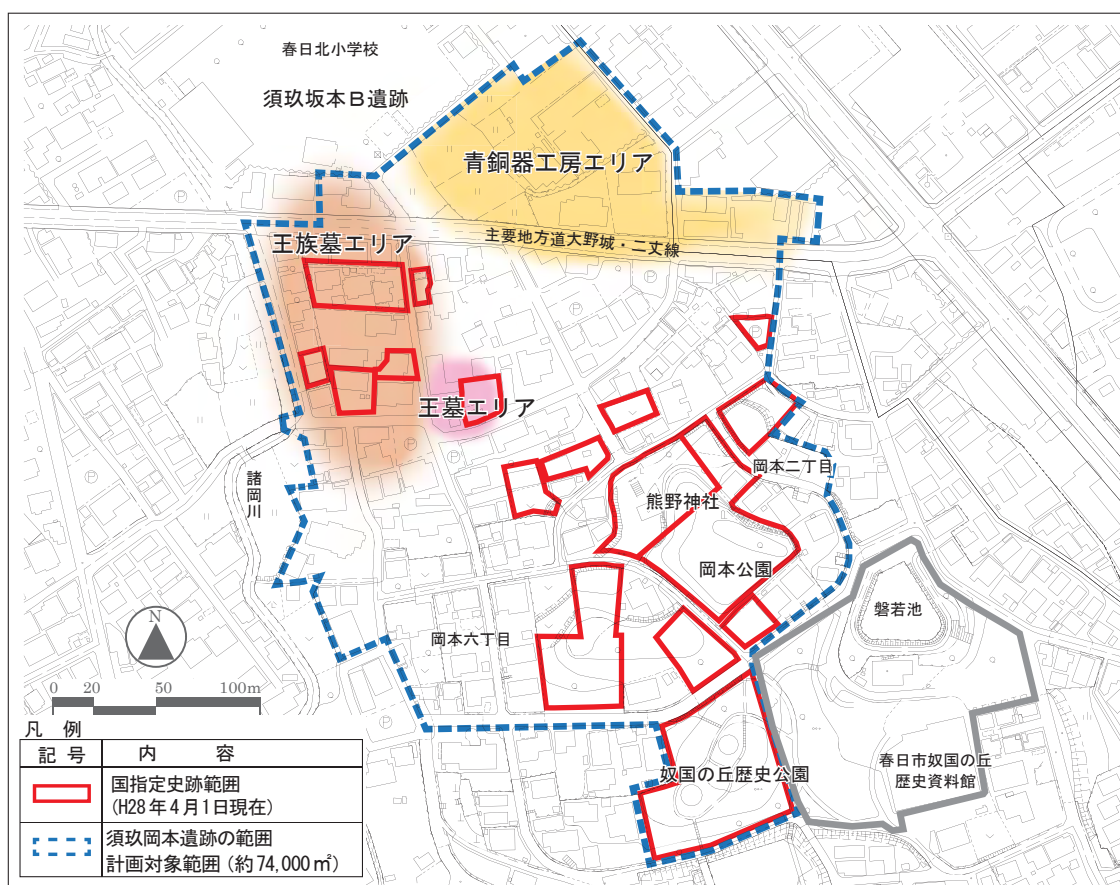


図7-2 重点エリア位置図

## 第4節 現状変更の取扱方針及び基準

### (1) 現状変更の取扱に関する基本的事項

#### 1) 市有地・民有地内における現状変更の取扱

文化財保護法において、指定された史跡は価値を損なうことなく保存し管理する責務があり、指定地内において、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官などの許可が必要となっている。

#### 【文化財保護法抜粋】

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

文化庁 昭和25年5月30日法律第214号  
改正：平成26年6月13日法律第69号

ただし、春日市で許可が可能な内容は、下記に示すイ～へまでが対象となる。

(なお、第125条の文中のうち、名勝に該当するものは除いて編集している)

- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却
- ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

以上の現状変更は、史跡の価値を十分踏まえたうえで実施する必要があり、事業主体は国指定区域であれば、文化庁及び県教育委員会、市教育委員会等と協議を行ったうえで許可を受けなければならない。許可権者とその行為内容について表7-5に示す。

表 7-5 許可権者と行為内容

許可権者	行 為 内 容		参考例・備考
文化庁長官	現状を変更する行為または保存に影響を及ぼす行為（軽微な現状変更を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の形状の変更を行う。</li> <li>・工作物の除去（設置後 50 年以上）</li> <li>・建築物の新築、増築、改築、除去</li> <li>・確認調査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削や盛土を伴う地形等の改修</li> <li>・家屋の増改築、除去等</li> </ul>
市教育委員会（権限移譲）	軽微な現状変更等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模建築物で、2 年以内の期限を限って設置されるものの増築、改築、除去</li> <li>・工作物の設置、改修、除却（設置 50 年未満）又は道路の舗装、修繕</li> <li>・埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修</li> <li>・木竹の伐採</li> <li>・指定物件を管理するうえで必要な施設の設置、改修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用の仮設物の設置等</li> <li>・土地の掘削、盛土、切土などの土地の形状の変更を伴わないもの。</li> <li>・案内板、解説板等の設置、改修、除去</li> </ul>
許可不要	維持の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡が毀損、衰亡している場合において</li> <li>(1) その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡を指定時の原状に復する時</li> <li>(2) その拡大を防止するための応急処置</li> <li>(3) 復旧が明らかに不可能な場合は、当該部分の除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石積や建物が毀損した場合、または毀損する危険性の高い場合の応急処置。</li> <li>・許可申請は不要であるが、行為の実施に際しては、文化庁・福岡県・春日市と十分な協議を行うこととする。</li> </ul>
	非常災害のために必要な応急処置を執る場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生した場合、またはその発生が明らかに予測される場合に執られる応急処置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂崩れの土砂、倒壊した工作物等の除去</li> </ul>
	保存への影響が軽微である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽の維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険木の伐採、樹木の剪定、下刈り等</li> </ul>

## 2) 国有地内における現状変更の取扱

現在、須玖岡本遺跡の範囲の中には、国有地が2か所ある。(合計面積：1607.92 m<sup>2</sup>、所管：文部科学省) (p 11, 図1-3参照) 国有地内において、「現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法第168条に基づき、文化庁長官の同意が必要となっている。

### 【文化財保護法抜粋】

#### 第百六十八条

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

文化庁 昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号  
改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号



## (2) 現状変更の取扱基準

現状変更の取扱いは、指定地の取扱基準が文化財保護法第125条に基づき定められる。また、国有地の取扱基準が同法第168条に定められている。本計画においては区域Aが該当する。以下に区域Aの現状変更の取扱基準について示す（表7-6参照）。

表 7-6 現状変更の取扱基準（区域A）

区域区分 方針・基準		区域 A	
		市有地・民有地	国有地
概要		現状変更の取扱基準は文化財保護法第125条に基づく。文化庁長官などの許可が必要となる。	現状変更の取扱基準は文化財保護法第168条に基づく。文化庁長官の同意が必要となる。
方針		史跡の調査研究・保存管理・活用整備に資するもの及び防災等の緊急を要する場合の措置以外は基本的に認めない。	
現状変更等の規制	ア 建築物	新築、増改築	保存管理・活用整備に資するもの及び防災上必要なもので、遺構や史跡景観に影響を与えない範囲で認める。
		除却	不要になった建築物は、遺構に影響を及ぼさないことを確認したうえで認める。
	イ 工作物・土木構造物	設置改修	保存管理・活用整備に資するもの及び防災上必要なもの以外は認めない。
		除却	遺構に影響を及ぼさないことを確認したうえで認める。
	ウ 造成(土地の掘削、盛土、切土)等による地形の改変	原則認めない。ただし、遺構に及ぼす影響がないもしくは軽微な変更または発掘調査・防災上必要な場合、史跡の復元整備に伴う変更についてはこの限りでない。	
	エ 木竹	伐採	防災・防犯上必要な場合及び遺構保護や史跡景観の向上に資するものに限り認める。
		植栽	遺構保護や史跡景観の向上に資するものに限り認める。
		伐根	防災上必要な場合及び遺構保護や史跡景観の向上に資するものに限り認める。
	オ 地下埋設物の設置、撤去、除却	史跡の保存管理・防災上必要な場合のみ、遺構に損傷を与えない範囲で認める。	
	カ 建築物・工作物等の色彩変更	史跡の本質的価値を損なうことなく、周辺環境と調和のとれる内容の範囲で認める。ただし、遺構等に影響がない軽微なものに限る。	
キ 発掘調査及び保存整備	発掘調査は、原則として遺構等に及ぼす影響がないもしくは必要最小限であるもの以外認めない。 保存整備は、遺構等に及ぼす影響がない範囲で認める。		
ク その他史跡の保存に影響を及ぼす行為	保存管理・活用整備に資するものあるいは防災上必要なもので、遺構等に及ぼす影響がないもの以外は認めない。		

区域Bは範囲が広いとため、特に優先的に追加指定を目指す王墓・王族墓・青銅器工房エリアを『重点エリア』とし、それ以外のエリアを『その他のエリア』に分割した。追加指定を受けた場合の取扱基準は、区域Aと同等とみなす。以下に埋蔵文化財の保護内容について示す（表7-7参照）。なお、春日市における現状変更等に係る手続きについては次頁に示す。

表 7-7 埋蔵文化財の保護内容（区域B）

区域区分		区域 B	
		追加指定を目指す区域	
方針・基準		重点エリア	その他のエリア
概要		特に重要な遺構の分布が推定される未指定地である。区域Bの中でも特に王墓・王族墓・青銅器工房エリアについては、重点エリアとする。	
方針		地権者の理解と協力を得ながら追加指定と公有地化を進め、区域Aに準じる。	地権者の理解と協力を得ながら追加指定と公有地化を進め、区域Aに準じるが、宅地として住み続けやすい環境とする。
保護の内容	ア 建築物	・新築増改築 ・除却	計画・設計の段階から文化財所管課への届出を要請する。また、事前の発掘調査に協力いただき、遺構の有無に関わらず、史跡の追加指定も含めた保存について強くお願いする。
	イ 工作物・土木構造物	・設置改修 ・除却	
	ウ 造成（土地の掘削、盛土、切土）等による地形の改変		
	エ 木竹	伐採	事前の届出をお願いする。
		植栽	事前の届出をお願いし、規模に応じて発掘調査への協力をお願いする。
		伐根	事前の届出と発掘調査への協力を強くお願いする。
			事前の届出と発掘調査への協力をお願いする。
オ 地下埋設物の設置、撤去		電気・水道・ガス等に係る工事は、計画・設計の段階から文化財所管課と調査の実施について協議を行う。	

なお、区域Cは周知の埋蔵文化財包蔵地であり、様々な遺構が確認されている。現状を変更する場合は、文化財保護法第93条に基づき、事前の届け出と発掘調査への協力のため周知・広報を継続する。

区域Dは、未調査部分を多く残し、今後継続的な調査が必要な区域である。調査の結果次第では区域CまたはBに格上げされることも考えられる。現状を変更する場合は、事前の届け出と発掘調査への協力のため周知・広報を継続する

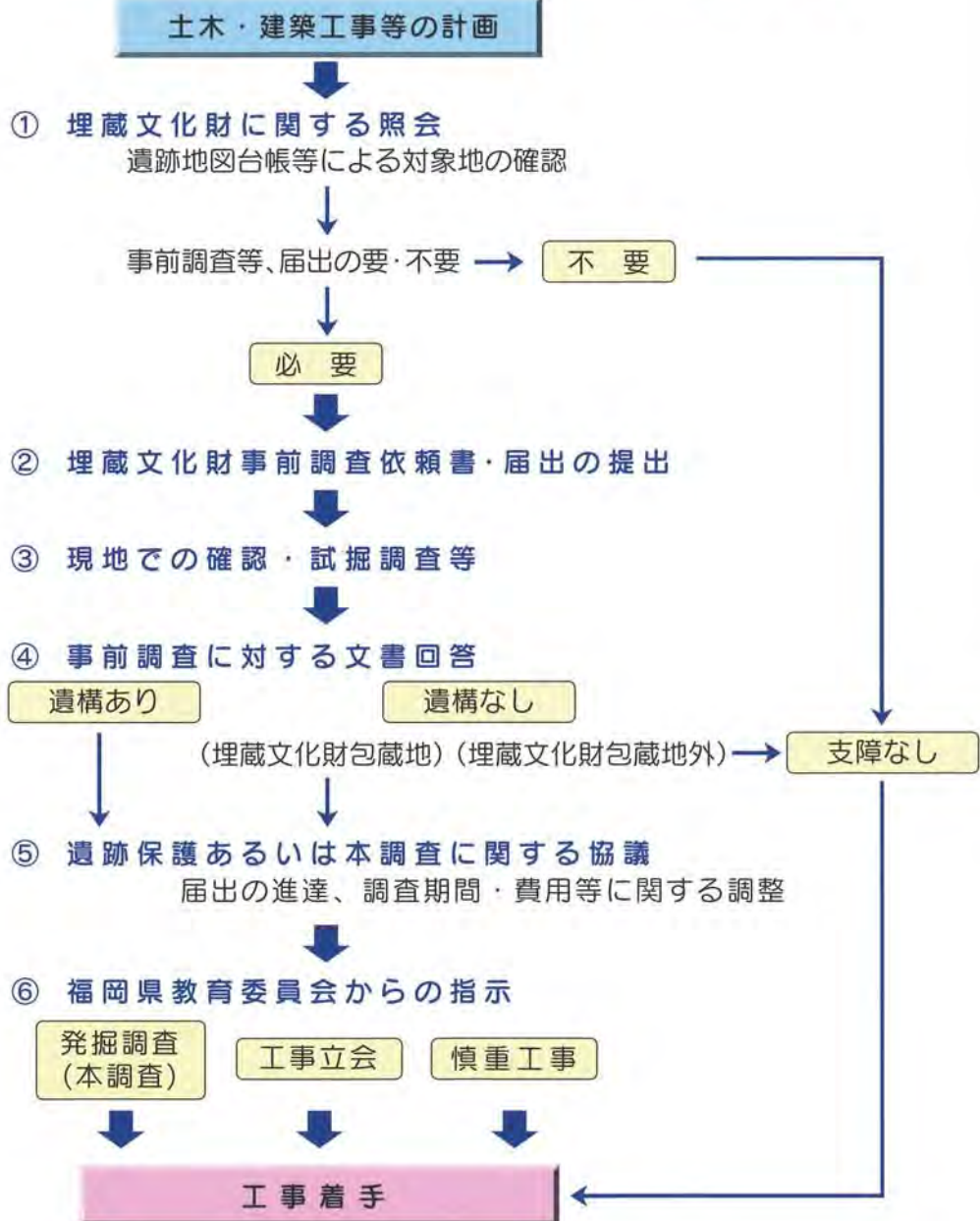
続いて、区域を問わず埋蔵文化財（遺跡）を発見した場合の事前の届け出については次頁に示す内容で行う。

(遺跡を発見した場合の事前の届出)

### 遺跡を発見した場合

いつ、どのような場所であっても埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更することなく、速やかに届出なければなりません。(文化財保護法第96条第1項、第97条第1項)工事の有無に係らず、このような場合はすぐに文化財課までご連絡ください。

### 土木・建築工事等に係る埋蔵文化財関連の手続き



(出典：「春日市遺跡地図」平成28年3月作成)

## 第8章 活用整備

### 第1節 史跡の活用における具体的手法

#### (1) 史跡の地域への周知と公開

奴国の全体像と史跡の本質的な価値、史跡の調査・研究の最新情報等を定期的に公開・発信し、次世代や新規住民、来訪者の理解を促し、史跡や地域への愛着や誇りを醸成する。

施策としては、以下に示す内容を中心に推進する。

ア 史跡の全体案内板や各遺構の解説板等の設置

イ 調査報告書や研究紀要、あるいはICT（情報通信技術）\*やメディア等を活用した調査成果等の情報発信及びパンフレットやポスター等の作成と配布

ウ 専門家を招きシンポジウムや講演会、説明会等の定期的な開催

#### (2) まちづくり・地域づくり\*との連携

区域Aは約2.0haで、岡本1、2、6、7丁目にまたがる。また、須玖岡本遺跡（約7.4ha）に占める区域Aの割合は約3割で、全体が周知の埋蔵文化財包蔵地であることから、史跡の活用の方向性には、まちづくり・地域づくりの視点が欠かせないものとなっている。地域の福祉向上や市民の健康増進の空間として、史跡指定地を積極的に活用する。

#### (3) 調査・整備段階からの活用と地域との協働

遺跡の調査にあたっては、調査スケジュールを見通し、調査の中間報告や現地説明会等の内容を一層充実させると同時に、必要に応じて発掘調査体験や文化財マップづくり等、地域参画や市民参画の機会を用意し、市民に開かれた事業とする。

整備にあたっては、計画や設計段階でワークショップ\*の技法を取り入れ、地域や市民とともに整備の内容を協議・共有し、公開後の運営を見通した内容を整備計画の中に盛り込む。

#### (4) 学校教育・社会教育での活用

春日市では「地域が支える開かれた学校の仕組みづくり」「共に育てる教育で子供を育てる」をテーマにコミュニティ・スクール\*を実践し、この中に文化財の保護・教育資産としての活用促進、教育環境づくりの推進が施策として組み込まれている。

史跡の全体像や各遺構の復元像など、学校教育の資料及び社会教育の面からも埋蔵された遺跡の可視化を進める。小学校、中学校（高校）向けの教材づくりは、春日市文化財職員が積極的に参画し、教員に計画的に授業の中に取り入れ活用してもらう。

#### (5) 須玖遺跡群全体のネットワークと福岡平野に点在する奴国の遺跡との連携

須玖遺跡群の個々の情報から王都としての全体像と、個々の遺跡の役割等、研究・公開を活発化させ、王都が感じられる遺跡の活用及び他の自治体との連携を進め、奴国像の具体化を図る。

## 第2節 史跡の整備における具体的手法

### (1) 史跡の保存を前提とした整備

- ア 維持的処置（見回り清掃、除草等）や防災施設の設置（避雷針、防犯カメラ、消火設備）、保存施設の設置（標柱、案内・解説板、境界標等）等、日常の管理行為に伴う整備を進める。
- イ 人為・自然災害等による史跡の毀損及び衰亡に対しても応急的な復旧整備を行う。

### (2) 史跡の活用を前提とした整備

- ア 奴国の遺跡を擁する他自治体や関係機関との連携のための体制を整備し、さらなる奴国の解明に努める。
- イ 史跡を適切に公開し、かつ安全で快適に過ごせる空間づくりのための整備とする。また、整備の前提はユニバーサルデザイン\*であり、地域環境や史跡景観との調和を図る。
- ウ 史跡への理解を深めるための施設等（展望施設・ジオラマ・レプリカ\*・解説板・音声ガイド・VR等）を整備し、史跡の顕在化（環境の再現や遺構の立体的な復元）を図る。
- エ 史跡の活用促進を図るため、便益施設（駐車場、トイレ、案内所や休憩所）を近隣の広域交通路に接する位置に整備する。
- オ 既存施設においても、傷みや不具合が見られる箇所は補修する。

## 第3節 整備のためのゾーニング

### (1) ゾーニング

須玖岡本遺跡の中で最も重要な遺構である王墓、王族墓、工房のある3つのエリアにおいては、該当する範囲で遺構の保存・公開を実施する。その他のエリアにおいては計画的に調査を進め、全体の史跡指定を目指す。

現在一般成員墓の一部は、歴史公園として整備され、地域住民・市民や来訪者のための憩いや学び、あるいはイベント等の場となっている。さらに、標高の高い部分については、王都や福岡平野に点在する奴国の遺跡が一望できる整備を、県道から当エリアに至る市道については、道路等のアクセスの改善も視野に入れ、来訪者への駐車、案内、休憩等のサービスは須玖岡本遺跡外の隣接地で対応する（p 89, 図8-1参照）。

### (2) 動線

須玖岡本遺跡の大部分は、近年宅地化された部分と古くからの農地及び民家から成り立っている。重要な遺構は、この中に点在する状態で確認されており、これらの遺構も旧道によって繋がれている。このうち、遺構を回遊するコースでは、旧道の舗装のカラー化や標識・道標等の整備を進め、利用者にはわかりやすい見学動線とする（p 90, 図8-2参照）。

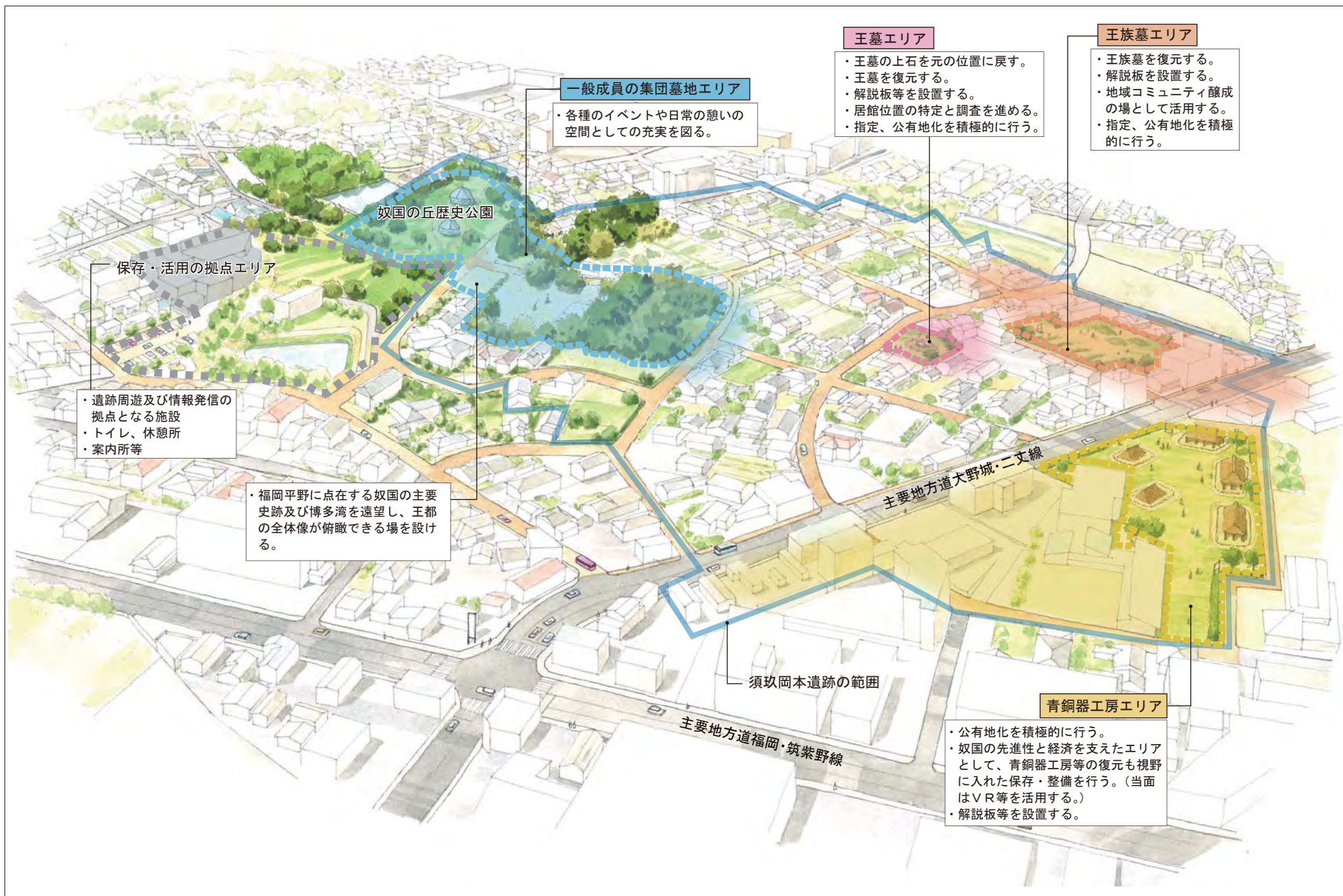


図 8-1 各遺構エリアにおける整備のゾーニングイメージ図



図 8-2 歴史回廊を整備し動線とするイメージ図

## 第9章 事業の推進

### 第1節 事業の進め方

史跡の調査・研究、保存・活用・整備、管理運営は一過性のものではなく絶えず継続的かつ計画的に取り組むことが求められる。また、今後の事業の推進では、市民参画を基本とした行政・研究者等による協働活動を基本に取り組むこととする。事業の推進にあたっては、以下に示すPDCAサイクルにおいても、事業単位で市民とともに着実に実施する（図9-1参照）。

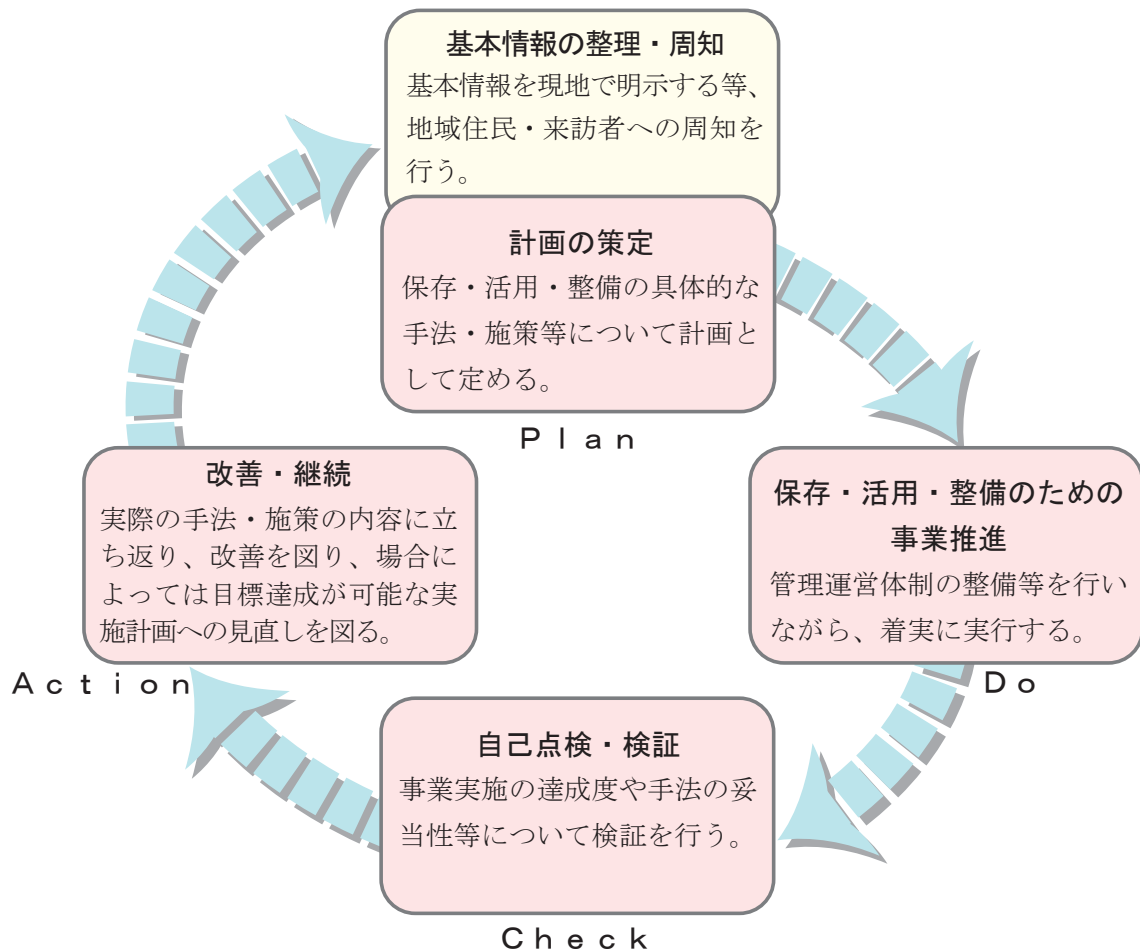


図9-1 保存・活用・整備の推進のためのPDCAサイクル

#### (1) 経過観察

史跡の保存・活用・整備は短・中・長期に大別し、事業スケジュールを立案する必要がある。また、事業実施の途上及び短・中・長期事業の各々の完了後においては経過観察を行い、適宜事業の見直しを図る。

なお、経過観察にあたっては、史跡等の望ましい保存管理及び活用整備の実現のために、p92, 表9-1 及び p93, 表9-2 に示すようなチェック表に基づき、定期的な自己点検を行う。チェック表については運用しながら適宜その内容を見直すものとする。



表 9-1 事業実施における経過観察のためのチェック表

	項目	内容	評価
史跡等の望ましい保存管理の実現	史跡等の本質的価値の保存	・指定地の保存管理は、地権者の理解を得た上で計画的に実行されているか	
		・整備工事において保存対策行為を行うとき、十分な監理・指導を行ったか	
		・維持管理に必要な適切な体制が整えられているか	
		・維持管理に必要な予算は十分確保できているか	
	保存に関する調査研究の充実と整備制度の向上	・有識者による委員会等を設置し、史跡の保存管理・活用整備に係る事業について適宜十分な検討・検証を行ったか	
		・大学等の調査・研究機関と連携を取り、十分な検討を行ったか	
		・遺構確認調査・資料調査等により、史跡等の性格・構造を把握できたか	
		・遺跡や遺構の成立時期や規模・内容等について十分に調査・検証を行ったか	
		・遺跡や遺構の劣化状況や保存環境に係る調査・分析は十分か	
		・設計時における保存対策の工法選定等に際して、十分な検討を行ったか	
		・専門技術者の参加・連携は図られたか	
		・遺跡の表現は学術的根拠に基づいているか	
		・表現すべき本質は何かについて十分検討できたか	
		・整備事業に関連した各種調査と修復・復元の記録は整理・公開されているか	
		・保存対策後の指定地の状況は常に点検され、管理しているか	
		整備に係る技術の充実・向上	・復元展示において、当時の構造・意匠・工法・材料等の復元検討は十分か
	・復元展示において、学術的な真実性を十分担保できたか		
	・整備の表現手法は正しく分かりやすいものとなっているか		
	・整備の表現手法は、遺跡の状態に適合し、より説得力のある内容となっているか		
	・修復・復元等の整備に係る特殊な工法について、専門技術者との連携は図られたか		
	地域の暮らしとの調和	・整備後に修復等の履歴・状況を管理しているか	
		・史跡等とその周辺について、現在に至る空間構成の変遷を調査したか	
		・現状の環境・景観等に係る調査を行ったか	
		・整備において目指すべき環境の姿について、検討は十分行ったか	
		・整備に伴う諸施設の意匠は、周囲の景観に調和した質の高いものとなっているか	
		・史跡周辺の環境保全のために、地域住民や企業・関係諸機関との合意・連携は図られたか	
		・史跡内の整備した環境の育成・維持管理は十分か	
・史跡地および周辺での暮らしを阻害する要因が無いか、十分な検討が適宜行われているか			

表 9-2 事業実施における経過観察のためのチェック表

	項目	内容	評価
史跡等の望ましい活用整備の実現	公開・活用に関する調査研究の充実	・計画検討から工事実施段階において、地域住民の意見聴取・合意形成に努め、市民参画による史跡等の活用・整備を図ったか	
		・公開する対象範囲は十分な調査研究が行われ、史跡等の本質的価値を伝えるものとなっているか（真实性・見応え・学術性）	
		・整備後の活用に係る周知・広報は、偏りなく広く行われているか	
		・活用内容は史跡等の理解に役立つものとなっているか	
	史跡等の本質的価値を学び理解する場の提供	・活用プログラム等を作成し、計画的に実行しているか	
		・来訪者のニーズと実態把握に努めているか	
		・史跡等に関して発信した情報は適宜更新されているか	
		・管理・運営の体制・予算は十分確保されているか	
	市民の文化的活動や憩いの場の提供	・管理・運営に関する基準や指針等は定めているか	
		・解説施設等の設置は、誰に何を伝えるかを明確にし、対象と内容の検討を十分に行ったか	
		・遺構表示・復元展示では伝えることができない情報を補完する施設・手法・体制が整えられているか	
		・来訪者の興味を喚起し、体験・参加できる工夫が行われているか	
	まちづくりと地域のアイデンティティの創出	・住民参画による史跡の活用ができているか	
		・コミュニティ・スクールとの連携は図られているか	
		・来訪者に対するガイド・案内等のサービスは十分か	
		・長時間滞在する際に必要な便益機能は整っているか	
		・整備された空間が、来訪者・地域住民ともに心地よい場所として維持されているか	
		・地域住民にとってシビックプライドを醸成するものとして意識されているか	
		・講演会や展示会等、地域住民の理解と関心を高めるための取り組みやイベントは行われているか	
	文化的観光資源・地域インフラとしての活用	・周辺の自治会・商工会等で史跡等の活用や管理に関する議論がなされているか	
・周辺文化施設・商店・公共施設・観光交通関連企業等との広報・誘導・利用・補完等に関して相互の連携が行われているか			

## (2) 管理運営の体制

史跡と市民との共住・共生を図り良好な住環境を創出するとともに、市の歴史遺産を市民が共有し、様々な活動を行うため市民参画型の管理運営の体制づくりを目指す。現在の文化財保護行政は、春日市教育委員会文化財課による主導のもと、図9-2に示すような組織体制で進められている。今後は、史跡の適正な保存と活用を進めていくために市民及び地域住民・土地所有者、関係機関と密な協力を図り、官民学が協働で

- 史跡の調査・研究と保存
- 史跡の活用と運営
- 史跡の整備と管理等

に取り組める体制の充実を図る必要がある。p 94, 図9-2に各項目についての体制の方針を示す。

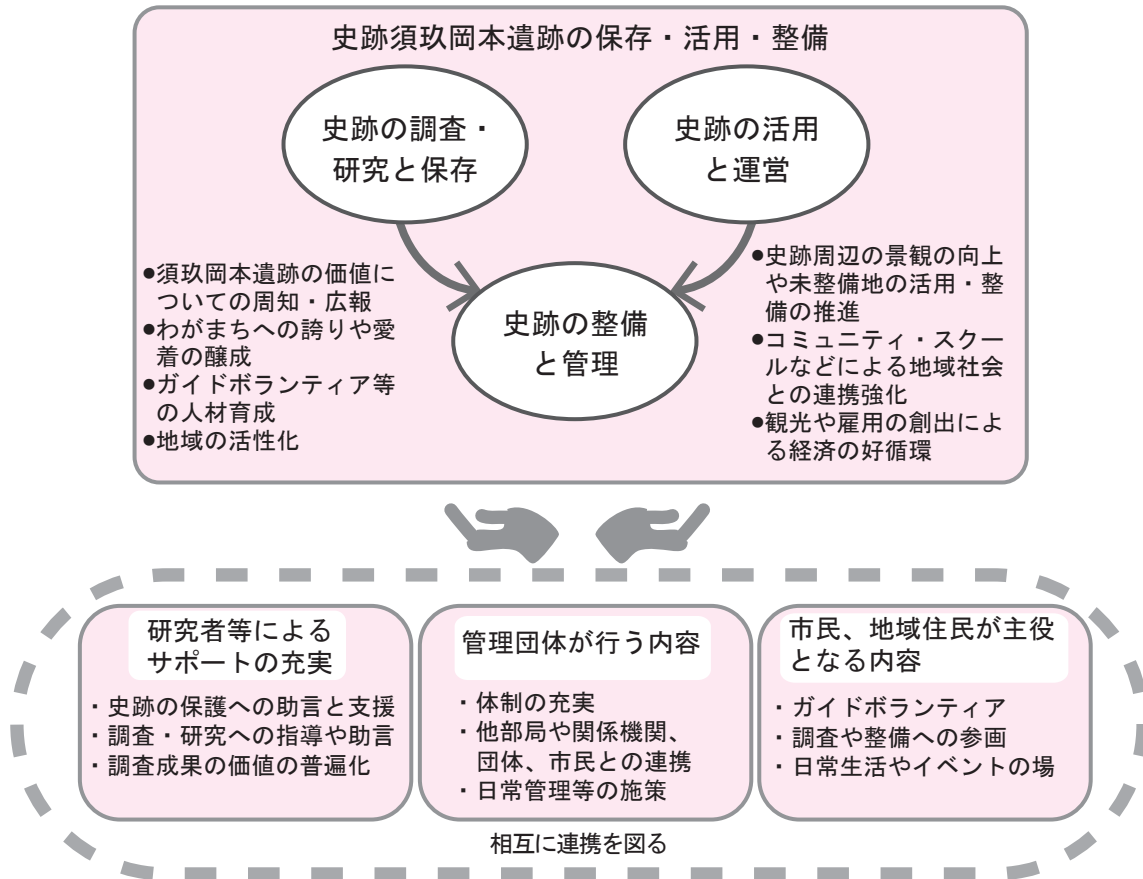


図 9-2 管理運営体制の概念図

## 第 2 節 実施に向けた考え方

事業の実施にあたっては、春日市のビジョンの一翼を担う計画として、「史跡須玖岡本遺跡保存活用計画」を位置づけるものとする。なお、今後の調査研究の中で新たな発見があった場合や、指定地の拡大及び公有地化の状況に応じて、「史跡須玖岡本遺跡保存活用計画」について、5年単位での中間見直し、さらに10年あるいは20年を目安に全体見直しを行うこととする。

また、史跡の整備についての具体的な内容や事業スケジュールについては、平成30年代初頭より着手する「史跡須玖岡本遺跡整備基本計画」に委ねる。この計画では、当計画を前提に公有地化した部分の整備の在り方について立案するものとし、市民生活との調和を図りながら、限られた指定地の中で史跡の価値が来訪者や市民に伝わるような整備手法を検討するものである。

さらに、短期・中期に取り組む範囲についても、「史跡須玖岡本遺跡整備基本計画」の中で事業全体の見通しを明らかにする。

## 用語解説一覧

用語	解説	分類
遺跡	過去の人間の残した物的資料、または人間の活動の結果を示す物的資料からなり、その存在する土地と不可分な関係にある単位空間を遺跡とよぶ。(『日本大百科全書』小学館)	文化財・考古学用語
居館 <small>きよかん</small>	古代の豪族の首長が営んだ館の中で、屋敷として居住するだけのものではなく、地域の支配や経営の拠点としての性格を備えたもの。(『日本考古学事典』三省堂)	文化財・考古学用語
群集・標徴種 <small>ぐんしゅう ひょうちゆうしゆ</small>	植物社会学的群落分類体系の基本単位のこと。群集は種組成的基準だけによって分類される。群集は固有の種群である標徴種を示して分類され、国際的な命名規約によって命名される。(『造園修景大辞典』同朋舎)	造園用語
現状変更	指定地内において、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為。	文化財・考古学用語
コミュニティ・スクール	コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置し、学校の運営に地域住民の声を活かすとともに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たしながら、共育（共に育てる）を進める新しい仕組みである。また、これによって子どもたちが育つ地域教育基盤がつけられている。	都市計画用語
史跡	広義には、先史時代から現代に至るまでの人類の活動を示す痕跡（遺構・遺物）を認めうる場所、あるいは由緒のある場所をさす。また、法律や条例によって指定され、特別の保護・顕彰の措置を受ける特定の場所をさし（指定史跡）、それ以外の場所を遺跡とよんで区別する場合もある。(『日本大百科全書』小学館)	文化財・考古学用語
シビックプライド	市民が自分の住んでいるまちに対して「誇り」や「愛着」を持って、自らもこのまちを形成している1人であるという認識を持つこと。	都市計画用語
社叢 <small>しゃそう</small>	神社の森。神社に繁っている木々。(『国語大辞典』小学館)	造園用語
小銅鐸 <small>しょうどうたく</small>	朝鮮式小銅鐸と弥生時代の銅鐸の小型品及び銅鐸の青銅製小型模倣品の三種のこと。(『日本考古学用語辞典』柏書房)	文化財・考古学用語
石鏃 <small>せきぞく</small>	矢柄の先端に装着する石製の突き刺し具。日本列島では縄文から弥生中期の狩猟具、ときには武器として盛んに用いられたが、弥生後期には鉄鏃に取って代わられた。(『日本考古学用語辞典』柏書房)	文化財・考古学用語
前漢鏡 <small>ぜんかんきょう</small>	中国鏡のうち、前漢時代に製作された鏡の総称。(『日本考古学用語辞典』柏書房)	文化財・考古学用語
倉庫群	租税品等を保管、貯蔵するための施設をいう。(『建築大辞典 彰国社])	建築用語
多鈕鏡 <small>たちゆうきょう</small>	遼寧・朝鮮両青銅器文化に特徴的な銅鏡。外形は円形で、鏡背の中心を外れた位置に2もしくは3個の鈕が付くことからきた名称である。(『日本考古学用語辞典』柏書房)	文化財・考古学用語
銅釧 <small>どうくしる</small>	弥生・古墳時代にみられる青銅製の腕輪。(『日本考古学用語辞典』柏書房)	文化財・考古学用語
銅矛・銅劍・銅戈 <small>どうぼこ どうけん どうか</small>	青銅製武器の一種。日本には朝鮮半島で発達した細形銅戈が弥生前期後半頃、九州北部へもたらされたと考えられる。ほどなく日本でも製作が開始されるが、しだいに非実用的な祭器へと変化した。(『日本史広辞典』山川出版社)	文化財・考古学用語

用語	解説	分類
道路（道）	道の遺構は路面・路床・側溝として検出され、山間部や丘陵部では切り通しとして確認できる場合も多い。路面は踏み固めたり、叩き締めた土の硬化面、あるいは舗装面として確認できる。（『日本考古学事典』三省堂）	文化財・考古学用語
土坑	地面を掘り窪めたあなの総称。墓坑・埋納土坑・廃棄土坑・貯蔵穴・落とし穴などがある。ふつう柱穴のように比較的小形のもの、堅穴住居跡のように大形で機能が明らかなもの間に位置する規模のあなを指して用いる。（『日本考古学用語辞典』柏書房）	文化財・考古学用語
土坑墓	地面を掘り窪めたあな（土坑）に、棺や特別な施設を設けずに単葬遺体を埋葬した墓。（『日本考古学用語辞典』柏書房）	文化財・考古学用語
パブリックコメント	行政機関が政策や規則等を制定するにあたって、その制定しようとする政策などの趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、広く市民から意見や情報、改善案などを募集する手続きのこと。	都市計画用語
広場	考古学では縄文時代の集落遺跡において環状に展開する堅穴住居群で囲まれた内部の空間をいう。1946年宮坂英式が長野尖石遺跡の発掘例から「公衆的設備とも推定し得られる遺構からなる社会的地区」と考え、和島誠一は縄文集落の「集団生活の結集点」「徴標」としてその意義を強調した。（『日本考古学事典』三省堂）	文化財・考古学用語
鞆・羽口	金属の製錬・精錬の際に用いる送風のための設備。羽口は送風口にあたる部分。（『日本考古学用語辞典』柏書房）	文化財・考古学用語
墳墓	墳は土を盛り上げた墓の意で、墳墓は盛土を持つ墓と持たない墓の総称。（『日本考古学用語辞典』柏書房）	文化財・考古学用語
方格規矩四神鏡	青龍・白虎・朱雀・玄武からなる四神や瑞獣・仙人などを細線で表現した主文と、T・L・V形のいわゆる規矩文とを方格鈕座の周囲に配した中国鏡。（『日本考古学事典』三省堂）	文化財・考古学用語
望楼	遠方を望見するための塔状の建築物。遠見櫓。（『建築大辞典』彰国社）	建築用語
埋蔵文化財・周知の埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財とは土地に埋蔵されている文化財（主に遺跡といわれている場所）のこと。また、周知の埋蔵文化財包蔵地とは、埋蔵文化財の存在が知られている土地のことであり、全国で約46万カ所あり、毎年9千件程度の発掘調査が行われている。	文化財・考古学用語
まちづくり・地域づくり	住民が主体となって、あるいは行政と住民とによる協働により、自分たちの住む環境についてハード面、ソフト面の両面から改善を図るプロセスのこと。	都市計画用語
ユニバーサルデザイン	障がいの有無や年齢、性別、国籍等の違いにかかわらず、すべての人が利用しやすい、まちづくり、仕組みづくりなどを行おうとする考え方のこと。	都市計画用語
リーディングプラン	他の同様の計画策定に先駆けて策定される計画であり、かつ今後の計画策定の基本・指標となるもの。	都市計画用語

用 語	解 説	分 類
<small>るつぼ とりべ</small> 坩堝・取鍋	金属やガラスなどを溶融・灼熱するための容器が坩堝であり、溶融したものを鋳型に注ぐための容器が取鍋である。(『日本考古学事典』 三省堂)	文化財・考古学用語
レプリカ	一般的に絵画、写真、文書のような平面的なものの複製はコピーとよばれ、レプリカという場合は、彫刻、建造物、記念碑、機械、道具など立体的なものの複製をよぶ。(『日本大百科全書』 小学館)	文化財・考古学用語
ワークショップ	さまざまな立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。	都市計画用語
A R (augmented reality)	現実の世界を映した光景や映像に、デジタル情報を重ねて、現実の知覚体験をわかりやすく補足、拡張する技術。拡張現実。(『日本大百科全書』 小学館)	情報通信用語
I C T (information and communication technology)	情報通信技術。2000年代前半まではI T (information technology) がほぼ同一の意味で使われてきたが、国際的にはI C Tが広く使われており、日本でもI C Tが併用されるようになった。(『日本大百科全書』 小学館)	情報通信用語
V R (virtual reality)	コンピューター技術や電子ネットワークによってつくられる仮想的な環境から受ける、さまざまな感覚の疑似的体験。仮想現実。(『大辞林』 三省堂)	情報通信用語

## 参考文献等

### 【文化庁 報告書】

『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』（平成 27 年 3 月）

### 【福岡県 報告書】

『福岡県重要・大規模遺跡の保存活用基本計画』（平成 13 年 1 月）

### 【春日市 報告書】

『「春日・弥生の里づくり」基本構想』（平成元年 3 月）

『春日市文化財保存活用基本指針』（平成 14 年 10 月）

『春日市文化財保存活用基本計画』（平成 19 年 3 月）

『市民公益活動支援指針』（平成 16 年 6 月）

『春日市特定事業主行動計画』（平成 17 年 3 月）

『春日市緑の基本計画』（平成 23 年 3 月）

『春日市都市計画マスタープラン』（平成 23 年 3 月）

『第 2 次春日市環境基本計画』（平成 23 年 3 月）

『第 2 次春日市文化振興基本計画』（平成 24 年 3 月）

『春日市地域防災計画』（平成 27 年 9 月）

『春日市人口ビジョン 春日市まち・しごと創生総合戦略』（平成 27 年 10 月）

『春日市地域しあわせプラン 2016』（平成 28 年 3 月）

『第 5 次春日市総合計画後期基本計画』（平成 28 年～ 32 年）

### 【法令】

文化財保護法及び同施行令

建築基準法及び同施行令

都市計画法及び同施行令

### 【文献】

『史跡整備のてびき』文化庁文化財部記念物課

『春日市史（上）』（春日市史編纂委員会，1994）

『自然と遺跡からみた福岡の歴史 新修福岡市史』（福岡市史編纂委員会，2013）

『奴国の首都 須玖岡本遺跡 奴国から邪馬台国へ』（吉川弘文館，1995）

『邪馬台国の時代「伊都国」』（第 19 回国民文化祭・ふくおか 2004 シンポジウム）

『日本大百科全書』（小学館）

『国語大辞典』小学館

『大辞林』三省堂

『造園修景大辞典』同朋舎

『日本考古学事典』三省堂

『日本考古学用語辞典』柏書房

『日本史広辞典』山川出版社

『建築大辞典』彰国社

『小学 6 年 社会 上』日本文教出版

### 【発掘調査報告書】

『筑前須玖史前遺跡の研究』（京都帝国大学文学部考古学研究報告第 11 冊 1930）

『福岡県須玖・岡本遺跡調査概報』（福岡県文化財調査報告書 第 29 集 1963）

『須玖・岡本遺跡』（福岡県文化財調査報告書 第 55 集 1980）

『須玖・岡本遺跡』（春日市文化財調査報告書 第 7 集 1980）

『須玖岡本遺跡』（春日市文化財調査報告書 第 23 集 1995）

『須玖岡本遺跡 2』（春日市文化財調査報告書 第 53 集 2008）

『須玖岡本遺跡 3』（春日市文化財調査報告書 第 58 集 2010）

『須玖岡本遺跡 4』（春日市文化財調査報告書 第 61 集 2011）

『須玖岡本遺跡 5』（春日市文化財調査報告書 第 66 集 2012）

---

---

史跡 須玖岡本遺跡保存活用計画

2018年3月発行

発行 春日市教育委員会

監修 史跡須玖岡本遺跡保存活用計画策定部会

編集 (株)中桐造園設計研究所

---

---